

第百五十三回国
参議院厚生労働委員会會議録第十一号

平成十三年十二月四日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動
十一月二十九日

補欠選任
今井 澄君
円 より子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
阿部 正俊君
田浦 直君
中島 眞人君
朝日 俊弘君
柳田 稔君
松 あきら君

委員

久野 恒一君
佐藤 泰三君
斎藤 十朗君
伊達 忠一君
鶴保 庸介君
中原 爽君
南野知恵子君
藤井 基之君
宮崎 秀樹君
今井 澄君
今泉 昭君
川橋 幸子君
辻 泰弘君
沢 たまさ君
井上 美代君
小池 晃君
大脇 雅子君
森 ゆう子君

国務大臣

副大臣

大臣政務官

事務局側

政府参考人

厚生労働大臣	西川きよし君
厚生労働副大臣	坂口 力君
厚生労働副大臣	榎屋 敬悟君
厚生労働副大臣	南野知恵子君
経済産業大臣政務官	大村 秀章君
常任委員会専門員	川邊 新君
内閣府大臣官房 タウンミーティ ング担当室長	永谷 安賢君
内閣府大臣官房 審議官	磯部 文雄君
審議官	岡本 保君
審議官	久山 慎一君
総務省統計局長	矢野 重典君
文部科学省初等 中等教育局長	工藤 智規君
文部科学省高等 教育局長	宮島 彰君
厚生労働省医薬 局長	尾崎 新平君
厚生労働省医薬 局食品保健部長	日比 徹君
厚生労働省労働 基準局長	澤田陽太郎君
厚生労働省職業 安定局長	酒井 英幸君
厚生労働省職業 能力開発局長	岩田喜美枝君
厚生労働省雇用 均等・児童家庭 局長	眞野 章君
厚生労働省社 会・援護局長	

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(阿部正俊君) 次は、政府参考人の出席
要求に関する件についてお諮りいたします。

いますか、そんなところもあるのかな、まあ緊急でありますからそういう側面があるのもやむを得ないところでありまして、そういう印象を受けざるを得ない。その辺で、本来の構造改革の方向性である程度矛盾しているんではないかと思われ、幾つかあるものでありますから、その辺の哲学についてお伺いをしたい。

例えば、これまでやってこられた、前回もやりました緊急地域雇用対策といいますが、そのことの反省も踏まえて、もう一度大臣に、冒頭、今回の緊急雇用対策についての理念なり哲学なり方針なり、そういったものをお伺いしておきたいと思っております、よろしくお願いをいたします。

○国務大臣(坂口力君) 鶴保委員よりお尋ねがございましたとおり、今回の補正予算におきましてこの雇用対策につきましては、つなぎという言葉がございましたけれども、私も率直に言って、とりわけ特別交付金の場合にはつなぎの役割というふうには思っております。つなぎというべきか、あるいは誘い水といいますが、そうした意味合いを含めた政策であるというふうには思っておりますし、これによって雇用がすべて解決するというわけではございません。年当初に行いましたさまざまな雇用政策、それを実現すると並行して今回の特別交付金を実施する、それによって円滑に雇用を創出していく、そういう立場だろうというふうにも私も思っている次第でございます。

したがって、民間を中心とした雇用の創出というものの手綱をいっときも緩めてはならない、これを真剣にやりながら、一方におきまして、しかしそれでもなおかつ生まれてまいります失業というものの対して一つのつなぎとして、一つの誘い水としてこの交付金を使っていく、こういうことではないかというふうに思っている次第でございます。そして、全体としてセーフティーネットというものが整備をされるということが必要ではないかというふうに思います。

ですから、この特別交付金の使い方でございますけれども、できればこの特別交付金が次の雇用

に結びつきますような、何かそれぞれの地域で知恵を絞っていただいたような形のものをおやりいただければそれにこしたことがないわけでございますけれども、しかしそれは地方のそれぞれの皆さん方にお任せをしまして、そして少なくともこのことが雇用の行き詰まりというものを打開する一つの糸口になるようにひとつお知恵を拝借したいと、そんなふうには思っている次第でございます。

○鶴保庸介君 それでは、その内容であります。緊急地域雇用対策基金を各地域の方からアイデアを出していただいてというふうな話で私も聞いておりますが、その仕組みについて具体的にちょっとお教えをいただけますか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 仕組みについてでございますが、まず都道府県に国が交付する交付金を財源として基金をつくっていただきます。この基金を財源として、都道府県が直接実施する事業、あるいは都道府県が民間企業、NPO等に委託する事業、それからもう一つは市町村が都道府県から十分の十の補助金を基金からもらってみずからやる事業、市町村が委託して行う事業と、大きく言いますとこの四つのパターンで事業が推進されます。いずれも都道府県なり市町村が当該地域の実情に即して創意工夫を凝らしてやっていただくと、その場合に国として一定の事業例をお示しますが、これにとらわれる必要はないという前提でございます。

そして、前回のといいますか現行の交付金制度の反省を踏まえて、できるだけ雇用創出効果の高い事業にしていだくという観点から大きく二つのいわば要件をつけておりまして、市町村を含めた都道府県全体の事業として、各年度事業費の中に占める人件費割合を都道府県全体事業として八割以上、そして新たに雇い入れる雇用者のうち失業者割合を四分の三以上にすること、こういう仕組みで運用することを考えております。

○鶴保庸介君 最後にお願いします。人件費八割以上とか、こういう要件というのは各市町村から上

がつてきた案をもう一度国の方で見直すというように理解をしいいんでしょか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 毎事業年度が始まる前に都道府県から市町村計画を含めた全体の事業計画を国の方に提出していただきまして、要件に合っているかどうかを国の方として一応確認をするということになります。

それで、全体として人件費比率八割におさめる作業は、これは都道府県が市町村と話し合って都道府県がやっていただく、こういう仕組みになっておりまして、事業計画として上がってくるものについては人件費率八割という枠におさまっていることが大抵正常な姿として想定されるということになります。

○鶴保庸介君 わかりました。おおむね国としての方向性を示しつつも、各市町村及び都道府県の主体性に任せて、主体性を尊重していこうという趣旨だろうと思えます。

ただ、そういうことであるならば、やはり国家として失業率の低減に向けてある程度の方針、先ほど例を示すということをおっしゃっておられましたが、示さなければならぬではないか、今、大臣もくしくもおっしゃいました抜本的な雇用回復のために必要なものに果たしてこれがなっているかという、つなぎの要素も少しあるのではないかと、そういうようなお話でいらつしやいましたから、抜本的な雇用回復と言いつけるかどうかというのには少し弱い面があるのではないかというふうに私も印象を受けております。

もしそうであるとしても、今回の雇用対策について、ある程度未来の社会はこんなふうになつていくんではないかという面、例えば長期で見たトレンドといいますが、に沿ったような形で雇用対策を進めていくことが必要なんではないかというふうに思います。

例えば、少子高齢化が進んでまいります。その高齢化に対する対策として何か手を打てないか、あるいは女性の社会進出を促すために保育士など

というのが例示として挙がっておるやに聞いておりますが、その女性の社会進出を促すための雇用創出、また環境面から新たに公が主導して新規産業分野を切り開いていくような、そういう雇用創出の仕方みたいなものが必要なんではないかというふうに思いますが、こういう調整をするべきではないかと思うんですが、その一方で森林作業員の採用あるいは補助教員の採用というような公的部門での雇用みたいなものもふやしていこうじゃないかというふうな話がある。

これは、ちよつと考えてみますと、経済効率を優先しよう、非効率な官依存の経済体制を改めていこうという構造改革そのものの方向性とはやもすると方向性が少し違うのではないかと考えられるわけでありまして。

この辺の調整、矛盾についてどうお考えになるか、ちよつとお伺いしておきたいんです。

○国務大臣(坂口力君) 今お話しになりましたように、この雇用対策と申しますのは、やはり民主導、そして民間が中心になりました雇用創出というものが今後どういうふうになつていくか、広げなければならぬかということが中心であることは御指摘のとおりというふうに私も思います。

この民間を中心とした雇用をつくり出していきますためには、今御指摘になりましたような、やはり政府が中心になりまして、例えば環境の例をお挙げになりましたが、循環型社会ならば循環型社会の道筋をつける、そしてそこに新しい雇用をつくり出していくというふうな努力が必要なんだろうというふうに思います。介護なら介護の問題につきましても、これを手がけることによって大きな新しい雇用がここに生まれたわけでありまして、次にそういう大きなプログラムをどう組むかということが一方において大事だということに思っています。そうした大きな流れを一方でつくりながら、そしてそのときそのときの雇用の具体的な点と申しますか、小さないろいろの問題点を処理していく、あわせてこれをやっているかなければならないだろうというふうに思います。

大卒のところといたしましてはもう御指摘のとおりでありまして、民間主導、そして民間のその雇用をどう創出するかということに最大のねらいを定めて政策を展開しなければならぬのであらうというふうに私も思います。

したがって、そうした新しい大きな取り組みというものが一方にあつて、そして、しかしそれでも幾つも山あり谷ありのひだが生まれてくる、そこをどう埋めていくかという、より細やかなと申しますか、具体的な政策が一方で必要である。その両方がやはり必要でありますから、今回の補正予算におきまところの取り組みは、どちらかといえばその幾つかの山あり谷ありのひだをどう埋めるかといったところの政策でありまして、その前提としての雇用創出という大前提があつての話というふうに私思っているわけでございます。

最近の厳しい雇用情勢等をにらみましてときに、その前提といたしましてところの雇用創出ということが非常に大きなウェートを占めてきた、やはりそのことにもう少し重点を置く必要があるのではないかと、先日も私少し申し上げたところでございますが、そうしたものとあわせての雇用対策。雇用対策というのは、どちらかといひますと出口の対策になりますので、出口だけで支え切れない面もあることも事実でございます。今御指摘になりましたような大前提をもとにいたしまして我々も構築をしなければならぬというふうに思っておりますし、ことしの当初予算におきまさまざま政策と総合してごらんをいただければそうした双方が含まれているというふうに今思っております。

○鶴保廣介君 大臣みずから御丁寧にお答えをいただきますと本当にありがとうございます。くれぐれも大きな流れを見失わないようにしていただきたいと本当に思います。緊急ではあれ、そのための雇用創出対策、緊急雇用創出の対策であらうというふうに思います。

時間が少しありますから、雇用のミスマッチ

チのことについて一点だけちょっと最後にお伺いをして質問を終わりたいと思うんですが、その雇用のミスマッチに対して常々私が疑問に思っておりますのは、失業率何%のうちの多くの雇用がミスマッチによつて起こっている、こういうことを今までおっしゃっておられました。

しかし、よく考えてみますと、このミスマッチがそれほど大きいのであれば、そのことに対する対策というのは、これまで職業紹介であるとか、今回もそうですが、労働者派遣でありますとか、こういったものの充実によつてそのミスマッチを解消しようとおっしゃっておられるんですが、ちょっと調べてみますと、職業紹介は常用労働者で二万人足らずの一部特殊技能者、エリートといひますか、の紹介にとどまっています。あるいは、派遣にしても、登録は百万人を超えていても実働は三十万人前後の小規模な労働市場での話だ。これが本当にミスマッチを解消するための抜本的な政策になつていくのかどうかというのは常々私は疑問に思つておりました。

そこで、労働移動はそもそも、先ほども言いましたとおり、大きな社会の流れとしては必ず必要なもの、必要になつてくるもの、セーフティーネットとして必要なのではないかと思ひますので、小手先の技術で賄えるものではないと思ひますから、総合的に施策すべきものであると考えますけれども、その辺について最後に時間が許す限りお伺いをして、質問を終わりたいと思ひます。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 委員御指摘のように、失業率とか有効求人倍率で見ましても、地域間で相当な格差がございます。これが長期で見てもほとんど変動していないということでございますが、これは結局、当該地域の産業構造の変化というものが、国全体としてはサービス経済化という方向で動いておりますが、各地域におきましてもそうした全体的な動きに沿った動きはありますけれども、その地域においていわば抜本的と申しますか、非常に顕著な形で産業構造の変化が地域の特性に基づいて起きていないということが

ベースにあるかと思ひます。

したがって、今後日本国全体の需給ミスマッチを解消していくためには、委員御指摘のように、産業間とか職業間の円滑な移動を進めていかねばなりませんけれども、少子高齢化ということを考えていきますと、地域間の移動でそれを進めていくということとはなかなか難しくなつていくということになりますと地域内において職業間、産業間の移動をどう進めていくかということになりますので、その受け皿たる産業を地域特性に即した形でどうやって起こすか、そこへ移動政策として適切なものをどう打っていくかということを経営的にやつていかないと全体としての雇用情勢の改善、失業率の低下と構造的部分の引き下げというものはできないんじゃないかと、かように思つております。

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

坂口大臣は、十一月三十日、失業率五・四%発表の折に、容易ならざる事態だ、雇用政策は限界に近づきつつあると、こんなふうにおっしゃつておられます。そこで、本日は、まさに土俵際に立たされた雇用政策、これを私の本日のテーマとして御質問申し上げたいと思ひます。

それに入ります前に、前回、私、この委員会におきまして、十一月六日、BSEについての審議の折に御質問したことにつきまして、最後の部分、御答弁をいただいていたことがございました。すなわち、それは、私の質問、農水省と厚生労働省の縦割りでなく、相互に問題点を指摘し合つて、安易に安全だと結論づけずに、どこに穴があるかお互いにチェックし合う、そして連携して一体的に取り組んでいく、また生産者の立場だけでなく消費者の立場にも立つて対応を進めていく、このことを求めたところでございますが、この点についてのお考えをお聞きしておきたいと思ひます。○国務大臣(坂口力君) 農林水産省の方は畜産の振興ということが中心でございますし、そして我々の方の厚生労働省は食品による健康被害、危

害といったものがないようにするのが務めだというふうに思ひますが、いずれにいたしましても、その双方の接点というのは当然のことながらあるわけでありまして、その接点のところを両方が譲り合うようなことになつては行けません。重なる上がつたボールのように両方が遠慮し合つてしまうと真ん中に球が落ちるというようなことになつてはいけません。ですから、我々は省庁の間のすき間をなくしていくということをやはり真剣に考えていかなければならないというふうに思ひます。

共同いたしまして研究会を立ち上げましたり、さまざまのことをいたしておりますが、その研究会をただ単に共同でつくつたというだけに終わることなく、そのことが本当に機能しているというふうにしていかねばならないという、有機的な結合にならなければならぬというふうに思つております。次第でございまして、御指摘いただきましたことを真摯に受けとめて我々やつていきたいと思つております。

○辻泰弘君 十一月六日に御質問させていただきました折に、その日に十一月十九日にBSE問題に関する調査検討委員会を行うということの御決定の資料をいただいたんですが、そのときの封筒が実は今お手元にお配りいただきました封筒でございます。これは私は非常にいいことだと感銘を受けた次第でございます。大臣の方にはちょっと行つていないようでございますけれども。

要は、農林水産省と厚生労働省が同じ枠の中に入つていくということでございます。実は私は本当に感銘を受けた次第でございます。私の部屋に來ていただく官庁の方にも、こういう封筒を今まで見たことがありませんかと聞きましたところ、いや、ないという方がほとんどでございます。非常に画期的なことだと思つてございまして、この中には横にも縦にも線が入っていないわけでございます。今おっしゃつていただきましたように、この精神がこの封筒にあらわれていると、こ

すのはタウンミーティングについての二つの案内文でございます。一つは十一月十八日曜日の東京国際フォーラムでのタウンミーティングについての新聞広告でございますが、これは実は改革のテーマということでございまして、「その他」を入れまして二十三あるわけでございますけれども、この中に残念ながら雇用というものが全く入っていないことでもございます。中には、「社会の構造改革」の中に「米国同時多発テロ事件への対応」というものまで入っている。そしてまた、「その他」という二十三番目には「上記二十二項目以外に、重要であると思われるテーマがあるときは、別途、お書き添えください」と、こういうことがあるわけでございます。

しかし、いずれにしても十一月十八日時点、当然ながら雇用のことも大変重要な課題であったわけでございますが、このことには全く触れられていない。私はこの広告を見て非常に残念に思っています。やはり政府の雇用に対する認識といえますか、冷たさというものがここにあらわれているのではないかと、このように思った次第でございますが、このことについて、どういうことで入っていないのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(永谷安賢君) この二十二項目の選択肢の中に何で雇用に関する項目が入っていないかという御質問でございます。

御案内のとおり、今回のタウンミーティングでありますけれども、小泉内閣の構造改革を国民との対話のもとに問題意識を共有しながら進めていくというために行っているものであります。

このアンケート、新聞でのアンケートでありますけれども、これは当日その会場に参集していただく皆様方がまさに構造改革という側面にスポットライトを当ててどの分野に強い関心を持っていたかというのを探るといふことで実施したものでございます。

例えば、ここにありますように、今、先生がおっしゃったようなお話でまいりますと、短期的な景気対策といった当面する最重要の課題というの

入っていないわけですね。それと同じような趣旨でありますけれども、私どもの方からは、構造改革を進めることで景気回復を進めていく、それでもって雇用もふやしていく、そういうふうな意味で一般的な形では含まれていないんじゃないかというふうな理解していただければいいかと思っております。じゃ何で入っていないのかというお話をするとすれば、当然、雇用の拡大というテーマでありますけれども、構造改革に密接に関連する問題ではあるんですけれども、その反面ではどうしても短期の景気動向と密接な関連性を有してとらえられがちである、したがって、今の景気状況のもとで雇用のテーマというのをここにスペシフィックに掲げたときに、あるいは場合によっては短期的な問題と構造的な問題がごちゃごちゃになるんじゃないかというふうな危惧のもとにあえてここでは触れなかったというところではないかと思っております。

持つわけでございます。十二月十六日の方は、「前向きな明るい構造改革、すなわち「雇用創出型の構造改革」を目指すということがうたわれているわけでございます。

今までの路線というのが国民の雇用、生活にとつて後ろ向きで暗い改革だったというふうな認めておるならそれなりに評価する面はある気もするんですけれども、いつから小泉改革が「前向きな明るい構造改革」「雇用創出型の構造改革」と位置づけるようになったんでしょうか。

ながら、雇用の問題にとりあえずテーマを絞ってタウンミーティングをやってみようかというふうなことでもやることになったということでもあります。

○辻泰弘君 それでは、この「前向きな明るい構造改革、すなわち「雇用創出型の構造改革」という言葉が政府の文書で活字になったのはここからですか、以前にありましたか。

○政府参考人(永谷安賢君) 政府の公式文書にいつから載ってきたかというのはちょっと私も定かではないんですけれども、いずれにしても、これにありますが、内閣府の特命顧問をされていらつしやいます島田先生がよくこのフレーズをお使いになつておられる。つまり、どうも構造改革ということで、やれリストラ、やれ失業ということでも世の中暗いイメージだけが先行しているんじゃないか、むしろそういういろんな動きを逆手にとつて、もつといいこともあるんだという側面、そつちの方の側面を強調したらどうかというような気持ちを含めて明るい構造改革というような言葉遣い、ターミノロジーをされているんじゃないかというふうな想像をしております。

たまたま東京の会場では参加されている皆様方からの雇用に関する質問というのは余り多くなかったんですけれども、例えば東京以外では、宮崎あたりでは構造改革に伴い発生する失業者を吸収するような具体的な姿を示してくれとか、あるいは島根ではよりスペシフィックに、山林整備をすることで雇用の吸収をしてくれとか、あるいは宮城あたりでは有給休暇の取得を義務づける、今はやりのワークシェアリングみたいなお話でありますとか、それから働く人の健全な心の確保がとて重要じゃないかというふうな、これは静岡でありますけれども、そういうような指摘が行われるなど、雇用についても非常にたくさん御議論をいただいたというふうな認識しております。

では、それを具体的にどういうふうなやつにやつかということでもありますけれども、今どういうふうなやつにやつかというのを検討中でありまして、この間、東京でのタウンミーティングのときに総理がおっしゃったのは、例えば雇用でありますとかあるいは教育でありますとか介護でありますとか、そういうふうな政策テーマ別のタウンミーティングを行うというのも一案だねというふうなことをおっしゃつておりました。それから、私も事務方としては、これまでどつちかといつたら官主導みたいな形でやってきたんですけれども、より国民の参加意識が高まるようなスタイル、まさに政府と国民、有志との共催みたいな形で行えないものかというふうなことをいろいろ今検討しているさなかであります。

先行き、テーマに応じてまたこのあたりのキャッチフレーズも変わってくることはあり得るんじゃないかというふうな思っています。

○辻泰弘君 私は、構造改革を推進する当初から、やはりこういうスローガンというものがあつた上でなされるべきだと思つておられるわけではあります。そういう意味では、おくれればせめてありますけれども、これもまたツレートの一つになると思うんですが、こういう方向を打ち出されたこと自体は結構なことだと思つていますが、恐縮な

○辻泰弘君 次に、もう一つの十二月十六日の案内もございまして、実はこれはある意味ではいいわけですが、これだけ見ればいいわけですが、その継続性という面においてちょっと疑問を

今度、十六日に開催しますタウンミーティングというのは、まさにそういう意味での試行錯誤の一つであるということでもあります。現下の非常に厳しい雇用情勢にかんがみて、官邸とも御相談し

がら、ある意味では最初からわかっていたようなことだと思わなければならない。

私も温かい構造改革と申しましたし、公明党さんは人に優しい改革とおっしゃったように、前も申し上げましたが、だんだんそういう意味では、ある意味では当然のところに来ているのかなと思わなければならない。そのことはともかくとして、いささか場当たりの感じもいたしますけれども、やはり今までは一歩前進と思わなければならない。前向きな明るい構造改革、まさに雇用創出型の構造改革にしっかり取り組んでいただきたいと思います。大臣、ちよつと言ひ願ひします。

○国務大臣(坂口力君) この雇用創出型の構造改革という言葉は、これが初めて出たわけではなくて、これはもうかなり前から使われているというふうに思っています。ことしの当初から方針としてはこういう方針で来ていたわけでございますし、先ほどお話をしましたように、特に島田教授はそうしたことを踏まえて五百三十万の雇用創出というのをとおめいただいたというふうに思っております。

したがって、明るい気持ちで我々は構造改革に取り組んでいくという、その趣旨のところは私は今までからあったというふうに思っております。とりたてて最近それが変わったというわけではございませんけれども、しかし十二月の十六日にこういうことを一つのメーンにしてタウンミーティングをするという行動を行う、これは今までになかったことではないかと思っております。やはり取り組みとして色をより鮮明にしたということではないかというふうに思っている次第でございます。

○辻泰弘君 政府が掲げる構造改革は、島田教授の改革ではなくて小泉総理が主導されることの改革でございます。そういう意味において、小泉総理の所信表明にそういうものが入っているならば、それはそれでそのとおり受けとめるわけでございますが、こういう形で改革の方向性というものが何かないうちに修正されていくと

いうふうな、そういうこと自体は私はある意味ではおかしいんじゃないかと思っておりますが、そのことを聞いても仕方がありませんので次に移らせていただきます。

さて、大臣の本国会における、この委員会における厚生労働大臣あいさつというのがございました。たしか十月の十六日であったかと思っておりますけれども、そのときの中に、雇用対策というところ、今後、不良債権処理の進展等に伴い厳しさを増すことが考えられます。というのを御指摘になっておられるわけでございます。小泉総理も、不良債権処理については遅くとも集中調整期間が終了する三年後には不良債権問題を正常化しますというのをおっしゃっているわけでございますが、不良債権の処理の問題については、不況下では不良債権処理を急ぐべきではない、企業倒産が増加し景気の冷え込みが加速して処理しても処理しても不良債権がふえ続けるという悪循環を招く、政策としてはまず景気回復を優先させるべきだということ、このような指摘もあるわけでございます。

そこで、雇用の問題に責任を持たれるところの厚生労働大臣にお伺いするわけでございますが、不良債権の処理について急ぐべきか、景気回復を優先させるべきかどうか、その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) これはなかなか難しい御質問だというふうに思いますが、やはり小泉内閣といたしましては、雇用を改善していきましますためには、あるいはまた経済を改善していきましますためには、どうしてもこの不良債権処理等々、こうしたものをまず早く決着をつけないとかならないという立場に立っているわけでありまして、この不良債権処理ができてきたことが現在の不況の大きな原因になっている。ただ、それじゃ不良債権だけかと言われれば、私はほかの要素もあるというふうに思います。いろいろの要素がまざり合っていますけれども、その中で大きな要素として不良債権の処理というものがよく出てきたというこ

とがあった。不良債権処理を行うことによって、そして構造改革、そして経済改革を早く進めていくということに結びつけていく、そういう手順で今行っているところではないかと思っております。その不良債権でございますから、当然のことながら、この不良債権処理というものを進めていく中で起こってまいります雇用の不安といつたようなものをどう安全ネットをつくって、そしてそれをカバーしていくかということをお考えいただければならないというふうに思っている次第です。

○辻泰弘君 いわゆる骨太の方針、六月閣議決定ですけれども、その中では、五年間で五百三十万人の雇用創出、また離職者、転職者に対するセーフティーネットの拡充、これを図りつつ不良債権処理を急ぐべきだ、というふうになつていて、この中でございますが、大臣とされては、不良債権処理を推進していく上での雇用対策というものが既に、セーフティーネットができていて、この部分はどう理解すべきでございますか。

○政府参考人(磯部文雄君) 議員御指摘のとおり、労働力は成長の重要な要因の一つであると考えております。しかしながら、労働時間が減少傾向にあり労働力人口が減少していく我が国におきましては、労働投入の量的増加に頼った経済成長は持続することは今後難しいのではないかとこのように考えております。

○国務大臣(坂口力君) 失業者が出ないようにはしていくというところは、それは大前提であらうというふうに思いますが、構造改革というものを言いますと、しかしそうも言えない。やはり構造改革をすることによって一時的に失業者が出るということもあり得るという、そういう一つの私は前提があるというふうに思います。

それで、そのためにはどうするか、もし起こったときにはどうするか。その安全ネットというものを一方においてつくりつつ、そしてこの構造改革というものを進めていかなければならない。そして、結果としては一日も早く失業のない、そして経済の安定をした状態をつくり出していくということを我々は大きな期待を込めてやっていくと

いうことだろうというふうに思います。

○辻泰弘君 骨太の方針に絡みまして一つ聞いておきたいんですが、骨太の方針にこういうフレーズがございます。「グローバル化した時代における経済成長の源泉は、労働力人口ではなく、「知識／知恵」である。」と、こういう指摘でございます。経済成長というものは、資本、労働力、技術進歩によるというのが経済学の基本であったかと思わなければならない。また現に今も生きている、閣議決定されている「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」、平成十一年閣議決定ですが、この中でも二〇一〇年ごろまでの経済成長を資本、労働、技術進歩の寄与の和で説明する成長会計で分析を行っているわけですが、この小泉内閣の構造改革というのはこれまでの経済学の基本まで塗りかえられるような理論に裏打ちされているというふうなことになるのでしょうか。

○政府参考人(磯部文雄君) 議員御指摘のとおり、労働力は成長の重要な要因の一つであると考えております。しかしながら、労働時間が減少傾向にあり労働力人口が減少していく我が国におきましては、労働投入の量的増加に頼った経済成長は持続することは今後難しいのではないかとこのように考えております。

こうしたことから、御指摘の文章は、労働力を単に量としてとらえるのではなく、人の能力を生かすという意味で、技術革新を生み出し、生産性を高め、資本を効率的に回転させる知識、知恵が重要であるということを強調したものだと考えております。

労働力人口が成長の要因として重要でないというふうな考え方は、選考前ではございません。○辻泰弘君 私は、選挙前ではございましたけれども、この文章を見まして、この「労働力人口ではなく」というところに特に何か冷たいものを感じまして、そういうことで申し上げたわけでございます。それで、同じくいいですか、本委員会におけ

る厚生労働大臣発言、十月十六日の中に次のことがあるんですが、雇用対策に万全を期し、新しい成長の基盤を構築すると、こういうお話がございました。

雇用対策に万全を期し、新しい成長の基盤を構築する、この脈絡がちよつと必ずしも私は明確でないと思うんですが、この部分をちよつと御説明いただけませんか。

○国務大臣(坂口力君) 先ほどから述べておりますように、やはり経済を立て直すということを中心に考えました場合に、その経済がなぜ現状のようになつてゐるのか、そのことに思いをいたしたときに、やはり不良債権の処理でありますとか、あるいはまた構造改革というものがおくれゐるがゆゑに現在の経済の状況が存在をするという理解のもとに今我々の政策は進んでゐるわけでございます。

したがいまして、その政策を進めていきますと、全体として経済を立て直しというものを行つていく反面において、雇用問題というものがやはり重要になつてくる。経済を立て直しを行います一方において雇用対策というものを並行してやつていかなければならないことを強調したと申しますか言つたわけでありまして、その経済を立て直しと雇用の創出というものを相前後して、どちらが上でどちらが下ということを言つてゐるわけではございません。一番中心になりますのは経済の立て直し、それに対して起つてまいります失業という問題を、これを最小限に食い止めていくというためにどういう施策を我々は重ねていったらいいか、そこがやはり大事なところだということを強調してゐるわけでございます。

○辻泰弘君 今も生きてゐる第九次雇用対策基本計画についてお伺いしたいと思います。

この計画は、平成十一年八月十三日閣議決定でございまして、雇用対策法に基づく計画でございまして、その中には、参考資料ではございませうけれども、二〇一〇年ごろの完全失業率は三%台後半から四%台前半だと、このようなことが見通され

た計画でございまして、ある意味では状況が変わつてゐる中で計画は前提が大きく変わつてゐると思うわけではございませうけれども、この計画の改定についてお考えはいかがでございませうか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 御指摘のように、第九次の雇用対策基本計画、平成十一年から十年程度を計画期間としております。したがいまして、繰り返しになりますが、先生御指摘のように、完全失業率につきましては三%台後半から四%台前半を見込むということになっております。

この第九次計画を策定したときのいわゆる我が国の経済計画、正式には「経済社会のあるべき姿」と経済新生の政策方針」というものをベースにしておりますが、現在、経済計画として新しいものをつくるかどうかというのはいろいろな検討がなされてゐるようであります。

中期経済財政計画というものが新しい経済計画になるといふことだとしますと、雇用対策法上、雇用対策基本計画は経済全般の計画と調和を持つようになしなればならないという規定がございまして、この計画の改定ということも検討課題に上るといふふうに思つております。

○辻泰弘君 今、経済財政諮問会議で取り組んでおられる中期の経済財政計画、これは二〇〇二年から二〇〇六年度までの五カ年計画を作成中で、ことしじゅうに、一応一月中旬に仕上げる、例の医療保険の問題でちよつとおくれつてゐるようですが、そういうことがあるわけではございまして、これはまさに雇用対策法で言うところの「政府の策定する経済全般に関する計画」ということになるわけではございませうから、それに伴つての改定といふもの、十次を作成するといふことが不可欠だと思ひます。

とりわけ、九次の計画の中を拝見いたしますと、後で質問したいと思ひますけれども、これからの一つの大きな課題であると思われるワークシェアリングについてもあるわけではございませうけれども、その対策の中の「基本的事項」の中の「新規事業展開等による雇用創出」の中の七番目に、「いわゆるワー

クシェアリングも視野に入れ、「雇用の創出等を図ることが今後重要性を増すものと考えられる」といふふうな、ある意味で位置づけとして低いようになつてゐるわけではございまして、そういう意味からも状況が大きく変わつてゐるわけではございませうし、また聞くところによりますと、経済財政計画、今、経済財政諮問会議でやつてゐるその計画自体ローリングプランになつていて、毎年見直しを行つていくということのようではございませうけれども、そういうような立場から状況に応じた雇用計画というものをつくつていただきたい。基本計画ですからそこそこ変えることもいけなかつたかと思ひますけれども、しかし一つのその時点でこの計画というのを持つことによつて当面する政策といふものをどうするかということが出てくるという側面もあると思ひます。

そういう意味で、大臣、第十次雇用対策基本計画の策定についてどういふふうに進めていかれるか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 今、先生御指摘の点について二点だけ明確にしておかなければいけないといふこと、こう思ひます。

現在策定中の中期経済財政計画が最終的にどういふ性格のものとして決定されるかということと雇用対策基本計画の改定との関係が、これは非常に、財政計画の性格に大分影響するといふ点で、今の段階で必ず連動して十次計画をつくるということにはならないといふ点が一点であります。

それから、雇用対策基本計画本来の使命として、国が雇用対策として基本的になすべきことについて新しい政策方向が必要だといふことであれば、例えばワークシェアリングの問題がそうであれば、財政計画の問題の反射だけではなくて、雇用対策基本計画の論理として当然見直すという要素が出てくると、こういう一点でございませう。

○辻泰弘君 そういたしますと、どういふ状況になれば政府の策定する経済全般に関する計画に値するといふことになるんでしょうか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) ですから、現在策

定中の中期経済財政計画が雇用対策で言うところの国の経済全般の計画といふものにオフィシャルになるかどうかということがかなり重要なポイントだと思ひます。

○辻泰弘君 ということは、閣議決定があるかどうかといふことでしょうか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 中期経済財政計画の中身にもよります。

○辻泰弘君 そうすると、この雇用対策基本計画の改定につながるような中身といふのはどういふ場合なんですか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) ですから、繰り返しになりますが、国の経済全般の計画にふさわしいものといひますか、それに内容的に即したものでどうかといふことだろうと思ひます。

○辻泰弘君 そうすると、今、経済財政諮問会議でやろうとしてゐることは経済全般に関する計画じゃない可能性もあるといふことですね。

○政府参考人(澤田陽太郎君) そこはまだ可能性があるとかないとかいふことじゃなくて、どういふ形で内容が確定して、どういふ形式でオーソライズされるかといふことを見るといふことではございませう。

○辻泰弘君 一般的に言ひますと、常識的に考えるならば、今、経済財政諮問会議が取り組んでゐるのは経済全般に関する計画であることは間違いないし、またそれを閣議決定という形をとられるかどうかわかりませうけれども、政府の計画としてとらえてやつていくといふことは私は常識的な理解だと思ひますけれども、そうではないといふことが出てくること自体私はよくわかりませうけれども。

このことで時間を費やすことはあれですけれども、どうか大臣におかれましては、計画をつくること自体が目的ではございませうけれども、状況といふのが大きく変わつてゐる中で、やはり国の基本計画、それなりにしつかりしたものを打ち立てて、特に、後で聞きたいと思ひますが、ワークシェアリングの問題もしつかりと位置づけたよう

な計画をつくっていただきたいと思ひます。

大臣、一言お願いします。

○国務大臣(坂口力君) これはもう少し推移を見ないといけないということがあるというふうな思ひますが、いずれにいたしましてもこれから雇用状況というものが十分にもう少し踏まえないといけないというふうな思ひます。雇用状況が踏まえるということ、その前に経済全体の状況をどう踏まえるかということになるだろうというふうな思ひます。テロ事件後の状況というのは非常に変わりました。その変化に対してどうしていくかというふうなこともあるだろうというふうな思ひます。

○辻泰弘君 そういう意味で、まさに状況の変化があるわけですから、ワークシェアリングなんかも本当に一言触れてみるみたいな計画でございまして、そういう意味で、そういうものをしっかりと位置づけて、そういうものの新しい取り組みの基本姿勢を示していただきたい、このことを申し上げておきたいと思ひます。

次に、完全失業率の問題についてお伺いしたいと思ひます。

十月の失業率は五・四%と過去最悪だったわけでごいまして、唯一好調だったサービス業でも新規求人数が急速に鈍化したということで、再就職の支援が急務となっているわけでごいまして。

これにつきましては各都道府県も力を尽くしておられるわけで、先般も東京都の緊急雇用対策が実施された、また東京都は独自の労働力調査を行って都内の失業率を出されたということもございまして。また、私は兵庫県の選出でございましてけれども、二〇〇四年度までに五万人の雇用創出だとか、県庁の職員の残業を減らして新たな雇用を創出する意味でのワークシェアリングとか、そういう取り組みもございまして。大阪府でも失業された方を雇用開拓員というふうな取り組みなどをなされているわけでごいまして。そういう都道府県レベルでの取り組みが懸命になされている。

そして、先ほども議論がございましたように、緊急地域雇用創出特別交付金、補正予算で三千五百億つけられたわけですが、これの実施については客観指標に基づいて各都道府県に交付する。その客観指標としては労働力人口、求職者数、完全失業率などというふうになっているわけでごいまして。

それで、私は、完全失業率が今全国で十地域の数値しか示されていないわけでごいましてけれども、完全失業率についても都道府県ごとの数値というものがあつてしかるべきじゃないかと、このように思ふわけでごいまして。有効求人倍率は都道府県ごとに出されております。また、消費者物価指数、家計調査報告なども都道府県所在地のものが出されているわけでごいまして、生活に密着した経済指標が都道府県という単位でなされているというのを思うときに、失業率もぜひ都道府県のものが出たいと思ふわけでごいまして。

つくっておられるのは総務省の方でございまして労働省の直接ではございませぬけれども、しかしお話を伺いますと、都道府県で調査をされたのを中央に持つてくるということでごいまして、都道府県で調査をしようと思ひますと、母数が少ないという御指摘もございまして、少し充実をさせることによって都道府県レベルの失業率というものが出せるだろうと思ひますし、失業率が出たからといってそれで雇用が改善するわけではございませぬけれども、そのような調査の過程の中に答えを出していくこともあるかもしれない、このように思ふわけでごいまして。

そのような意味で、統計のために統計があるわけではございませぬので、やはり生活だとか政策推進のための指標でございまして、そういう意味で完全失業率についても都道府県単位のものが出せるように労働行政の責任者たる大臣のお立場からも総務省に対して御尽力をいただきたいと思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(坂本哲也君) 都道府県別の失業率

の公表についてでございますけれども、ただいま先生お話しございましたように、これは総務省の統計局でやっておりますけれども、労働力調査の調査規模、現状では調査世帯のサンプル数は四万世帯ということなんです、これは各都道府県別に信頼性を確保するということには、このサンプル数をかなりふやさないといつたような問題点があるというふうにも私も理解をいたしているわけでごいまして。

しかしながら、各都道府県レベルでの失業率の把握ということ、御指摘のように、地域の雇用情勢を的確に把握して雇用対策を行う上で大変重要な指標であるというふうにも考えられるわけでごいまして。私もそういったしまして、いろんな機会をとらえまして、各都道府県ベースでの失業率がいろんな工夫がでないのか、そういった公表の方式につきまして総務省の方にいろんなお話を申し上げているところでございまして。

○辻泰弘君 この点につきまして、ぜひお取り組みいただきたいと思ひます。

大臣、ぜひお願いします。一言お願いします。

○国務大臣(坂口力君) 先般の予算委員会におきましても御質問がございまして、失業率の問題ばかりいふも頭にあるものでございまして、できるだけそういうふうないたしますというふうな答えましたら、総務省の管轄でございまして、少しおしかりを受けましてお断りを申し上げたところでごいまして。

しかし、思いをいたしましては私も同じ思いをいたしております。統計を見ますときに、有効求人倍率は都道府県別に出ているわけでごいまして、完全失業率もそういうふうになればなというふうにも思ふわけですが、例えば北海道でありますとか、あるいは近畿でありますとか、あるいは九州というふうな形でブロック別には出ているわけでごいまして、そうした九州の中でどこが特に悪いのか見たいないうふうな思ひましたときに、それ以上のがなかなか出にくいというふうなことがございまして、これは御指摘いた

いただきましたことを総務省にもよく伝えて、そしてぜひそういうふうになればというふうにも私も思ひます。

○辻泰弘君 ぜひよろしく願ひいたします。

それで、失業、倒産がふえている中での問題として、未払い賃金の立てかえ払いの制度についてお伺いしたいと思ひます。

未払い賃金の立てかえ払いの制度は、企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払い賃金の一定範囲について労働福祉事業団が事業主にかつて支払う制度でございまして。そして、来年一月一日よりは上限額を引き上げるという方針が先般決められているわけでごいまして。

そこで、一つ私は申し上げ、お願いしておきたいんですけれども、この立てかえ払いの手続というものが、例えば破産のケースで、管財人の対応が遅くて制度の趣旨にそぐわぬ例があると。破産等の場合に、労働者のためのセーフティネットとしてせっかくある制度がしっかりと機能するように管財人、清算人等に周知徹底を図っていただきたい、このことをお願いしたいと思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(日比徹君) ただいま御指摘のとおりでございまして、立てかえ払い、これは迅速な処理が望まれるわけでごいまして、従来も管財人等の方々向けにパンフレットあるいは手引書のようなものを作成してお願ひしておるところでございまして、今後におきましても、こういう迅速な処理を図る観点から、さらに一層周知あるいはお願ひをいたしたいと思ひます。

○辻泰弘君 私は自分自身が兵庫でございまして、その中で倒産された、破産されたケースがございまして、大阪に本社がある丸誠重工という件でございましてけれども、その点につきまして労働基準局の監督の方で大変しっかりと対応していただきました感謝しておりますけれども、どうかこの点、やはり年を越すということが生活にかかわるようなこともございまして、私がお願

いた件だけではございませんけれども、どうか迅速な手続にお努めいただきますように御要請申し上げたいと思います。また、そのときにお世話になった皆さん方には感謝を申し上げております。

さて、雇用保険財政についてお伺いをしたいと思います。

今回の法案の中では、職業訓練の受講者に対する雇用保険の給付の拡充ということが一つの項目になっているわけでございます。現状といたしまして、失業者が急増し、雇用保険の財政、二〇〇二年度中にも積立金が枯渇するおそれ強い、このように思われるわけでございますが、雇用保険財政の現状と見直しについて御見解をお示しいただきたいと思ひます。

○政府参考人(澤田陽太郎君) まず、今年度の補正後予算ベースで見ますと、十三年度末の積立金残高が四千九百八十七億円と見込んでおります。十四年度の概算要求におきましては、収入が二兆三千二百三十億円、一方、支出が二兆六千五百七十二億円というのを見込んでおりますので、その差分、いわば単年度赤字の分が三千三百四十二億円となりまして、これを積立金から受け入れるということになっております。したがって、平成十三年度末の積立金残高から十四年度概算要求で見込んでおります積立金の受け入れ三千三百四十二億円を引きますと、十四年度末の積立金残高は一千六百四十五億円ということになります。

なお、十三年度の支出、十四年度の支出にはそれぞれ予備費を計上しておりますので、幸いこの予備費を使うことがなかったというのを考えますと、十三年度、十四年度の予備費合計が一千九百二十四億円になりますので、それが十四年度末の積立金残高にプラスされるということもあり得まして、そういう計算をいたしますと、加減しますと、予備費を使用しないという前提に立ちますと、十四年度末の積立金残高は三千五百六十九億円ということになります。

○辻泰弘君 雇用保険料は今年度に〇・四%引き

上げられたばかりですけれども、今のようなお話でございますと、来年度いっばいは再引き上げということにはつながらないのではないかと、こんなような理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 先般、国会の委員会答弁で大臣から現在保険料の引き上げは考えていないという御答弁がございました。

今、十四年度いっばいというお話がございましたが、雇用保険財政を見通すには、大もとの経済の動向がどうなるかということが大変重要でございます。それにつきましては、政府の経済見通しでございますのは年末でありまして、それが正式に閣議決定されますのは一月に入ってからでありますし、また雇用保険の独自の問題として、この四月に制度改正をいたしまして給付の重点化を図ったところでありまして、年度いっばいは旧制度の給付を受ける方と新制度の給付を受ける方が混在しますと、制度改正の影響と申しますか効果がどう出たかを検証するにはなおしばらく時間がかかるというようなこと等々ございまして、いつの時点というところは今の段階では本当に申し上げることはできません。

○辻泰弘君 保険料徴収の問題についてお伺いしたいと思います。

医療保険制度改革という流れの中で坂口私案なるものが出来まして、その中に医療、年金、介護、雇用など各保険料の徴収を五年以内に一元化という御指摘がございました。また、厚生労働省の医療制度改革試案におきましても、年金、医療、介護、労働の保険料徴収については早急に一元化するための準備を開始すると。骨太の方針でも社会保険と労働保険の徴収事務の一元化ということがうたわれているわけでございますが、この各保険料の徴収一元化についてどのように進めていかれるのか、御方針をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 医療制度改革を進めていきます上で、小泉総理は三方一兩損ということをおっしゃるにありますが、やはり役所の側、今まで保険等を扱ってまいりました役所の側もやは

り痛みを感じなければいけないというふうに思っています。

現在まで年金、医療、介護、そして雇用と四つの保険があるわけでありまして、その徴収はそれぞればらばらに行われているわけでございますから、これは、これだけIT化が進んでまいりました世帯でございますので、私は一元化ができるものというふうに思っています。

したがって、一元化を行って、そしてそこでむだの省けるところは十分にそのむだを省くというのをひとつ行わなければなりませんし、ただ一元化をするというだけではなくて、それによつて新しい社会保障の体系をつくり上げるといふことにも役立てなければならぬというふうに思っている次第でございます。

現在、その取り組みにかかっているところでございまして、平成十五年度の電子政府化にあわせまして、インターネットによります届け出の一元的な受け付けを実施できるように今進めているところでございます。また、保険料の徴収などの業務につきましては、一元的に行うための体制のあり方を現在検討しているところでございまして、これらを総合的に見て、そして実施をしたいというふうに思っています。骨格はかなりでき上がってきているというふうに思っている次第でございます。

○辻泰弘君 それに関連して社会保障番号制ということの考え方についてお聞きしたいと思いますけれども、今後の課題としていわゆる非正規社員というものの社会保険適用というものを考えるときに、それをしっかりとやっていくという上では社会保険番号制のものが必要になるのじゃないかと。今おっしゃったこともその流れになるのかも知れませんが、例えば労働を開始する、人を雇うときには必ず社会保障番号が必要となるといふシステムをつくるならば企業の迷惑による保険未加入という問題はなくなるということもござい

このことは骨太の方針でも社会保障番号制の導

入ということがうたわれているわけでございましてけれども、社会保障番号制のような考え方についていかが考えでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 社会保障番号につきましては、現在既に年金における番号は存在するわけでございます。この年金の番号を医療ですとあるいは介護の方に、あるいは雇用の方に広めていくべきかどうかということにつきまして、現在検討はされておられません。しかし、これから社会保障を全体として考えていきますとき、先ほど申しましたように、徴収の一元化等を行っていくというようなことになってまいりましたときに、共通した番号制というものが大事になるといふことも私は起り得るというふうに思っております。しかし、この番号制というのはいろいろのメリットと、そして使い方によりましてはデメリットもあるわけでございまして、そこはよく皆さん方に議論をしていただいて、そして合意を得た上でなければ、やはりここはなかなか前に進むことができない問題だということにも思っているわけでございます。

我々、この年金番号等を十分に活用させていただいて、そして皆さん方に番号の存在価値というものをご十分にわかっていただくようにしていきたいから今後のことを考えていきたいと思っております。

○辻泰弘君 先ほど申し上げましたワークシェアリングについてお伺いしたいと思います。

ワークシェアリングについては緊急避難型、中高年対策型、雇用創出型、多様就業対応型というような分類などがあるわけでございますが、それにつきまして坂口大臣は、日本で導入するにはまずどのタイプでいくかを決めなければならぬ、このようなことをおっしゃっているわけでございます。

現時点で、大臣としてはどういう形が望ましいといたしますか、どのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) このところは労使の皆

さん方の御意見も十分に聞かなければいけないというふうに思います。小泉総理からは、ぜひ労使とそして政府との間の三者協議というものを始めて、来年の三月ぐらいまでに結論を出してほしいと、こういうふうに言われているところでございます。

これを進めていくにつきましては、先ほど委員からも御指摘ありましたように、やはりどうした内容にしていくなかで、どうしたタイプのものを採用していくかということを決めなければならぬというふうに思いますが、ここは政府の方が一方的にこの案でやるべきだというふうに言うのは控えなければならぬ、やはり労使の皆さん方が理解をしていただけるタイプにしていかなければならないというふうに思っております。

しかし、一時的な現在の経済動向、あるいは一時的な雇用情勢というものを踏まえたものではなくて、もう少し中長期的な展望を持ったワークシェアリングにしなければならぬのではないかと、こういうふうに私個人は思っているところでございます。

そうした立場でこれから話し合いに臨みたいというふうに思っておりますが、諸外国の例を見ましたときに、例えばフランスでありますとかオランダでありますとかといったようなところは中長期的展望に立つてこの問題に取り組んでいるというふうに思っております。外国がやりましたのと同じことを日本でやるということはない、やはり日本は日本型としてのワークシェアリングを構築しなければならぬというふうに思います。そうした諸外国のことも参考にはなるだろうというふうに思っている次第でございます。

○辻泰弘君 このワークシェアリングにつきましては、オランダにおけるワークシェアリングというものが注目されております。

オランダの労働市場改革の出発点は一九八二年のワッセナー合意、政府のイニシアチブによって賃金上昇率の抑制、パートタイム雇用の促進、労働時間短縮を通じた雇用の創出に政府が合意を

されたということからオランダ政府は同一労働同一賃金の法律をつくられた、また社会保険料の軽減を行うということをやられたわけでございまして。また、フランスのワークシェアリングにおいても社会保険負担の軽減などの政策が講じられているわけですが、政府としてのそのようなワークシェアリングを推進していく上での支援方法にはどういったものがあるとお考えなのか、お示しいただきたいと思っております。

○国務大臣(坂口力君) 支援方法。

○辻泰弘君 サポートする、支援する、推進方法。○国務大臣(坂口力君) そこが一番我々としては決めなければならないところだというふうに思っておりますけれども、そこまではまだちよつと行っていないんですね。どういうタイプをつくるかということによって支援の仕方というものは変わってくるだろうというふうに思っています。そのタイプの決定によって我々の支援体制というものの姿というものがそこで明らかになってくるというふうに思いますが、いずれにいたしましても、労使の皆さん方だけにお任せをして、そしてただその調整役をするというだけでは済まないだろうと私も思っております。

そのときにそれじゃどういうことを政府としてやるかということにつきましては、そのタイプによつてかなり内容は違いますが、今我々がここで行っているところでは申し上げることはできません。しかし、その労使のお話し合いが十分に進んでいくような方向で我々も協力をしなければならぬと思っております。

○辻泰弘君 この問題につきましては、ワークシェアリングにつきましては塩川財務大臣も大変積極的に、財政措置を講じて支援すべきというふうなお考えも国会で御答弁されているわけでございます。また、塩川大臣が一定の助成金の提案を厚生労働大臣にされて、その検討を事務方に指示された、このようなことも言われているわけですが、このような塩川財務大臣の御見解、

これを受けて来年度から何らかの支援措置を講ずるといふようなお考えはないのか、せっかく財務大臣がおっしゃっているわけでございますから要求されてはどうかと思うわけですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 財務大臣は個人的な考えという前置きのもとに御発言になられているわけでありまして、財務大臣が年来、年来と申しますか、今までからお考えになっておりましたワークシェアリングについてのお考えを述べられたものというふうに思っております。かなり積極的な御発言をいただいたわけでございまして、私の方がびつくりするほどでございましたから、大変ありがたい話だというふうに思っておりますが、しかし個人的な御見解でございますから、その財務大臣の御主張のとおりになるかどうかは私も若干心配をいたしているところでございます。

そうしたことも含めまして、これからどういふふうにしていくか、そしてそれが十四年度の予算に関係するものでありましたならば、これはもう早く結論を出さなければならぬわけでございします。この年末の予算を決定するまでにそれが間に合うかどうかということは非常に難しいところでございますけれども、年内にも第一回の会合を開きまして、そしてどういふことを詰めていくかということをお願いしたいというふうに思っております。

○辻泰弘君 このオランダの状況と日本の状況を比べますときに、やはり時間当たり賃金の概念がはつきりしている欧米と比べ、日本はそういうものが無い。また、フルタイム、パートタイムの格差というものが日本の場合非常に大きいわけでございまして、ストレートにオランダ型を持つてくるといふわけにもいかないと思うんですけれども、しかしこれからの雇用創出、雇用の確保の一つの大きな切り口だと思っております。どうか政府使雇用対策会議等を通じて全力でお取り組みいただきまして、三月とおっしゃって

をつくっていただきますようにお願いを申し上げます。

それでは、残余の時間、若干派遣に絡んでお伺いしたいと思っております。

今回の法案の一つには中高年齢者の派遣期間の延長のことがあるわけでございます。聞くところによりますと、十二月七日に政府の総合規制改革会議が最終取りまとめをされるというふうに聞いているわけでございますが、この派遣労働者の派遣期間の制限撤廃という問題があつたわけでございしますが、やはり労働雇用全体に与える影響を考慮しつつ対処すべきだと思つておられるわけでございしますけれども、この規制改革会議における決着と

お聞きしたいと思っております。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 総合規制改革会議の最終取りまとめにつきましては、委員御指摘のように、今月の七日に開催が予定されております第十五回の総合規制改革会議におきまして、最終案文を確認してその後答申を行うことができるように検討を進めていると承知をしております。

最終取りまとめにおきます労働者派遣に関する記述につきましては、私どもは承知する立場にはございせんが、本年三月に閣議決定されました規制改革推進三カ年計画と、もう一つ本年七月に同じく取りまとめられました重点六分野に関する中間取りまとめ、この二つが基本になるものと認識をしております。

○辻泰弘君 派遣に絡んで一つお聞きしたいんですけれども、派遣労働者についての保険適用の問題です。

正規の労働者に比して低い派遣労働者の待遇改善というものがやはり重要な課題だと思つております。派遣社員は働いている間は派遣元の健康保険に加入するけれども、派遣が終わると国保に移る必要があるということで、結果として手続が大変面倒で無保険になる方が多いということがございます。

これは、厚生労働省の医療制度改革試案におき

○政府参考人(坂本哲也君) ただいまお話ござい

ましたことしの四月に提出いただきましたワー
クシアリングに関する調査研究報告書、委託研
究でございますけれども、この報告書によりまし
て、ワークシアリングはその目的からしまして
四つのタイプに類型化することができるというふ
うな整理をいたしました。

一つ目のタイプといえますのは、雇用維持のタイプなんですけれども、そのうちでも特に緊急避難として行われるものでございまして、これは、企業の一時的な景況の悪化を乗り越えるために従

業員一人当たりの所定内労働時間を短縮する。そして企業内でより多くの雇用を維持しようとする。この二つが、

それから、二つ目のタイプといえますのは、雇用維持型のうちの中高年対策型と言われるもののございまして、これは、中高年層の雇用を確保するために、中高年層の従業員を対象としまして一

人当たりの所定内労働時間を短縮して企業内でより多くの雇用を維持しようとするものでございます。

それから、三つ目のタイプといえますのは、雇用創出型、雇用をつくり出す型でございます。これは、失業者に新たな雇用機会を提供することを旨として、国あるいは企業単位で労働時間を短縮するというものです。

四つ目のタイプといいますのは、多様就業対応型と言われるものでございまして、これは、正社員につきまして短時間勤務を導入するなどその勤務の仕方を多様化したしまして、女性とか高齢者を初めとしましてより多くの労働者に雇用機会を

与えようとするものでございます。
また、この委託調査におきましては、この四つ

後の検討課題ということで五点ほど掲げておきまして、一つは労使の合意形成の必要性、二つ目は労働生産性の維持向上、三つ目は時間を考慮した賃金設定に対する検討と理解、四つ目は、職種に

よるいろんな差があるではないか、その考慮、それから五項目はパートタイムとフルタイムの処遇格差の解消、こういった指摘がなされておるわけでございまして、私どももいたしましては、今後、ワークシェアリングの検討を行う中で、こういった指摘についても十分留意をしまいたいと考えておるところでございます。

○沢たまき君 ありがとうございます。

このワークシェアリングの導入の判断は極めて難しいと思いますが、まずやっぱり労使の話し合いが前提になると思います。しかし、十月十八日の日経連・連合の「雇用に関する社会合意」推進宣言を拝見しますと、大変感動的な宣言であつたと思います。

十一年十月の労使の「雇用安定宣言」、いわゆる深刻な雇用情勢を打開するために労使が最大限の努力を傾注すべきこと、及び雇用安定と雇用創出に向けて、それぞれが社会的役割を果たしていくことを確認したと労使協調の宣言がなされ、またこのたびは我が国の景気が長期低迷する中、不良債権の処理などの構造改革等による国内の雇用情勢の深刻化が懸念されているとして、政府施策の一層の充実を要請して、ここに政府使による「雇用に関する社会合意」の推進を期するものであると。

この厳しい状況の中で労使が力を合わせていくとされたことは産業界の中であつてルネサンスかなと思つておりますが、労働者にとつて大きな希望ではないかと思ひます。

この宣言に対して、大臣はどう評価なされていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 先ほども少し触れましたとおり、今までも個別に、そして部分的には触れられていた面がございますけれども、労使が協調されまして、そして労使が一致した意見としてここまで述べられたことはなかったというふうに私は思つております。

したがういまして、この労使の雇用に対する協調して取り組みという姿勢を高く評価したいとい

うふうに思いますし、皆さん方と協力をさせていただいて我々もその役割を果たさなければならな

いと思つておるところでございます。

○沢たまき君 いずれにいたしまして、大臣は来年の三月をめどにまとめるとおっしゃつてくださいましたが、労使がこれまで努力をされているわけですから、厚生労働省のいかんで決まるわけですので、ワークシェアリングについては労使に対して積極的に支援をしていただきたいと思ひます。十月現在、雇用者数が五千三百六十一万人です。それから、このワークシェアリングが一つでも実現すると五十三万人の雇用の創出ということがあります。大変な効果が上がると思つております。

雇用確保をするため似たような諸制度がありま

すけれども、必要によつてはこのような諸制度全

体を見直してもワークシェアリングを推進するべ

きではないかと思つておりますが、いかがでござ

いましょうか。

○国務大臣(坂口力君) もう先ほど申し上げたこ

とに尽きるわけでございますが、このワークシェ

アリングを進めていくにつきましては整理をしな

ければならない問題点が幾つかあるというふう

に思ひます。それらのことを十分に整理をして前

に進まないといふいろいろな問題が起つてくる

可能性がございますので、そこはひとつ十分に

議論を尽くして、そして前に進みたいといふふう

に思ひます。一応、三者構成で行いますメンバー

のメンバー表もでき上がったところでござい

ますので、この十二月中に第一回を開かせていた

たいといふふうに思ひます。

その中で、やはりことしじゅうに、先ほどから

御議論がございまして、どういふタイプのワ

ークシェアリングに取り組んでいくかといふ一

番のその大事なところを私は決定しておかない

と思ひますので、そう思ひますと大枠のこの決定は年内にぜひやっておくという気迫でいかなとい

けないといふふうに思ひますので、三者の話し合

いを積極的に進めたいと思ひます。

○沢たまき君 ありがとうございます。よろし

くお願いいたします。

じゃ、次に緊急地域雇用特別交付金についてお

伺ひたいと思ひます。

まず、緊急かつ臨時的な雇用、いわゆる新公共

サービス雇用を創出する事業となつております

が、単純に伺ひたいんですが、新公共サービスと

はどんな事業を指しているんでしょうか、お伺ひ

いたします。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 緊急の地域雇用創

出特別交付金でそういう言葉を使つております

が、言葉を使つておりますのは改革先行プログラ

ムあるいは総合雇用対策の中でそういう用語が出

てまいります。その意味するところは、地方公共

団体が地域のニーズを踏まえまして、民間企業、

NPO、シルバー人材センター等の活用を含めた

公的部門におきまして緊急かつ臨時的な雇用を創

出するための事業であります。そうした事業で創

出された雇用就業機会のことを新公共サービス雇

用といふふうに定義しておりますので、御質問に

端的に答えるとしたら、そうした雇用を生み出

すような交付金事業を総称して新公共サービスと

しております。

具体的には、例えば学校への教員補助者あるい

は警察の支援要員、それから環境保全のための森

林作業員等、国が推奨事業例を示しておりますが

これらの事業を当然含めまして、都道府県、市町

村が地域の実情に即して、創意工夫に基づいて企

画・実施する事業、それに伴つて提供されるサー

ビスが新公共サービスといふことになると思ひま

す。

○沢たまき君 ありがとうございます。

都道府県の事業計画で事業費に占める人件費割

合がおおむね八割以上、失業者の雇入れ割合が

おおむね四分の三以上となつておりますけれど

も、地方自治体によると事業を選択するに当たつ

て大変基準で苦慮されている声が出ております

が、いかがでしょうか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 八割とか四分の三

という基準は都道府県が市町村分を含めて県全体

として計画をつくるべきのいわば要件でございま

して、個々の事業だとか市町村ごとにこの要件を

かおせるというものではございません。

したがういまして、現実の現行交付金事業の運用

から見ても、この八割、四分の三というものは決

して厳しい条件ではなくて、事業展開を効率的に

行うという面だけではなくて、個々の事業者の創

意工夫を縛るという点もなくて、十分クリア可能

な要件であるといふふうに考えております。

○沢たまき君 そうなんですけれども、そうは

おっしゃつてくださいます、都道府県、市町村

はかなりやつぱり苦慮されて、全国の市長会でも

業務の内容の採択基準の緩和を希望されている方

が多いです。

今回、推奨事業例が今おっしゃつたようにい

っぱい出ておりますね。教育とか文化、環境、治安、

防災、福祉、保育、地域振興等々示されてお

りますが、こういう事業に民間企業が参入する場

合、新規雇用があるとしてどういふ形であれば参入

ができるのでしょうか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 個々の交付金事業

につきましては、その事業をやりたいといひます

か、受託したいといふ事業者あるいはその事業に

つきたいといふ労働者といひます。失業者の方々

について、十分そのアクセスが明確でなければな

らないといふことで、まず地方公共団体に対しま

してこの事業の担当窓口をはつきりしてください

といふことを要請いたします。そして、そこで事

業についての周知を行います。実際どういふ形

で事業に民間企業が参入するかといふことを考え

ますと、その担当窓口の方に参入したい事業の方

が、個々の事業について、いつ幾日、どういふ形

でアクセスできるんだといふことを聞いてきた場

合にはそれにお答えする。

それで、実際の参入の形としては、公的資金の支出による契約でございますので、現在地方自治体で行われている例えば競争入札だとか、極めて限定された場合の随意契約とか、そういうルールに従ってまさに受託する、受託しないを決めていくということになると思います。

○沢たまき君 はい、わかりました。

ある都道府県が行った事業で、昨年の例ですと例えば新規雇用が二名で二千四百万円の事業もあれば、六百八十万円で六百六十四人も新規採用しているという、こういう事業もあります。要するに、前回の交付金というのは一種の公共事業みたいな一つの事業を事業主体である地方自治体が民間にやらせて、そのかわり新規雇用者を二名採用したという方式で実施されたところもあるようなんですね。

これは厚生労働省からいただいた中であつたわけですが、今回は失業者の四分の三以上、人件費が八割の条件がついたわけですが、このことによつてこのような事業は精査されていくんじゃないか、いかがでしょうか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) まず、都道府県から事業計画段階ベースで私どもは計画をもらいまして、そこで事業についての雇用効果というものをチェックできるということがあります。

もう一つは、事業計画の段階あるいは事業を実施した後について都道府県、市町村に対して公表することを求めますので、事前の段階で雇用効果について私どもがといいますか都道府県も含めて、それほど雇用効果のないものをもしパスさせたとしたら、結果の公表段階において、第三者の目から見てこの事業は雇用効果が少ないんじゃないかという評価を受けますので、そういう形でも精査の仕組みができていくというふうに考えております。

○沢たまき君 精査できているんですね。二千四百万で二名と六百八十万で六百六十四人という、いただいたこの表ではどうなっているのかな

という気がいたしましたが、そのようにしっかりと精査をしていただければと思います。

次に、雇用期間について伺いますが、前回は六カ月、半年となつておりましたけれども、今回は事業内容等によつて一回の更新が可能となっておりますが、これは多くの失業者の方々に機会を与えてあげようという配慮のためだと思います。

前回の雇用期間が六カ月以内ということが逆に長期雇用の場というよりも六カ月以内に終わる事業が選択される傾向があると思うんですが、そこら辺はいかがででしょうか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 御指摘のとおり、現行交付金では雇用期間は六カ月未満、更新なしというところで運用しておりますので、事業そのものが六カ月というものもありますけれども、実際をよく見ますと、雇用期間は六カ月であっても事業は一年というものも結構ございます。

今回の新しい交付金事業におきましてもやはり六カ月未満というのは原則であります。事業内容によつては更新オーケーということも仕組みとして設けておりますので、そうした面からは、いわゆる細切れ雇用ではなくて、限定的ではあります。ある程度長い雇用も十分確保されるというふうに考えております。そもそも都道府県、市町村がこの事業を企画・実施する段階で、この事業に半年あるいは一年なりあるいは三月なりといった就業経験が安定した雇用につく上で役立つというようなことも十分考慮して事業を企画してくださいということを都道府県、市町村にお願いいたしますので、そうした面からも御指摘の点についてはこたえるように一層努力していきたいと思っております。

○沢たまき君 私は二月にまとめられた交付金の基金の事業の事例を拝見させていただきました。

例えば、神奈川県が紹介されております、障害者職場定着支援等事業が紹介されております。この事業の内容は、一般就労が困難な障害者の職業能力に応じた就労の場の確保と、職場の定着を支援する地域就労援助センターにジョブコーチとし

て配置されたんですね。二十二名中六名が事業終了後、正式の社員として採用されております。そのうちの一名は障害者を雇い入れている企業に指導員として採用されていると、こういう事例が出ておりました。

もう一つ、石川県ではバリアフリーマップ作成事業というのをされて大変好評だそうですが、この事業の内容は、バリアフリー社会を実現するために県内の官公庁とか文化、スポーツ、レジャーの施設など、生活関連施設等における車いす用のトイレとかスロープがあるとか、点字ブロックなどの整備状況をバリアフリーマップとして作成したものらしいですね。三十七名全員が障害者の方と書いてありました。大変貴重な資料としてこのバリアフリーマップが喜ばれているんですが、このようすすぐれたといましようか、成功例といましようか、こういうものはいろんな方々に知っていただいて、全国に配布して参考にさせていただいた方がいんじゃないかなと思ふんです。

その中で、東京が一例しか出ておりません。平成十一年、十二年で五百九十五件もあるのに、たった一件なんですね、東京の場合は。もっと載せてほしいなと思つたんですが、いざにしてみても、拝見させていただいた中ですごくすばらしいものがあるので、前の子供のときの特別交付金みたいに、すてきな一冊の厚い本にしたいなと思つたけれども、平成十四年度から始まる前に今申し上げたようなすばらしい例は全国に事例としてまとめたいだいて事業の参考にしていただきたいと思ふんですが、御苦労でしょうけれども、ぜひ配布していただければと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 現行の交付金事業の中から好事例になるものを改めて早急に収集いたしまして、新交付金事業の企画・実施に役立つように地方公共団体の方に参考資料として供与したいと、こう思ひます。

○沢たまき君 ありがとうございます。ぜひよろしく願ひいたします。

て伺います。

十月の完全失業率は二カ月連続で過去最悪を記録いたしました。坂口大臣は記者会見で、容易ならざる事態に至っている、局所療法としての雇用政策は限界に近づきつつあると述べて、全身の療法でなければ雇用の悪化は食い止められない旨のお考えを示されております。

雇用は生産からの派生需要であるということから見れば、当然民間産業が活性化しない限りは根本的な雇用の拡大は進まないと思ひますが、提案されております本法律案は緊急の対応でありまして、構造改革の受け皿づくりでもあつてセーフネットづくりであります。景気対策も含めた積極的雇用の対策を本格的に講じていく時期が来ているのではないかと思ひますが、大臣、お考えはいかがででしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 構造改革そのものが新しい雇用を生み出していくということは、私もそのとおりというふうに思つておりますが、その構造改革あるいはもう少し具体的に規制改革でありましたり、そうしたものが新しい雇用を生み出しますまでは少し時間がかかります。そして、現在起こつております失業者をどうするかという問題との間に確かにやはりタイムラグが生じるというふうに思つております。そこをどうするかというふうに我々は全力を挙げなければならぬというふうに思つております。しかし、私が記者会見で申しましたのは、その出口であります雇用の問題、雇用政策だけでは対応し切れない、やはり経済全体の政策があつて、そしてそこで初めてそこは可能になるということをお願いしたわけでございます。

雇用政策といいたしましても、全力を挙げて行いますけれども、しかし言つてみれば雇用政策というのは健康障害のときに起こります一つの症状みたいなものでございまして、その症状がなぜ起こるかといえ健康障害にあるわけでありまして、その根源をどうするかという対策があわせて必要になってくることは論をまちません。その根

源に対する対策としてやはり構造改革をやること
によってその根拠を治すのだという総理のかたい
決意というものを私たちも十分に受けとめなけれ
ばならないというふうに思っております。

しかし、先ほど申しましたように、構造改革を
断行してからそこに新しい雇用が発生してくるま
での間の時間をどのようにつなぐかという大変難
しい問題がそこには存在するわけでございまし
て、我々はそのことに全力を挙げていかなけれ
ばならないと思っております。

○沢たまき君 全く本当にそのとおりでございま
すが、痛みを、日々不安を感じている方もいらっ
しゃいます。失業保険を受け取って、終わって、
その後の厚生年金に切りかえたんだけれども、本
当に年を越せるかどうかという不安の声も本当に
聞かれました。タイムラグはどうするか、本当
にそうだと思いますし、医療で言うところの全身とい
うおっしゃることはすごくよくわかるんです。

景気対策についてちょっと伺いたいんですが、
従来の公共投資型でなく構造改革、目的に沿った
景気の対策を模索する必要があると思うんです
が、大変古い話になって恐縮なんですけれども、
明治維新のとき、時の政府は銀行とか鉄道を国営
で経営して、日本の産業が欧米からの技術を導入
し、日本の産業が発展してきてもうかるようにな
ったならば、国はさっさと民間に渡してしまつた
と、民間に移行してしまつた。今考えると、明
治時代の政治家は大変な先見の明があつたのか
と大変感心しているところでございますが、この
先達の例から見れば、いつまでも何でも国が保護
していくことは逆に民間を衰退させてしまうの
ではないかという思いがいたしております。国がや
るべき産業の政策は、民間産業を時代に適した
産業への転換あるいは再生させること、また産業
の新陳代謝を図るため先導的役割を果たすための
投資を国がしてあげることではないかと思いま
す。

したがって、産業の構造改革を進める上で最も
大切なことは、国の役割と民間の役割を明確にし

てより健全な形で協調し合うということが大事で
はないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(大村秀章君) 委員御指摘のよう
に、産業政策全体として国の役割と民間の役割を
明確にして、そして民間の能力をできるだけ引き
出していくということが日本の経済の活性化に結
びつく、まさしくおっしゃる通りだと思います。
そういう意味で、私も経済産業省といしまし
ても、従来、累次の経済対策で公共事業、いろ
んな公共投資も積み増してまいりましたけれど
も、これからはやはり構造改革を進めて、先ほど
坂口大臣が言われましたように、経済の構造改革
を進めていく、そして民間の事業者の能力を引
き出していく、そして民間の事業者による経済の
自律的な回復を図るというのが我々のこれからの
大きな方向だということに思っております。

そういう意味で、こういう認識のもとに、先般
取りまとめた総合雇用対策などを踏まえまし
て、私も経済産業省といしましては、一つは
研究開発投資の重点化ということで産業の技術開
発力、これを強化していくということ、それ
からまた大学とのこういった連携によってベン
チャー企業をひとつ起こしていくという方策、
それからまた新たな新規の開業・創業を応援をし
ていく、それからまた企業の再編、組織の再編
をもっと自由にして経営資源を選択をし、集中を
していく、そういったものを後押ししていくとい
うことをこれからしっかりと取り組んでいきたい
というふうに思っております。

いずれにいたしましても、事業の付加価値を高
めていくということを通じて、公共投資に依
存した産業の体質から時代に適した民間の事業
者の能力を引き出す、そうした経済の構造改革、
委員御指摘のように進めていきたいというふう
に思っております。

○沢たまき君 要するに、安易な公共事業に依存
をしない雇用創出型の産業、それから製造業をど
う再生させることができるか、その道筋をつくる
ことが国の役割ではないかと思えます。

今の企業にとつては、雇用の確保が競争力を身
につけるかの二者選択を迫られているのではない
でしょうか。産業の海外への移転はまさにその最
たるものではないでしょうか。国際競争に勝てな
いから雇用を捨てて海外に走らざるを得ないので
はないでしょうか。したがって、海外に移転しな
くとも国内の工場も十分に競争に打ち勝てるとい
う環境づくりを何かしら知恵を絞って対策を講じ
ませんかと積極的な雇用の創出は難しいのではな
いでしょうか。

また、今、大村先生がおっしゃっていただきま
したように、大学も、ただ勉強するじゃなくて、
大学で投資でも何でもやってもうけていたとい
って、それを自分のところの研究費に使えばいいわ
けでありまして、アメリカはほとんどやってい
るのに、日本は何だか勉強だけやって、それを実
践に移すとその話は全然役に立たなかつたなんと言
われて授業料を返してもらいたいぐらいでござい
ますが、そのように競争力に勝てるという環境づ
くりを英知を結集し知恵を出し合つて対策を講じ
ないといけないと思うんですが、いかがでしょ
うか。

○大臣政務官(大村秀章君) 今、沢委員おっしゃ
るとおりでございまして、特に大学も、確かに日
本の大学はこれまでやはり大学の自治といいま
す。研究というのは一つ違うんだというふうな雰
囲気も少しあつたのでありますけれども、やはり
これからは大学と産業界とをどういうふうに関
係づけていくのか、そしてそこから新たな技術、新
たな企業、それから、今、委員御指摘のように、
大学の先生とかそういう先生と関係する人が新
しいベンチャー企業をどんどん起こしていくとい
うことを我々はどう進めていきたいなという
ふうに思っておりますし、アメリカの例を見ても、
そういうことでアメリカの産業がどんどん活性
化してきたということはもうおっしゃるとおりで
ございますので、そういうものを進めていき
たいと思ひますし、そうしたことをやっていくこと
が今大変懸念をされております国内産業の空洞化

に対する対策にもつながると思っております。
とにかく人件費は中国を初め大変日本に比べて
大分格差がございまして、日本の産業が活力を
持つていくためにはやはり付加価値の高いもの、
そういうレベルの高いものを追求していくとい
うことが私は空洞化対策だろうというふうに思つ
ております。そういう意味で、沢委員御指摘のと
おり、そうした方面、これからもしっかりと進め
ていきたいと思っております。

○沢たまき君 どうぞよろしくお願いいたしま
す。

日経の調査で、工場の閉鎖とか休止を実施した
ところは百二十四の工場、これは上場企業です
から、昨年の三倍以上、それから配置転換とか希望
退職を迫られている従業員が一人にも上るとい
うわけですから、ここまで来ますとマクロ的な政
策ではもう効果が上がらないわけで、産業の空洞
化はとまらないわけですので、経済産業省、空
洞化を防止するためにも全力を挙げて個別に対応
していただきたい、このように思っております。
あと五分しかないので、済みませんが、次に一
つ法案の内容について伺いたいと思ひます。

今回の法案は、まさに最悪の失業率に対して緊
急的な措置として実施されるものですから、した
がつて厚生労働省としても全力で取り組んでい
たきますようによろしくお願いいたします。

雇用のミスマッチを解消するため、訓練延長給
付制度の拡充も実効あるものにするには大変大
事だと思っております。そのためには十分な訓練
枠を確保しなければなりません。また、より効果
的な訓練コースを整備する必要があります。また、
個々の受給者の適性やそれまでの職業の経験や能
力を見きわめた上で適切な訓練を受講できること
が不可欠だろうと思っておりますが、その点、具
体的にどう進められるお考えなのか、まず伺いた
いと思ひます。

○政府参考人(澤田陽太郎君) まず、訓練延長給
付の拡充であります。十三年度は補正後で十六
万人分を確保いたしました。それから十四年度は、

概算要求でありますが、十八万人分を要求いたしております。

そうした訓練延長給付を実際発動するために、御指摘のように、まず多様な訓練コース、訓練枠の拡大ということが必要であります。したがって、今回の補正でもこの二点、大学、大学院あるいは民間を含めた多様な訓練コースの設定、そして訓練枠の拡大という点については予算措置をさせていただいたところであります。

それから、訓練の中身の話になりますが、どういう訓練をするかにつきましては、どういう人材を求めるかというニーズと訓練をしたい方々のいわば供給サイドのニーズ、この両方を見て役に立つ訓練、就職に結びつく訓練をしなきゃいけませんので、職業能力開発機関と公共職業安定機関、そして地域の産業界、この辺が連携をとって、どういう訓練がこの地域では必要かということを決めます。それで、訓練コースを決めて、訓練の委託先、実施してもらう機関も選びますが、訓練を実施していただく機関につきましても、そこでの訓練実績がどうであったか、そこを修了した方々がどれぐらい就職したか、こういう実績評価もきっちりやりまして、委託先の訓練機関につきましても見直しをするということをやっていききたいと思っております。

それから、実際の訓練の受講指示の点につきましては、実際、御本人が希望することを単に受けるということではなくて、訓練受講によって就職可能性がこの人はどれぐらい高まるかということ念頭に置いて訓練受講指示の対象者を選んでいきたいと思っております。特に、複数回受講の指示を発動する場合には、御本人が一回目の訓練でどれぐらいの訓練の履修効果を上げたか、まさに受講態度だとか結果、それから二回目の訓練に移る場合の技能、知識の到達度を踏まえた、どうした二回目の訓練がいいかというこの選択とか、この辺をきっちりやって、まさに個々の訓練受講者の能力、意欲、適性等々を踏まえた形で受講指示を発していききたい、こう思っております。

○沢たまき君 経営革新も聞きたかったんですけども、もう時間がありませんので終わります。ありがとうございます。

○委員長(阿部正俊君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後一時二十分開会

○委員長(阿部正俊君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○川橋幸子君 民主党・新緑風会の川橋幸子でございます。午後一番の審議というのが一番眠気も誘いますしお疲れになるとかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、質問通告をしていないことなのですけれども、お伺いさせていただきたいことがあります。議員会館の私の部屋は、ちょうど自民党本部が真向かいに見える西側を向いております。今、自民党本部のあの建物には、この間まで小泉総理の大きな大きな顔写真がございましたけれども、ついでこの間からは、「皇孫殿下のご誕生をお祝い申し上げます」、こういう大きな垂れ幕が下がっております。

私は、皇孫殿下というところがやっぱり自民党さんらしいのかなというふうに考えました。もし民主党がそういうものを立てるのなら、内親王の御誕生おめでとうございませう、天皇陛下に対して敬意を申し上げるのとう一つは皇太子殿下御夫妻へのお祝いというのがあるとすると、多分民主党ならば、御出産を長い間待ち望んでおられた皇太子殿下御夫妻に、内親王殿下の御誕生おめでとうございませうと、そんな垂れ幕になるのかなと思っております。

思います。

さてそこで、リプロヘルス・ライツを担当していらっしゃる厚生労働大臣でいらっしゃいます、あるいは副大臣でいらっしゃいます。今回、内親王がお生まれになったことで皇室典範の改正問題が急に浮上しておりますが、この点につきましては坂口大臣はどのようにお考えになりますでしょうか。お伺いさせていただきます。

○国務大臣(坂口力君) これは衆参国会議員の皆さん方のいろいろの御意見を集約して決定されるものというふうに思っております。私が一存で申し上げるべき言葉ではないというふうに思いますので、お許しくださいと存じます。

○川橋幸子君 大変残念でございますが、副大臣、いかがでございますでしょうか。

○副大臣(南野知恵子君) 川橋先生の突然の鉄砲に当たりまして。

川橋先生のお部屋から自民党が見えるというのはうれしいですね。私、かわりたいなと思っております。看板の件につきましては、やはりお誕生になられるという、性別がわからないうちの看板を注したのじゃないか、どちらがお生まれになつてもいい看板ではないだろうか、そのように思っています。玄關を入りましたら内親王殿下というふうに思いたいでおりますので、自民党のドアをあけてちよつと中をのぞいていただければ、我々、内親王に対しての敬意を申し上げているということがわかるかなと、そのように思います。

それからもう一つ、天皇制のことにつきまして、これはもう小泉総理もお答えしておられるとおり、今まで長い経歴をかけてやってきた。もし雅子妃殿下、皇太子殿下がもうこの方限りというなら別でございますが、さらにまだまだ可能性を秘めておられる方だと思っておりますので、我々はまだまだいいのじゃないかなと、そのように思っております。

女性として、女性がお誕生されたということは大変うれしく思っております。そのことは御報告できるかなと思っております。

○川橋幸子君 たしか小泉総理あるいは内閣官房長官も、個人的にはということコメントはつけ加えられて、個人的にはいいと思うと、皇室典範の改正をというような、そんなお話があったような感じもいたします。

それでは、本題に入らせていただきます。きょう午前中から同僚議員の質問がずっと続いておりまして、皆さんの関心事はほとんど一致しているという、そのような感じを受けました。ということ、これから私の質問申し上げることは午前中の質問とダブることが多いかもわかりませんが、ダブる部分はそれだけ国民の関心が高いことと、このように御認識いただきまして、重複質問もさせていただきます。

午前中の質疑で、大臣は私が思っていたようなことをおっしゃいました。どういふことかといいますと、この雇用対策臨時特例法、骨太方針が中々、産業構造改革・雇用対策本部の決定に基づきまして、当面の対策それから長期の対策、その中で法改正をもつて措置しなければできない対策、総合的な絵がかかれてこの法律が出てきているわけでございますけれども、私は、一番状況が変わっているのは、非常に日本の景気動向が大きく変わってきている、雇用失業情勢をめぐります状況が大きく変わっているところにあるのではないかと。そういう時期に来て、果たしてこの臨時特例法案というのは、措置しなければいけないことだとは思いますが、何かもう一つ、いまいち効果に、あるいはパンチにたいしやうか、政策効果にまどろっこしさを感じるような、こういう状況だと思っております。

例えば、そもそもこの雇用対策を考えられましてときには、バブルによって生じたポストバブルの不良債権処理のおくれによって景気が低迷しているんだと、不良債権処理を二、三年以内に

集中的に処理しなければいけない。そのときの失業の発生が、大変大きなばらつきがありましたけれども、数万から百四十万、こんな大きなばらつきがありました。それにいたしまして、政府も三十八万八千から六十万二千というような、こういう失業の発生を予測したわけでございます。いずれにしても、不良債権の集中処理によりまして失業者の増大というのは免れないという、こういう予測でございました。

それに対してどのように措置するかということ、骨太方針以来議論されてきて、産業の停滞分野から成長分野へ労働力を円滑に移動させることによつてこの痛みは和らげることができると。失業が発生いたしますような産業分野というのは、建設、不動産、卸・小売でございます。こういうところから失業が顕在化してくるのではないかと、こういう予測のもとに一連の雇用対策あるいは今回の臨時特例法案が組み立てられているわけでございます。

しかし、八月以降は大変状況が変わりました。むしろ、ITバブルというんでしょうか、家電製品なりあるいは自動車関係なりのITを使うような産業分野を中心といたしまして、大企業のリストラが非常に大きく発表されているわけでございます。

ちよつと質問通告にはないですけども政策統括官ならすぐお答えいただけるのではないかと思います。最近の企業のリストラ計画、大手のところではどんなものが出てきているのか、御紹介いただけますでしょうか。

○政府参考人(坂本哲也君) 突然のお尋ねで、ちよつと手元にデータを持っていないんですけども、新聞等で報道されておりますように、電機・家電業界を中心といたしまして、かなり幅広くいろいろとリストラ計画が発表されておるといふうに承知をいたしております。

○川橋幸子君 全般の傾向はそのようなお答えのとおりでございますけれども、固有名詞を挙げてみますと、例えば松下電器五千人早期退職、三菱

自工はグループ合わせて二千四百人、それから富士通が海外一万一千四百人の国内五千名、日本電気が海外をやめまして中だけで申し上げますと、二千二百人の有期雇用等の終了、自然減三百人、東芝が国内人員十四万四千に対して一二％の削減というような数字が出ておりますし、日立製作所が国内だけで一万二百人、それからNTTも大きな数のリストラ計画が発表されているわけでございます。

このように状況認識が変わってきているのではないかと。失業というのはどこまで高まるのかというの、これは数字の問題ではなくて、本当にどのような状況変化が起きて、それぞれの国民あるいはサラリーマン、サラリーウーマンの人たちがどのように自分の人生設計に対して備えをするかという、そういう意味でもアカウンタビリティが発揮されることが必要だと思っております。

そこでお伺いいたします。失業率というのはどの程度まで高まっていくと予測されているのでしょうか。

○政府参考人(坂本哲也君) 完全失業率の動向でございますけれども、御案内のとおり、十月は五・四％ということで前の月よりも〇・一ポイント上昇いたしました。雇用情勢は非常に厳しさを増しております。

中身を少し分析してみますと、中でも非自発的失業者がここ三カ月、前年比で増加をしております。ということが一つございまして、また雇用者数でございますけれども、これも二カ月連続でかなり大幅な減少を見ておると。それから、三つ目としたしまして新規求人ですけれども、お話しございましたように、ITの関係を含めまして前年と比べて三カ月連続で減少しております。こういったような状況が見られるわけでございまして、先行き大変懸念をされるところでございます。

今後の失業率の予測、具体的な数値というのは大変難しいわけでございますけれども、経済の先行きは非常に不透明でございます。しかし、不良

債権処理がこれから本格化していく、あるいはアメリカでの同時多発テロの影響といったものが広範に浸透していくといったようなことを考え合わせますと、雇用情勢は今後もさらなる悪化が懸念をされるというふうな認識をいたしております。

○川橋幸子君 具体的な数字をお示しすることは避けられたようでございますけれども、厚生労働省からいただきましたシンクタンクがどのような予測を出しているかをこの場で御紹介させていただきますと、九月以降のシンクタンクも五％を突破していると。現に五・四％ですから、今から振り返ってみると九月時点の五％突破というのはそう驚くことではないのかもわかりませんが、中でもアメリカの同時多発テロ発生以降一番最近時点が予測した第一生命経済研究所の数字をここで御紹介いたしますと、何と六・二％と。二〇〇一年度の失業率、完全失業率は六・二％になると。五％は言うに及ばず、六％も突破するというような、民間のシンクタンクです。竹中大臣はいつも、オオカミが来たぞじゃないけれども、きつ目の数字を言った方がよく注目されるからなんというところをおっしゃったことがございまして、そういう冗談は抜きにいたしまして、これからの失業率は非常に高まっていくということが予測されるわけでございます。

この四月から雇用保険法が改正されて施行されたわけでございますけれども、そのときの予測がたしか四％半ばぐらいの失業率の予測で設計されたものではなかったでしょうか。そういったしまして、当然のこと、さらに弾力条項を発揮いたしまして、雇用保険の保険料率、なかなかサラリーマンの懐も厳しいときではございますけれども、また再引き上げ、消費に影響するといふような、こんなことも見込まれるわけでございます。

そういう問題は同僚議員の今泉委員が後日本格に御質問させていただくというそういう分担でございます。私の方はもうちよつとおおざっぱなといひますか、大きなことを、大づかみのこと

を質問させていただきたいと思っております。

さて、今回の特例法案の中身を見ますと、一つは、四十五歳以上の中高年の労働者については雇用保険の中の訓練延長給付、この部分を改正する。それから、四十五歳以上の派遣労働者の派遣期間、四十五歳以上に限っては一年という上限を三年まで延ばす。それから、中小企業につきましては、特に経営環境が厳しいので、経営刷新に努力するような中小企業に対しては資金補助をやる。こういう三点のようでございますが、午前中も同僚議員の質問にございましたように、つなぎというんでしょうか、場当たりというそういう印象が強いというように、先ほど紹介いたしました失業率のこれからの高まりに照らして、やっぱり偽らざる印象ではないのかなという、そういう気がいたします。

中高年の訓練延長給付につきましては、何回かこの委員会でも質問させていただきまして要望させていただいた一人でございますのでこの点については評価はいたしますが、特に派遣労働者の派遣期間、四十五歳以上に限つてですが、一年から三年に延ばすという、このようなことが一つは常用代替につながるのではないかと、こういう心配があります。それから、四十五歳以上に限つて派遣期間を一年から三年に延ばして一体どの程度の中高年労働者の雇用確保につながるんだろうかと、このような気がするわけです。

そこで、大臣にお尋ねしたいと思っております。改めて申し上げますと、今回の法律改正といひますのは不良債権処理に伴う失業者の発生への対処を目的としていることが、これが主眼となつていられるわけでございます。その後の景気の変化とか世界同時不況と言われるような雇用情勢の悪化によりまして、今回のこの法案を含めまして雇用対策といふのは不十分なんじゃないでしょうか。盛り込まれました内容というのは対症療法的で、つなぎで、どうも根本的な労働市場の構造改革にはつながらない、小泉総理が言っていられつような抜本改革にはつながらないような、そういう

う気がいたしますが、大臣の御所見を伺います。

○国務大臣(坂口力君) 今回の補正予算の中に盛り込まれております、とりわけ特別交付金の部分につきましては、先ほど私申しましたように、いささかつなぎの役割があるということを申し上げたわけでありまして、先生が同時におっしゃった場当たり的なものはちよつと違うんじゃないかと思っております、計算された上でのこれはつなぎであると思っております。

こうした政策を一方でいながら、そして雇用対策に当たっていかねばならないわけでございますが、きょう午前中にも申し上げましたとおり、全体としての大きな流れの中での政策と、そしてその時々起こる起つてまいります起伏の激しさの中、その起伏を埋めていくような政策と、双方なければならぬのであらうというふうに思っております。

ことしの当初予算におきましては、今までから旧労働省時代から取り組んでまいりましたいわゆるきめ細かな労働政策というものをもうこれ以上積み重ねていくというほど満載をいたしましたのでスタートしたわけでございます。したがって、私は、今までの雇用政策というものの質をなかなかこれ以上上げることが難しいのではないかと、量的拡大はともかくといたしまして、質としてはもうこれ以上新しいものは見当たらないのではないかとこの内容を私は積み込んでいくというふうに思っている次第でございます。したがって、今回の補正予算と当初予算とトータルで見ました場合に、私は双方にこの対策が盛り込まれているというふうに考えております。

しかし、そうはいきませんもの、これからの新しい雇用状況に対応していきまするためには今までのだけの雇用政策でいいか、もう少し大枠の雇用政策が必要ではないかといったようなことが今生まれてきておまして、それに対しまして、これも午前中に御議論のごいしましたワークシェアリングの問題等もその中の一つではないかというふうに考えている次第でございます。

○川橋幸子君 大臣の御決意のとおり進めていただきたいと思ひますが、そこで一つ、せんだつて参議院の決算に関する本会議で、今のこの時点でもう一回景気対策なのか、それから構造改革なのかというものを改めて見直されるというんでしようか、煮詰めるというんでしようか、そういう上になつて的確な政策運営をすべきじゃないかというようなことを本会議質問させていただいたばかりなんですけれども。

その関連でいきますと、今回五・四%に高まりました完全失業率、中身を見ますと、ミスマッチによる構造的・摩擦的失業、これももちろん高まっておりますが、高まり方が大きいのはむしろ需要不足失業ではないか、こんな見方を私個人はしたわけでございます。やっぱり全体にテロ不況という言葉が使われますように、さまざま世界経済が連動いたしまして様子がおかしなところ、こういうような状況のときに不良債権処理を当初の予定どおり集中してやっているとどういふかどういふかということが私個人も大変疑問に思っているところなんです。

当面、ここでお伺ひさせていただきたいと思ひますのは、一次補正と言つたら変ですけれども、この前の補正が上がつた直後からもう二次補正の話が出たわけでございます。二次補正を総理が自民党、与党の方にお約束なさつたことによりまして、私は、どうも小泉総理のおっしゃる改革というの、隠れ借金をつくる玉虫色の国民を欺く改革ではないかという少々御無礼な批判の仕方をさせていただいたわけでございます。

しかし、やはり雇用失業情勢を考えますと、二次補正というのは大事なことで私も思ひます。沢議員も質問しておられましたけれども、二次補正というのは、やっぱり従来型の公共事業ではなくて雇用拡大に効果を上げるような事業を中心に組むべきではないか。

国務大臣としての坂口大臣の御見解を伺わせていただきますと思ひます。

○国務大臣(坂口力君) 一次補正が決まりました

ときは同時テロ発生の際の段階でございますが、この同時テロの影響というのは初め予想をしていまして以上大変厳しいものがあるというふうな思つております。日本におきましてもそうでございます、世界経済全体に与えました影響も非常に大きかつたというふうに思ひます。

そうした状況を受けまして二次補正が決断をされたというふうに思ひますが、その財源の性質上制約があることもまた事実でございます。二次補正の場合にそれをできる限り雇用につくくような使い方をどうするかという、これは各省庁ともに知恵を絞らなければならぬことだろうというふうな思つております。どういたしましてこれは公共事業あるいはまた施設の建設等が中心になるわけでございますから、それを行うことによつて雇用をどう生み出していか、雇用を生み出せるような施設の建設であり、あるいはまた公共的な事業でありといったようなことをどう乗り越えるかということがこれから課せられた課題であるというふうに思つております。

ぜひそうした本来の趣旨に沿つた二次補正というものができまして、そして雇用対策に十分これが機能し得るということになることを期待いたしているところでございます。

○川橋幸子君 二次補正につきましては、もう最初の補正でもつて雇用を中心にやつたんだから雇用よりも、何というんでしようか、金融経済政策にという、そういう声もあるやに伺つておりますが、今の大臣の御答弁のとおり、ぜひ二次補正でこの雇用失業情勢、深刻な情勢をしつかりと踏まえていただきます、大臣にも閣議で御発言いただくなど、二次補正も雇用拡大につながるような御努力をお願いしたいと存じます。

さて、その次の質問をさせていただきますと思ひますが、今回の特例法の中で、先ほど私が紹介申し上げました四十五歳以上の派遣労働について期間を一年から三年へと、このように当面の特例措置をとるということが掲げられているわけでございます。

それから、今回の特例の廃止だけではなくて、骨太方針、それから改革先行プログラムとかあるいは総合雇用対策についての本部の決定とか見ておりますと、ミスマッチの解消の手段といたしまして非常に派遣の見直し、これが強調されているように考えられます。こうした派遣の見直しにつきましては、総合規制改革会議の方から年内に何かおまとめが出るようでございますけれども、労働分野の規制改革について強く主張が出されて、そうした政策との整合性の上に立っているんだと思ひますが、どう考えましても、現実の派遣労働の実態を見ますと、先ほど大臣がおっしゃった雇用の質の改善に結びつくような現状にはない、そのように私は認識しております。

ミスマッチ解消のためのこうした労働分野の規制改革、特に派遣の問題についての規制改革というのはむしろ雇用機会の劣化を招いていくのではないかとこのことが心配されておりますが、この点についてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 労働者派遣事業制度とか職業紹介制度につきましては、改革先行プログラムで必要な見直しを進めるということが明確になつておまして、私どもも去る八月三十一日から労働政策審議会におきまして派遣事業制度のあり方、職業紹介制度のあり方について検討を開始したところであります。審議会での問題を検討するに当たしましては、以下申し述べようなスタンスと申しますか、認識で検討が始まっております。

それは、極めて厳しい雇用失業情勢が続く中で、これは短期あるいはもう少し眺めて見通すわけでありまして、そうした中で一人でも多くの求職者が一日でも早く就職できるように需給調整機能の強化を図るべきである、そのためには公共、民間を問わず日本全体の需給調整機能のあり方を真剣に議論しよう、そしてその検討に当たりましては需給調整の対象になる働く人、労働者の方々の保護というものもしっかり考えて議論していこ

う、そういう中で、労使がいろんな意見を出すわけですが、労使の真摯な話し合い、そしてこれまでの派遣法、職業安定法に基づく実績の確かな検証、これをしていく中で着実に進めていこうと、こういうことになっております。

したがって、総合雇用対策とか先行改革プログラムに盛り込まれたこの両制度等の見直しにつきましては、日本の労働市場改革を進めるといふ大きな枠組みの中で考えていく問題でありまして、審議会での今申し上げたような意見、スタン等々を考えますと、必要な円滑な労働移動をどう図るか、そうした中で働く方々が意に反して嫌な移動をするようなことは、強いというよりはほとんどあり得ない話でございまして、意に沿わぬ雇用形態が強いられ、それが広まるというようなことは、委員御心配されているとすれば、審議会においてもそういうことがないようなという前提のもとで議論が進んでいくと思ひますし、私どももそのように考えているわけでございします。

○川橋幸子君 これは厚生労働省にも行っているかも知れませんが、「均等待遇アクション二〇〇三」という、市民運動というのでしょうか、あるいは組合、組合でもないんですね、派遣の方が大部分、女性の方が加入しておられまして、むしろ連合のような大きな組織労働者の中ではなかなか意見が上げにくい、そういう方々の団体でございします。「均等待遇アクション二〇〇三」といひまして、未組織の分野に働く方々を組織している、大変活発な団体でしようか、現実の労働相談なんかにも応じながら、苦情処理にも応じながら、新しいタイプの労働運動として進めている団体でございします。そこから意見書というものを、私ども国会議員のところには全部送ったのではないかと思ひますが、私はもらひました。厚生労働省にも行っていると思ひます。

その意見が、特に四十五歳以上の派遣の期間延長につきまして、大変憂えるといひますか、今国会では派遣労働に関する規制緩和が緊急立法として上程されていると、この緊急に意見をまと

めましたという、そういう意見書を出しているのでもございますけれども、詳しいことは申し上げませんが、結論的には四十五歳以上の労働者の雇用確保にはならないのではないかと。それから、もし中高年の男性がフルタイムといひますか正規雇用から派遣の方に転換するようなことになるのであれば、逆に女性との競争が起きるのではないかと。彼女たちの意見によりますと、そうした場合の競争関係はきつと女性の方が勝つのではないかと。そういうことを言っておりまして、けれども、もう一つは、女性労働者の中で中高年の働く女性というのはいつもコスト負担感が高いというようになことで雇用調整の優先順位の高いところへ上げられてしまふ嫌ひがございまして、そうしたコスト負担感の強い中高年労働者を常用労働から派遣労働に転換させる、そのようなことになるのではないかと、こういう強い懸念が表明されているところでございします。

先ほど澤田局長は大丈夫なんだと答弁でございしますけれども、なおこうした労働分野の規制改革については現場で働いている人たちは強い懸念が寄せられていることを十分厚生労働省としても考慮していただきたいと思ひます。

それから、質問の順番が狂つて恐縮でございしますが、狂わせた方がスムーズにお聞きいただけるのではないかと、ちよつとチェンジいたします。

さまざまな派遣についての見直しというものが総合雇用対策の中でうたわれているわけでございします。例えば、今回の四十五歳以上だけじゃなくて、二十六業務の範囲の見直しですとか、これはもう十三年度中に結論を得たいとか、それから派遣のあり方、一年というところで上限を設定しているわけでございしますけれども、そうしたあり方を四十五歳以上と同じようにさらに延ばすのではないかと、それから、本法の中で物の製造業務については派遣の対象業務に外しているわけでございしますけれども、期間だけではなくて対象業務にも含めるようなそういう検討が開始されると、この

ようなことになっているわけでございしますが、こうした労働者派遣法の見直しというものは、派遣法ができて施行されてそれほだつていないこの時期にもう見直しに入るといふことは、施行状況の検証が十分なされないままに見直しに突入してしまふ、実態をよく見ないうちに規制緩和といふこの競争力強化の声に押されてそちらの方に入つていつてしまふんじゃないかといふこういう懸念がございしますが、その点はいかがでしようか。

○政府参考人 澤田陽太郎君 今御指摘の御懸念については、八月末にスタートしました労働政策審議会が、今回国会に御提案し御審議いただいております臨時特例法とは別に議論をするというところがはっきりしております。それで、労働政策審議会が議論するに当たりましては、先ほど申しましたようなスタンスで行くと。その際大事なことは、委員御指摘のように、これまでの、とりわけ平成十一年改正派遣法施行以降の状況を十分検証することが大事でありますので、総合的な実態調査を踏まえて議論を詰めていくことに当然なります。

その総合的な実態調査は、昨年の十二月から紹介予定派遣制度がスタートいたしましたので、その紹介予定派遣の実質的な対象者として多数を占めるであろう新卒者について紹介予定派遣が動くのはこの三月に卒業された四月からの方々であります。そうしますと、四月から例えば紹介予定派遣につかれた方々の状況がどうであつたかということを検証するには、派遣期間が一年と限定されておりますので来年の三月まで、少なくとも三月までの状況を検証する必要があります。その辺考えますと、総合的な実態調査は早くとも来年の春から夏以降といふことにならざるを得ません。

そうしたことで、今回見直しを始めましたが、実態調査をし、その結果が出るまでの間は議論することがいづばいございしますので、その前に議論すべきことはできるだけ早く議論していこうといふことでスタートしております。結論を出す時期としては、当然、実態調査を踏まえて労使が十

分意見交換した後ということになりますので、決して施行状況の検証を十分なままに進めるといふことにはならないと考えております。

○川橋幸子君 検証不十分のままに見直しといふことではないということと、それと前段では、四十五歳以上について期間を一年から三年に今回延長するのはその前倒しではない、派遣の期間あるいは対象の範囲の見直しというのはもつと別個のものなんですよと、そこははっきりしているといふことですね。議事録ですので、はいといふ言葉だけ一言。

○政府参考人 澤田陽太郎君 はい。今回の臨時特例措置は派遣法本体をいじっているものでもありませんし、その前倒しでもないといふことは委員御指摘のとおりであります。

○川橋幸子君 そこを確認していただきましたので、もう一つ今の政策ではちよつと不十分だと思ひられることを、こちらの方はむしろ前倒しでやつてもらいたいと思ひうようなことを質問させていただきたいと思ひます。

再びミスマッチの解消についてということでございしますが、年齢による労働力需給のミスマッチが非常に大きい、年齢による格差が大きいということが指摘されております。そのことに注目されまして、ことし十月から募集・採用については年齢差別禁止といふものを努力義務規定で置いていけるわけでございしますが、識者の中でもそのようにおっしゃる方は多いですが、私は個人としてもこれは努力義務規定ではなくて義務規定化すべきではないかと思ひます。

現在の雇用失業情勢を見ますと、四十五歳以上は目に見えて求人倍率も下がりますし就職率も下がる、求職数も下がると、こういう状況なわけでございします。

年齢差別の努力義務が十月一日から施行されまして、そのPRのための補正予算も今回講じられてはおりますけれども、雇用機会均等法が初めてできたときに努力義務規定から入つて、そして小さく産んで大きく育てるというんでしようか、

世の中にそれが普及したら義務規定化するからという事で改正まで十年かかったわけでございます。つくるのに十年かかり改正するのに十年かかったという、私はそういう思いを持っておりま

す。それから、先日この厚生労働委員会で、子供の看護休暇については普及率が低いから努力義務規定でもって当面はスタートするという、そういうお話がございまして、この件については現在の子育て支援の重要性にもかんがみてなるべく早く、三年の見直し規定にかかわらず、できれば、一年とはいかないけれども、二、三年ぐらいの間に見直しができるというようなことを大臣は言っておられました。

それと同じようなことで、募集・採用の年齢差別の禁止、この件についてはやっぱり義務規定化すべきではないでしょうか。今の深刻な雇用失業情勢、特に中高年の雇用失業情勢を見ますと、そのように考えます。お答えいただきたいと思

います。○政府参考人(澤田陽太郎君) 募集・採用に係ります努力義務規定につきましては、委員御指摘のように、これを禁止規定にすべきである、こういう意見があるということは十分承知しております。

この問題についてはどういうアプローチで行くか、上からいいますか禁止規定の方から迫るのか、現状を十分踏まえた上で現行法のように努力義務規定から迫っていくのかという議論はこの法改正をする前段の審議会でも両論相闘って大変でございましたが、結果、現状の日本の雇用慣行、とりわけその中の賃金の状況だとかいうことを踏まえると、まずは努力義務規定からスタートすることで行こうじゃないかということに労使の見、公益も含めて、意見がすり寄ったことになるわけであり

ます。したがって、私どもも年齢差別禁止ということとは課題としては十分あるということで認識しつつ、この努力義務規定がいかに定着するかとい

うことに当面全力を注いでおります。公共職業安定所だけではなく民間の職業紹介機関に対しても啓発、指導していただくというようなことを要請しておりますし、地域の経済団体あるいはマスメディア等への働きかけ等々によりまして事業主に定着するよう努力をしております。

年齢差別禁止の問題につきましては、年齢にかかわらず意欲と能力がある限り働ける社会を目指すという目的のもとに、今、有識者会議を開いておりまして、議論を進めております。そうした中で、雇用全般のあり方ともこの年齢差別禁止の問題は深くかかわりますので、トータルデザインとしてどういうことが必要か、目的に達するにはどういう手順を踏んでいったらいいかというようなことを御議論していただいておりますので、その中で御指摘の御意見等も十分踏まえて考えていきたい、こう思っております。

○川橋幸子君 こうした質問は、実は、人間が生涯を通じてどういう働き方をするか、どこで引退してどういう人生を送るかということにかかわること、聞いている言葉はすごく技術的なものですが、けれども、人間の働き方、引退の仕方という点では私は大きな問題だと思っております。政府参考人からのお答えで結構ですと申し上げたんですけれども、大臣、いかがでございますでしょうか。今、具体的にこれを禁止規定にしろということではなくて、将来あり得る日本人の働き方の姿として、年齢によって差別されるのではなく、本人の意欲、能力に応じて働けると。

それから、せっかく厚生労働省になったということの一番生かすべき利点というのは、今乖離しております定年と厚生年金の支給開始年齢、雇用と年金の接続ということだと私は思っています。ですので、今すぐには申し上げませんが、理想とする問題意識としては、まず定年制をなくす。そのかわり、いつ引退するかは個人の選択でございますけれども、制度的には雇用と年金というのは接続させると。そうした中で、年齢による差別というものをなくしていく。賃金カーブ

も現在もう年功的な部分というのはかなりフラットになりつつあるわけですし、それぞれ人の意識も多様になってきている。

こういうことから考えますと、これは、年齢差別という技術的な話ではなくて、人間の働き方というところから考えますと、大きな課題としてこれから取り組んでいただくべきものではないかと思

います。○国務大臣(坂口力君) まさしく、これは働き方の問題だと私も思っております。

この働き方を変えていきますためにはいろいろの方法がありますが、いわゆる働き方を年齢によつて制限するというのは生き方は、これは将来だんだん私もなくなっていくのではないかと、今思っております。今までの働き方というものの対してやはり改革をしていかなければならない。

現在のよう、高等学校なりあるいは大学を卒業したとするとその時点で就職をする、そして六十歳なり六十五歳なりが参りますとそれで退職をする、こういう慣習と申しますか、こういう生き方ですと長い間やってきましたが、年齢のことを言わないというところになりますと、そのスタートの時点も、別に高校卒とか大学卒といったことに限定されずさまざまな形で入社の時期が訪れる、そしてやめるときもまたさまざまな方法があるということになります。それが前提として私には必要ではないかというふうに思います。

そうしたことを前提にして働き方というものを、それぞれ生き方がありますから、それを改革していくんだ、そういう多様な生き方に我々が入っていくのだという大前提を置いて、そこが相互に理解ができることが先でありまして、それができれば私は御指摘になりますような年齢による制限というのはなくしていくべきだと、そう思っております。

○川橋幸子君 もう一回、募集・採用のところの年齢制限の問題に戻りますと、きょうの東京新聞

の朝刊でございます。実は、民間だけではなく公務員にもさまざまな試験制度の中に年齢制限を設ける例がございまして、きょうは残念ながら総務省をお呼びしていませんでしたので紹介だけにとどめておきたいと思

います。片山虎之助総務大臣のお写真入りの記事でございます。

ここでは、年齢制限をなくした地方自治体の例が静岡など三県挙がっているようでございまして、一つ、富山県の例から見ると、全国から受験者が殺到したという、こういうことがこの記事では紹介されております。それから、三重県の北川知事のコメントですけれども、四十五歳になると求人が急になくなるような実態というのが本当に真剣に考えないといけないということが書かれておりました。それから片山虎之助総務大臣のお話ですと、各地方自治体の実情を踏まえた上で、できるだけ幅広い年齢層から募集し採用を行えることが適当だとい

うように、民間、公務部門を通じて、将来は年齢差別禁止に向かうとして、当面は募集・採用の年齢差別禁止とい

いまして、求人の年齢上限をなくすというところに力を注いでいただきたいと思

います。少々また細かい話を伺わさせていただきます。

年齢によるミスマッチが非常に大きいというのはもうさまざまなデータから出るわけですが、そうしたところで、さらに研究者の方々が、労働力調査特別調査とい

いますのが、労働力調査特別調査とい

いますのが、労働力調査特別調査とい

いますのが、労働力調査特別調査とい

○政府参考人(久山慎一君) お答え申し上げます。

労働力調査特別調査につきましては、統計審議会における審議と答申を経まして、平成十四年一月から毎月の労働力調査と統合しまして、就業者、完全失業者及び非労働力人口に関する詳細な情報を定期的に提供することとしております。統合に当たりましては、年齢のミスマッチを含めまして、従来の特別調査と同様の調査事項を引き続き把握できるようにいたしております。

なお、現行の労働力調査特別調査につきましては年二回公表してきたところでございますが、平成十四年一月の改正後は、同様の内容につきまして年四回公表することとしたしております。

○川橋幸子君 それじゃ、廃止された危険というのは全くないと。二回発表したものが四回になり、時系列的にもこのデータはこれからは使えるということですか。

○政府参考人(久山慎一君) そうでございます。

○川橋幸子君 リストラされたのではなくて充実されたことだとすれば、それは私の早とちりでございましたが、でも一般には、それこそ狂牛病じゃないですが、風評被害があるようにございますけれども、なおよく御説明いただきたいと存じます。

それから、労働力調査については、先ほども同僚の辻議員の方から、都道府県別の失業率がとれるぐらいに今の時代だからこそよくすべきではないかという、そういう意見もあつたわけでございますけれども、これはもうお答えは要らないので、私としては要望させていただきたいと思っております。総務省と厚生労働省と両方に要求させていただきたいと思っております。もし二次補正の要求事項にこういう調査項目、調査費の要求も入るものでしたら、一番基礎になるデータでございますので、御検討いただけないでしょうか。これは要望だけに終わらせていただきたい。

それじゃ、どうぞ統計局の方は結構でございます。ありがとうございます。

さて、それでは、次はどうしてもワークシェアリングの課題に入ってしまうわけでございます。もう何人かの方が質問しておられまして、ほとんど出尽くしている感もございますけれども、やはり私自身も改めて伺いさせていただきたいと思っております。

ここに来て非常に骨太方針なり雇用対策なりが色あせて見えるのは、やっぱりワークシェアリングの課題、これこそが本場の雇用対策になり得るのではないかと、そういう期待感が膨れ上がっているわけでございます。明るい構造改革ですとか冷たい構造改革ですとか温かい構造改革などという話が午前中ございましたけれども、ワークシェアリングというのは本当に痛みを分かち合う、そういう意味で温かい構造改革なのかと思っております。

この委員会でも何回か私自身も質問させていただきまして、オランダのようなわけにはいかないかも知れないけれども、そういう痛みを分かち合う方法があるんだと、このようなことを紹介しながら質問させていただいたわけでございますが、これまではほとんどそれは労使の間で考えただけのことということで余り肯定的な大臣答弁はちょうだいできなかったわけでございますが、今回、日経連と連合の「雇用に関する社会合意」でございますか、これがワッセナー合意に匹敵するほどの合意になってくれると日本も再生間違いなしではないかと思っております。

そういうことで、十一月二十八日の参議院本会議では総理が、厚生労働大臣に私が指示をしました、ワークシェアリングについてはしっかりと取り組むように指示をしましたというような、こういう発言があつたわけでございますけれども、改めて大臣から、総理から厚生労働大臣に出された指示というのはどんなもので、これから政府はどのように取り組んでいく、いつごろまでに結論をおまとめになるのか、そのあたりをもう一回改めて伺いたいと思っております。

○国務大臣(坂口力君) 十月でございましたけれども、

ども、労使の間の話し合いがある程度進みました。それまではなかなかワークシェアリングの話は労働使間で進まなかったわけでございますけれども、十月の段階で正式に発表できるところまで来たわけでございます。大変大きな進歩であつたというふうに思っております。

それを受けて、先日、政労使三者の会談がございました。その直後でございますけれども、総理の部屋に連合の会長、事務局長と私が呼ばれてまして、そして何のお話かと思ひましたらワークシェアリングの話でございまして、ぜひ進めてもらいたい、厚生労働大臣にその段取りを頼むからひとつそのようにしてほしいと、こういう話でございました。そこで、それじゃ早速経営者側にもお話を申し上げて、そして今年中にも第一回の会合を持って、そしてスタートをさせていただきましよう、こういうことに実はなつたわけでございます。

具体的な指示はございませんけれども、とにかく大枠でワークシェアリングを進めていく、どういった内容にするかもあわせてひとつ検討していただきたい。ただ、余りいつまで検討していてもこれは始まらないので、来年の三月ぐらいまでの間に何か結論をひとつ得られるようにしてほしいと、こういう内容でございました。

○川橋幸子君 もう一つお伺いしたいと思ひますのが、骨太方針それから本部の決定、改革先行プログラムと一連のものが来ている中で急浮上した形でございまして、これはやっぱり政府の雇用対策の中にしっかりと位置づけて書くべきものではないかと思ひますが、こういう位置づけはこれからどのように整理されていくのでしょうか。

○政府参考人(坂本哲也君) ワークシェアリングにつきましては、先ほど大臣の方から御答弁申し上げましたように、これまでのところは労使の間の意見がかなり大きく隔たつていたということがございました。こういった形で実施するのか、それからまた特に労働時間の短縮に伴う賃金の取り扱いをどうするのか、こういった点について隔た

りが大きかつたわけですが、これが十月十八日の合意に見られますように、話し合いの方向へと歩み寄りが見られるということになつたわけでございまして、そういった状況を踏まえましてこういった話し合いの促進に政府も積極的にかわつていくということになつたわけでございます。

そういった経緯もございまして、骨太の基本方針などにつきましてはワークシェアリングの考え方というのは明確には盛り込まれていなかったわけでございますけれども、ただ骨太の基本方針ですとかあるいは改革工程表、そういったものの中には就労形態の多様化ですとか、あるいはこういった多様化に対応した社会保険の適用拡大、こういったワークシェアリングにもいろいろ関係のある事項についての記述も盛り込まれておるわけでございます。

私もいたしましては、今後、ワークシェアリングについての政労使の合意形成に向けて当然努力をしていくことになるわけでございますけれども、その際にはそういった基本方針等との整合性といったようなものにも十分留意をまいりたいというふうに思っております。

○川橋幸子君 いずれ議論が進む段階でということ、私もそれに異存はございませんけれども、ワークシェアリングにつきましては非常に広い国民的な議論が必要になる課題だと思ひますし、それから総理から指示があつて小泉内閣ではこの課題について取り組むという政府の姿勢もはっきりしたわけでございますので、適切な時期にしっかりと位置づけてもう後戻りしないように労使が決めることで、労使が反りが合なくなつたからこれで終わりということではなくて一段と政府のイニシアチブというのを発揮していただきたいと思ひます。そういった意味で、全体の雇用対策の中でしっかりと位置づけてほしいということをこの場では要望だけさせていただきます。

さて、先ほど大臣は、そういったものでいうわけにはいかないのでも来年三月までには何とかと

めたい、それからどういうタイプのワークシェアリングについて議論するか、ことしじゅうにはそういうタイプの問題だけでも決めていきたい、このようにおっしゃられたわけでございます。

そうした場合、先ほど午前中に四つのタイプについて紹介がございましたけれども、いま一度その四つのタイプを御紹介いただきまして、大臣としてはどういうタイプで進むにしたいと思われるのか、これもまた労使の話合いということなのかも知れませんが、構想がございまして、答弁いただきたいと思いますが、大臣はなくて統括官の方でいらっしゃいますか。

○政府参考人(坂本哲也君) ワークシェアリングについてのいろんなタイプ分けの問題でございすけれども、私どもの方でお願いいたしました委託研究の中で整理をしていただきまして、四つのタイプということで仕分けをしておるところでございます。

一つは雇用維持型の緊急避難タイプというものでございまして、これは生産量ですとかあるいは労働費用の削減のために一時的な措置として労働時間の短縮と賃金の削減を実施するといったようなタイプでございまして、例えば我が国でも日野自動車などで取り入れられた手法でございまして、それから、二つ目の雇用維持型の中高年対策型というのがございまして、これは中高年者の短時間勤務の延長雇用といったようなものを実施するために、中高年者、中高年者を対象としまして、労働時間の短縮、賃金の削減を実施するタイプでございます。

それから、三つ目のタイプは雇用創出型、雇用をつくり出すというタイプでございまして、これは法定労働時間の短縮とかいったような形で取り組む、これはフランス等で典型的に取り組まれているようなタイプでございまして、それから、四番目のタイプといたしまして多様な就業対応型というものでございまして、これは、例えば短時間労働の条件整備などを行って、短時間勤務、短時間正社員といったような働き方

の変化を目指す、こういったタイプのものがございます。

こういった典型的な四つというふうに区分けをされておりますけれども、ワークシェアリングの検討に当たりましては、一時的な当面の対応として雇用を維持する、そういった観点ももちろん大切ですが、それにとどまることなく、もう少し中長期的な視野に立った、仕事と家庭の両立といったような働き方を見直すという観点も視野に入れて検討をしていく必要があるのではないか、そういう認識でございます。

○川橋幸子君 今、四つのタイプを御紹介いただいて、一時的なものじゃなくて人間の働き方といいますが、社会のシステムとして長期的に持ちこたえられるようなシステムということを考えますと、四つのうちの二つはもう自動的に消去されるというそんな感じがいたしますけれども、どのつまりは三番目の雇用創出型か四番目の多様な就業対応型かと、こっちに焦点が絞られていくと思えます。

労使の話合いによるという、そう御答弁されますとそれ以上は聞きにくいものでございまして、日本にとつてやりやすい、あるいは日本にとつて好ましいタイプというのとはどんなことが考えられますでしょうか。大臣の方で構想がございまして、たまたま聞かせたいかと思えます。

○国務大臣(坂口力君) まだ構想というほどのものはございませんけれども、現在の雇用状況を考えて、そしてまた将来のことを考えましたときに、短時間で、短期間で終わるという状況にはないというふうになっております。

雇用政策は中長期的な展望のもとにやっていかないとけないというふうになっておりまして、そういった意味では、先ほど四種類挙げられましたけれども、どちらかといえば中長期的な展望に立った中で、私はワークシェアリングというものが必要ではないかと個人的には思っている次第でございます。

○川橋幸子君 大変お答えありがとうございます。

しゃるものですから、絞り込むタイプにもじみ出てくるというふうにはちょっと今の答弁では受けとめかねたところでございまして、いずれにしても長期的に考えると三か四のタイプ、しかも日本で適用可能なところがあるのは日本でも無理なく消化ということと考えるとフランス型の雇用創出、法定労働時間をさらに三十五時間というように短縮する、こういうハードなやり方というのとはできない、結局のところ多様な就業対応型というところに来るんだらうと私は思っています。そうじゃないということをもし説得なさってくださいならば、そのように御発言いただきたいところでございます。

この多様な就業型と言うときにも、オランダでは成功したけれどもオランダと同じようなことができないわけではない、いつも日本的とか日本型とかというのが入ってくるんですね。そこがどうもいまい働き方のルールとしてはつきりしないところが残ると私は思います。オランダであろうと日本であろうと世界共通の物差しというものはあるのではないかと私は思います。つまり、こういうことかという、時間当たりの賃金というのはその仕事の価値が同じならば平等であるべきだと思います。

そうしたこの多様な就業対応型をとる場合にしっかりと押さなければいけないポイントというものはどのようなものなのか、解説していただけたらありがたいと思うんです。

○政府参考人(坂本哲也君) 多様な就業対応型と一口で言いますが、いろいろ詰めるべき問題点はたくさんあるだろうと思っております。特に、先生今おっしゃいましたように、時間当たり賃金というものを、これをどういった形で明確化することができるのか、このあたりがヨーロッパ、オランダ等のそういったところと日本とは随分状況が違っておりますので、そのあたりについての検討というのは大変大きなポイントになってくるのではないかと考えております。

○川橋幸子君 現にパートタイム労働研究会では

何が公平な物差しなのかというものを研究しているわけでございますし、それからきょうは若田局長がお見えですけれども、男女賃金格差の問題についても、市場の中における性にとらわれない公平さという、言葉は違いますがわかりませんが、そういう観点から検討が進むはずでございますし、いろいろ考えなければいけない、特に、時間当たり賃金の問題は重要だといつても、今のうちに正規社員が非正規社員が身分差によって同じ仕事でも時間当たりの賃金が大幅に違うというのは是正されていかなければいけないと思いますが、そういう考え方、基本的な考え方についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(岩田善美枝君) パートタイム労働者につきましては、今、先生おっしゃいましたように、特に正社員との処遇の均衡をどういうふうの実現するかということで、ただいま学識者によりまして研究会を設置して検討を進めているところでございますので、またその検討結果を踏まえて対処したいというふうに思っております。

また、別の場で川橋先生にもお答えいたしましたけれども、男女間の賃金格差問題というのも大変大きい女性労働対策の課題の一つでございまして、十一月から研究会を設置いたしまして、この問題にも取り組んでいるところでございます。

特に、前者のパートタイム労働者とフルタイム労働者の均衡処遇のあり方につきましては、ワークシェアリングを進めていくという観点から大変重要な検討課題になるというふうに思っておりますので、そういうことも念頭に置いて検討を進めてまいりたいと思っております。

○川橋幸子君 結局のところ、今回のワークシェアリング、選択されるであろうタイプは多様な就業対応型、そしてその中で詰める要件というものはもう大体明らかになってきているわけでございます、あと詰めの作業があることはもちろん知っておりますけれども。

今の日本の労働市場の中で何を構造改革していかなければいけないかと私はいつも個人的に頭の

中で考えるわけですが、日本型なるものから脱皮する、これが一つ求められている。日本型なるものから脱皮するときの一つの尺度というのは、全く水準が同一で同額であるとか、まずそういう目盛りの話よりも物の考え方として公平さは担保しなければいけない、公平さを担保すること自体が市場改革になっていく。そして、さまざまな働き方ができることによって、冒頭、大臣は場当たりではないとおっしゃいましたけれども、小泉内閣としての構造改革という名前に値するような雇用対策のイメージが明らかになっていくと私は思いますけれども、こうした考え方については大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 先ほど日本型あるいはオランダ型等のお話がありましたけれども、雇用形態が異なります以上、日本は日本としての雇用形態に合ったワークシェアリングというものがあるんだらうというふうには思っております。そこを無視したワークシェアリングというのは存在し得ないというふうに思いますから、そうした意味では、やはり日本の今までの雇用形態というものを大事にしながら、その中でワークシェアリングを構築していく以外にないというふうに思っております。

さて、その中で何を最も価値あるものとして掲げていくかというのは、先生が今御指摘になりましたような公平というを中心にしていくというのも一つの行き方でございますし、今までの日本の雇用の中で改革をしなければならぬのは、やはり一律に労働時間が長過ぎるということもあると私は思います。ここはどうしても労働時間をもう少し短縮して、そしてお互いに日本の中におきます生活そのものの改革をしていくということが私は求められているというふうに思っております。

したがって、もちろん公平にということも大事でございますけれども、公平にということと同時に、働く時間というものについてももう少しやはりゆとりを持った生活ができるようにしていきたい

なければならぬ。そこが改革されなければ、私は雇用の改革に結びついてこないというふうに考えております一人でございます。

○川橋幸子君 大臣にお話を伺っているうちに、大臣がおっしゃるのには果たして四つ目のタイプかどうか、何か疑問を感じてきてしまいましたけれども、それはさておきまして、取り組んでいただきたいと思えます。

もう一つ、それじゃこういう伺い方をさせていたいていいでしょうか。

今、女性と年金という問題がずっと検討されてきております。その一つには、女性のライフスタイルの選択に対して今の年金制度というのはどうも中立的ではないと。無業の主婦、専業主婦を選んだ方が得になるような年金制度の設計になっていて、そこに不公平がある。それから、国の制度としては個人のライフサイクルを左右するような制度ではなくて、もっとニュートラルにすべきだということから始まっているわけでございますが、今のその賃金の公平さというんでしょか、そうした問題というのは年金ともかわつてくると私は思っています。

ですので、ワークシェアリングの問題を考える場合はどのように分かち合うかの話が一つ。それから、その分かち合うときの賃金レベルはどのようなレベルで、これは労使が話し合うことでございますが、設計していくかという問題は年金問題とも密接に絡むと思いますので、これらを総合的に同時にちやうど解決していただくときに来ているんじゃないかと思えますが、いかがでしょうか。女性と年金については年内に何か中間まとめを出されて今年度中に結論を出されると、このようなくとも伺っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 足りないところがありましてまた事務的な局長からの答弁もあろうかというふうには思いますけれども、やはり年金だけにかかわらず社会保障全体につきまして今見直しが迫られているわけでございます。個人単位にすべきかどうかという問題につきま

しても、年金ももちろんでございますが、その他医療保険、介護保険等を見ましたときに、日本の社会保障の保険制度というの家族単位でありましたり個人単位でありましたり、実はばらばらでございます。これらのことをどうしていくのかということ、これからどういう働き方をしていくのかということとは非常にかかわりのある話だと私も思っている次第でございます。

なかなかしかしその辺のところ突破できない、税制につきましてもなかなか突破ができないというような問題がございましたが、ひとつこうしたワークシェアリングというような問題が起つてまいりまして、ここを突破したいというふうなふうに思っていると、その周辺のところやはり突破をしなければならぬという問題がつきまといってくることは事実でございます。したがって、ワークシェアリングだけではなくて、周辺のそうした諸問題もここで一気に突破するのだという決意を持っていかないと、ワークシェアリングそのものの挫折ということも起こり得るという気がしてなりません。

私は、ワークシェアリングが決して最後のとりでという形ではないと。一番大事なことは雇用の創出であって、そうした中で多くの人がゆとりを持って雇用をすることができるといふことになれば無理をしたワークシェアリングという方向に行かなくてもあるいは済むかもしれないという考え方も当然あるわけでございます。

しかし、中長期的な展望で考えれば、そして雇用を中心とした生き方を変えていくためにはどうしてもやはり必要になってくることだというふうな考えている次第でございます。

○川橋幸子君 ワークシェアリングが究極の形というわけではない、それは私もよくわかるような気がいたします。やっぱり当面どのようにして乗り切っていくかという一つの課題でございます。そういう意味では厚生労働大臣が社会保障と労働分野と両方を担当されまして、総合的にどこか突破口を見つけて出すように御努力いただくと

うことに最大限のエネルギーを送るものでございまして、ちよつと早目でございますが、ほかに質問に対してたくさん御用意いただいて大変恐縮でございますけれども、時間がもうすぐ参りますので、たまには早目に私の質問を終わります。ありがとうございます。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

最初に、雇用情勢全般について大臣にお伺いをしたいんですが、十月の完全失業率が過去最悪の九月からさらに〇・一ポイントふえて五・四％と。新規求職者のうち事業主都合による離職が前年同月より四六・五％もふえてリストラ離職が急増しております。完全失業者の数は一年前の十月よりも三十八万人増加して三百五十二万人、働いている人、就業者数は百三十三万人減っている。減少幅が百万人を越えたのはオイルショック以来だと、二十七年ぶりだというふうに聞いております。

小泉総理はこの問題で、記者会見で記者団に対して、構造改革を進めていく中で一時的に失業率は上がるかと答えている。当然だというふうな言い方をしているんですね。私はこんなふうに済ませられる状況じゃないと思うんです。

厚労大臣は雇用を直接担当する立場ということなのでこの問題をどういうふうに認識されているのか、まずお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 今、御指摘いただきましたとおり、十月の雇用統計は非常に厳しい内容でございました。完全失業率が五・四％、そして有効求人倍率が〇・五五倍ということになりました。

その中身につきましても、今御指摘をいただきましたとおり、非自発的失業者というのが非常に顕著に多くなっているというところがございまして、また、新規求人者というのこれもまた減少をいたしております。前年同月比で見ますと、サービス業がほんのわずかにふえているということだけでございまして、その他の分野はほとんどが減少をしているという状況でございますから、質的に

も非常に大変な状況を迎えているというふうに思っている次第でございます。

こうした状況を踏まえ、厚生労働を担うにせいでいたいてる者といましては、やはり雇用というものをより重視をしていかなければならない、全体の政策の中における雇用の位置づけというものを、もう少し見方をレベルアップすると申しますか、雇用に対する考え方を高めていかなければならないと私は思っている次第でございます。

したがって、閣議等におきまして、現状を認識をいたしましたときに、ただ出口の雇用対策だけでは追いつきがない状況になりつつあるということも認識していただきたいということを率直に私の意見として申し述べたところでございます。

○小池晃君 出口の問題だけでは足りないという認識であれば、私は本当にやるべきことをやられていないと思うんです。

我々、これまでも主張してきたように、今、大リストラを進めている例えばNTTにしても大手電機にしても、これは命運がかかってつぶれそうだとするような企業じゃないわけです。低成長の中でどうやって当面の利益を保障するかというような企業なんです。そのためにリストラしている。私は、こうした企業の、本来大企業が持っている社会的責任を放棄していわば全体の流れに便乗してどんどんリストラをしていく、こういうことにはきちっと規制をかけるというようなことはやはり政府として何ら手を打っていないんじゃないだろうか。

今度の雇用対策を見ても、私、そういう点では非常に不足が大きい、余りにも不備だと思うんです。言ってみれば、今ほとんどどんな火事が起こっているのに、しかも火事といっても放火ですよ、言ってみればね。勝手に大企業が火をつけている、そういうときに消防車をどうやってふやすかという程度の対策にしかなくなっているんじゃないかと。消防車をふやすことは大切なんだ

けれども、やはり根本的な、ほとんどどんな企業がわがままにリストラ進めているような現状にこそ厚生労働省としてきちっと規制をするという方向に切り込むということが今こそ求められているんじゃないですか。どうでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) すべての規制を改革していかうというときでありますから、そういう次から次へとまた新しい規制をしていくということは私は好ましい方法ではないというふうに思います。やはり、それだけの社会的責任を持って企業は対応していかなければなりません。そういう企業をどう育成するかということに今かかっていると思います。

これから世界の中で競争し、そして生き残っていくというためには、ただ単に雇用者を少なくする、そうしたことがテーマになっては決していけない。やはり社会の中で、世界の中で、この日本の企業が生き残っていくためにはどういふことが一番大事なのか、そのことを大きい企業

であればあるほど考えて行動をしていただかなければならない。決してそれは規制をし押しつける問題ではなくて、みずからそこで選択をし、そしてみずから世界の大企業としての責務を示していただくことが今大事であると思っている次第でございます。

○小池晃君 みずからやれと言ったって、そんなふうにならない現状があるわけですよ。だからこそ、その雇用を守る立場の責任ある厚生労働省としてきちっと大企業にも物を言うべきだと、私はそういうふうに申し上げているんです。

その点で、やはり今の政策というのは、本当にこれ以上の失業者を出さない、一方で大もうけを出しながら労働者をリストラするような大企業の身勝手をやめさせる、こういう根本的な部分にメスを入れない雇用対策では私は失業者はますますふえるばかりだと思っております。

そういう中で、一方で同時に既に失業している人たちに対して生活を保障しながら再就職の援助をする、これも非常に深刻に求められているわけ

であります。

きょう、ちよつと前半、新たな緊急地域雇用特別交付金の創設についてお聞きをしたいんですけども、この交付金事業、これは九九年に創設されて、二〇〇〇年度までに二十一万人の雇用を生み出したと。改善して継続すべしという声が関係団体からも寄せられております。地方公共団体あるいは労働組合からも寄せられております。

私、この問題、四月十二日の当委員会でも事業継続をすべきではないかというふうに申し上げた際に大臣は、雇用動向を見てどういふ対策が一番適切かこれからの検討になる、過去のよい例も参考にしながら新しい対策がつけられるだろうと、その答弁されました。そして、今回この新しい交付金事業の創設に至っているということだと思っております。

最初に、この新たな交付金を創設した目的についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 新しい交付金につきましては、構造改革の集中調整期間におきます雇用問題への対応を期するというところでいろいろな対策をとっておりますが、その一つとして、臨時応急の措置として、地方公共団体が地域の実情に応じて創意工夫に基づく事業を実施し、臨時的な雇用就業機会を創出するというのを目的にしております。

○小池晃君 具体的にさらにお聞きしたいんですけれども、この事業の実施要綱はいつ発表されることになるのかということと、そして各自治体で実際にこの事業が開始されるのは一体いつごろからになるのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 新事業の実施要綱につきましては、現在、最終の詰めをしております。

各自治体におきましては、十一月から十二月にかけて地方の議会がございまして、この議会で交付金を受けて基金をつくるための条例を提案し可決していただくという手続が要りますので、現在その準備を進めてもらっているところであります。

ます。

実際、交付金の申請を都道府県からしていただくわけですが、その際には事業計画を同時期に出していただく。事業計画を交付要綱の要件等に合っているかどうかを確認させていただいた上で交付する金額を決定するというのを十二月中にいたしたいと、こう思っております。

○小池晃君 ということは、一月中に手続は開始できるということですね。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 各自治体におきましては、この交付申請の時期について多少ばらつきがあるかと思いますが、総じて年明け一月から二月にかけて事業がスタートするというふうに考えております。

○小池晃君 これを進める上で最も重要なのは失業者の新規雇用につなげられるかということだと思っております。

現行事業でもいろいろ問題がありまして、例えば大阪ではこういう例がありました。六千万円で大企業に委託した事業で十三人雇用されたけれども、そのうち新規雇用は三人だけだったという例があります。

そもそも、現行事業、今までやってきた事業全体でどれだけの人が働いて、そのうち本当に困っている失業者はどれだけだったか把握することが前提として必要だと思っております。さらに、今後失業者の雇用がきちっと確保されるための実効ある措置が必要だと思っております。

その点で、新たな事業ではこの点でどのような改善を図ろうとしているのか、御説明願いたいと思います。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 新しい交付金につきましては、現行の交付金の今御指摘ありましたようなマイナスの実態等々も踏まえまして、幾つかの点を考えております。

一つは都道府県、市町村も含めた都道府県の計画全体で事業費に占める人件費割合をおおむね八割以上、そして都道府県計画全体で事業に従事する全労働者に占める新規雇用の失業者の割合を四

分の三以上にすること。

そして、計画を策定段階で当然国の方にお出しただいて私どもが確認するわけですが、計画の策定後、各地方自治体において、都道府県は都道府県、市町村は市町村でそれを公表すると。

それから、計画を実施した後の結果報告を私どももいただきますが、それも地方自治体において公表すると。結果報告をいただくスタイルであります。現行事業の結果報告を求めているスタイルよりは多少、多少と申しますかかなりと申しますか、詳しい情報をいただくと思っておりまして、例えばその事業で全労働者が何人ついたか、これは当然であります。その中で実際に新規雇用された失業者の方々は何人か、そしてその事業についての労働者の雇用期間はどうかであったか、こういうことを報告事項として求めようと考えております。

○小池晃君 さらに、失業者の雇い入れを具体的にどのようにして担保するのかということが問題であります。失業者であるかどうかということはどういうふうにご確認をするのか。これは当然要綱にも盛り込むべきだということに思っていますけれども、その点も含めてお願いします。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 交付金事業に新たに雇用される方のうち失業者を確認しなければなりません。今考えておりますのは、一つは、雇用保険の受給を終了した失業者の方につきましては、雇用保険受給資格者証という証書の裏にこの人は支給終了しましたという判を押すことになっておりますので、それで確認できると、一点であります。それから、自営廃業者の方々につきましては、廃業届というものが地方自治体の方に届け出る形でありますので、それで確認ができるとのこと。ほかに、本人に失業者かどうかということ、例えば委託事業を受けた事業主に對しましては、委託契約の中で委託を受けた事業主として雇おうとする方について失業者であるかどうかを確認をとることという契約事項として入れてもらうというふうなことを考えております。

ます。

○小池晃君 そのことは要綱に盛り込むということとよろしいんですね。

○政府参考人(澤田陽太郎君) はい、そのようにしたいと思っております。

○小池晃君 さらに、昨年、労働省が出した通達で公共職安との連携が強調されております。やはり、より多くの失業者が仕事につけるようにするために管轄の公共職安で求人申し込みを行うというふうなことがますます重要になってきているんだと思うんですが、いかがですか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 当該事業を実施する地域を管轄する公共職安・安定所への求人申し込みを事業を受けた事業主がするというのも一つの大事な方法だろうと思います。

ただ、この際、募集方法はなるべく多くていいのではないかと考えてお持ちしております。例えば自治体が広報紙で県民に對し広報する、広報紙といえますか県報といえますか、広報といものがございまして、それから事業を受けた事業者自身が求人広告を打つとか、いろいろなやり方があるかと思っております。

ただし、委員御指摘のように、この事業を実施するに当たっては雇用創出効果が高くなるということが一つの大きな要件でございまして、そうした観点からは都道府県、事業実施主体、事業を受けた方、安定所間の連携をよくしていかなければならない、こう思っております。

○小池晃君 いろんな方法で周知徹底することはもちろん必要だと思っておりますけれども、失業者が職安に行ったらその県内のすべての交付金事業についてどんな内容になっているのかということが目瞭然とわかるようにすることが私は大切だと思っております。個別の求人票を見るだけではなかなか自分に合った仕事ってないわけですから、何々県の事業はこれだけあるんだという全体像がわかる、やっぱり職安に行ったら全部わかるというふうにすることが必要ではないかというふうに思っているんですが、この点ではどう

ふうに考えておられますか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) その点はなかなか難しい問題がございまして。端的に申しますと、すべての情報と申しますか求人・安定所の方に出すといえますか集約するということについて、ある意味非常に規制が強いという御意見もあり得るかと思っております。安定所としては、例えば都道府県と都道府県労働局の間で事業の計画段階、策定段階でよく連携をとっておりますので、都道府県の事業計画の情報を労働局経由で安定所の方に蓄積するということは当然でございまして、そのほかにも、私どもが考えておりますのは、都道府県あるいは市町村にこの事業の担当窓口を明確に決めていただく、その窓口の方は県民、住民から問い合わせがあればこの事業についてはこういうアクセスの方法がありますということをちゃんと広報するあるいはお伝えするというのもあわせてやっていくことが大事だろうと、こう考えております。

○小池晃君 広報の仕方については、例えばこれは北海道が北海道新聞に出しているんですね。道が行う四十事業全部を紹介しているというふうな例もあります。ぜひこういういろんな手段で、本当にどういう事業をやっているか、失業者に事業全体を広く知らせることが私は大切だ。その点でこのように費用の財政的な保障はどうなっているんでしょうか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 交付金事業の広報、周知に必要な経費はこの交付金事業の中でいけば附帯事業費として認めておまして、財源はその交付金を使っているということにしたいと思っております。

○小池晃君 さらに、委託の対象なんですけれども、これは民間企業、シルバー人材センター等と申しては失業者を組織した団体、こういったものは含まれるんでしょうか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 委託先につきましては、地方公共団体が契約を結ぶこととなります

が、私どもが今典型的に考えておりますのは、いわば普通の企業、それからNPO、シルバー人材センター等を考えております。

いずれにいたしましても、事業を的確に実施する能力、体制がある方を委託事業の相手とすることが当然のことです。そういう観点から御指摘のNPOや失業者が組織する団体についてもそうした条件を満たせば都道府県が委託先とすることは十分あると、こう考えております。

○小池晃君 さらに、雇用期間について伺いたいんですが、現行事業では六カ月未満の期間限定がありました。これは改善すべきだという声があつたわけです。今度は原則六カ月未満だが事業内容等によっては一回更新できるとされておるんですが、この更新できるというのはどういう事業になるんでしょうか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) これも要綱の中で明らかにしたいと思っておりますが、考え方として三つほど考えております。

一つは、児童生徒あるいは障害者等の特定の者との対人関係の中で継続的にサービスを提供するような事業であつて、そこに雇用されているといえますか、就業しております失業者等の方が対象の範囲としてあるだろうと。

それから、事業を実施する場合にどうしても管理したり企画したりする人が必要であります。そうした六カ月でかわつては困るような企画・管理部門等であつて事業を継続するために必要不可欠な業務に携わる方、これは第二類型としてあろうかと思っております。

そのほか、これは不幸な話であります。重大な災害が起きてどうしても仕事の機会を失ったような方々が出た場合には、そういった方々も更新の対象になるのではないかと今このところ考えております。

○小池晃君 六カ月で中断するといふいろいろと支障がある事業というのはいろいろ幅広あると思うんですが、私は、そういう点では、どういう事業が該当するののかということについては、個々の事

業についての判断は自治体がやっぱり最終的には行うというふうに理解してよろしいんですね。

○政府参考人(澤田陽太郎君) ただいま申し上げたような、これは例であります、考え方を要綱の中でお示ししたいと思っております。それに基づきまして地方公共団体が判断をするということになります。地方公共団体にのみならずともなかなか判断が難しいということになりますと私どもの方に照会が上がつてくる、こういうことにならうかと思ひます。

○小池晃君 さらに、ちよつとこれは確認なんです、雇用保険の失業給付を受ける場合、一般にですけれども、これは必要な加入期間というのは一般被保険者で六カ月以上となつてゐると思ふんです。交付金事業で働く人についても当然この要件を満たす場合については雇用保険に加入できるというふうに理解してよろしいんですね。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 雇用保険に加入できるといふことに限つて言ひますと、この交付金事業に従事した方がいわゆる短時間ではないということであれば、雇用期間がどうのこうのということではなく雇用保険の適用になるということでございます。

○小池晃君 六カ月以上働けるようにしてほしいという希望は非常に強いものがあります。失業保険につなげるという点から見ても、私は六カ月以上働けるようにすべきだということを申し上げたいというふうに思ひます。

その上で、新たな事業で対象事業を建設・土木事業以外というふうにしてあります。これは、建設労働者の今の転職の事情などを見ると、十人のうち七人前後は同じ建設業界に再就職するという実態があるわけですね。

大阪府も平成十四年度の国家予算に対する重点要望で、新たな基金事業の対象に、建設・土木事業についても公共施設の維持補修等に該当するものは対象にすることの項目を挙げてゐるんです。全国市長会も対象となる業務の内容の採択基準の緩和ということを要望してあります。

建設・土木業を今回も除いている理由について御説明を願ひたい。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 現行の交付金事業におきましても建設・土木事業を除くということになつております。その考え方は、建設・土木事業につきましても、各種の施策、例えば国の補助金事業とか公共事業による予算というものが国の予算あるいは県単の予算等々でつてゐる、あるいはつく場合が多いということでありまして、この交付金事業は既存の事業の振りかへではないというところが原則になつておりますので、そうした観点からは予算措置がなされる蓋然性、現実性が高いものという意味で、公共建設・土木事業が一つ除かれてゐるということがあります。それからもう一つは、かつて失業対策事業で公共土木事業をやりましたが、そのときのいろいろな問題点、それを避けるという意味で除外されてゐる。こういう二つの大きな理由があるかと思ひます。新たな交付金につきましてもそうした現行の取り扱いを踏襲することになつております。

○小池晃君 一般に、近年の巨大プロジェクト中心の公共事業というのは、これは非常に雇用創出効果が低いというふうになつてゐると思ひます。一方で、こういう試算もあるんですね。交付金事業の雇用効果と公共事業の雇用効果を比べた研究があるんです。北海道大学の椎名助教教授が行つてゐます。これによると、北海道内の公共事業百万円当たりの雇用創出効果は十一・三人日、それに対して交付金事業では八・八人日、かなりこちらの方が雇用創出効果が高い。

そういう点で、交付金事業である公共事業というの、要求にもあるように、小さな中小の事業、公共施設の修理、こういったものであれば私は雇用創出効果が高いし、公共事業に対して予算を確保されてゐるということ、この交付金事業で土木・建設事業を排除する理由にはならないんじゃないだろうか。むしろそういったことを本当に、小規模の生活福祉密着型の事業というのをこの交付金を使つてやつていくということに、私

は積極的な意味があるんじゃないだろうかというふうに思つておりますので、ぜひこれは検討をしていただきたいと思います。

ちよつと大臣にお伺ひをしたいと思います。これは地方の皆様に任せるとなるといふような御答弁が午前中にもあつたかと思ふんですね。私、基本的には交付金の使い方ということについては、やはり地方の創意工夫といひます、地方公共団体の裁量といひます、そういった中で大いに生かして実施していくんだというのが基本的な考え方というふうに理解してよろしいでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) そのように理解していただいて結構かと思ひます。

○小池晃君 ぜひこれを、こういう厳しい中ではあるけれども、活用するべきだと。大阪市なんかでは失業率八・九七%、大阪府は六・八七%、全国最悪であります。こうしたところでもかなり自治体が頑張つて、ホームレスの方々の仕事であるとか、交付金による環境美化事業などをやつてゐるわけです。

ぜひこれは予算を増額してもつと活用できるようにすべきで、中身も本当に地方自治体が実情に合わせて使えるように改善をしていくべきだということをお願いして、次に法案の中身である派遣労働、労働者派遣の上限延長の問題についてお聞きをしたいというふうに思ひます。

まず最初に、労働者派遣法が同一の業務に一年を超えて労働者派遣の役務の提供を受けることを禁じてゐる、現行の一年以上の派遣を禁じてゐる理由は何なのか、ここをお答えいただきたい。

○国務大臣(坂口力君) 現行の派遣期間の一年の制限というのがございますが、これは派遣先が派遣元事業主を順次入れかへることなどによつて同一の事業について継続して労働者派遣の役務の提供を受けることを認めるならば派遣先での常用雇用の代替が起りかねないために、これを防止するために認められたもの、そういうふうに理解を

いたしております。

○小池晃君 今言われた禁止理由については、これは今も同じことが私は言えるはずじゃないかと思ふんですね。この理由が必要なくなるような環境の変化があつたんだらうか。私はないと思ふ。何も変わつていないと思ふ。それなのに、なぜ派遣期間の上限を一年から三年に延長するということになつたのか、ここをお伺ひしたい。

○国務大臣(坂口力君) ですから、トータルとしての派遣業といふものにつきましては鋭意今検討をさせていただいてゐるところであり、そして皆さんの御意見もお伺ひをしておりますところでございます。そしてこれは決定をさせていただきたいというふうに思つております。

その中で、中高年の問題は現状を見ましても非常に深刻でございます、やはり雇用の選択肢といふものを少し拡大しておく必要があるといったことで、これは特例措置として、ここに中高年の問題だけを取り上げさせていただいたわけでございます。したがひまして、全体の構造といひましては今後議論を重ねていきたいというふうに思つてゐる次第でございます。

○小池晃君 中高年齢者が厳しいから雇用機会を拡大するためにというふうにおつしやる。しかし、雇用機会を拡大するというのは本当なんだらうかと。

今回、中高年を派遣労働者として雇用する場合に一年から三年にするということ、大臣は、十一月二十八日の本会議で、中高年の方の派遣期間を一年から三年に延ばすと五万人の雇用増があると、そういう答弁をされてゐますけれども、一体この根拠は何なんですか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 今回の臨時特例措置を講ずるに当たりまして、緊急に派遣先につきましてアンケート調査を実施いたしました。その回答によりますと、派遣期間が一年に制限されている場合に比べて三年に延ばした場合に、四十五歳以上の中高年齢者を派遣労働者として受け入れる機会は増加すると思はれますかと、

こういう設問であります。それに対して、増加すると思うという回答が一七・六％ほどございます。

それをベースに、現在、最新、直近のデータで派遣先が約二十六万件ございます。その二十六万の派遣先が一七・六％という割合で中高年齢者を一人受け入れるという計算をいたしますと約五万人ということになりますので、その数字を答弁で使わせていただいているところであります。

○小池晃君 私は、今のアンケートの結果というのをそう使うというのは、ちよつとんでもないんじゃないかと思ひますよ。

だって、今のアンケートというのは、これは、そもそも慌てて法案提出する直前の十月に、聞くところではわずか百二社対象のアンケートですよ。そういうやつつけ仕事でこういう数字出したわけですけども、このアンケートというのは、派遣期間が一年に制限されている場合に比べて四十五歳以上の中高年齢者を派遣労働者として受け入れる機会が増加すると思ひますかという問いに対して、一七・六％ふやすと言ったといひますけれども、八二・四％はふやさないと言っているんですよ。これがその実態だと思ひます。百二社中八十四社は一年から三年に延びても中高年齢者を派遣労働者として受け入れる機会が増加しないと。私、注目するんだつたらこつちに注目すべきだと思ひますよ。八割以上の企業が雇用はふえないと言っているんです。

しかも、仮に中高年齢層の派遣労働者がふえたとしても、こういう世代というのは一家の大黒柱なんだから、お父さんが派遣労働者になったからといって家族喜ぶか、安心できるか。そんなことないわけですよ。中高年齢者の雇用期間があるような派遣労働者では生活の安定というのは私は得られないと思ひます。

私、大臣、お聞きしたいんですけども、こういう数字の根拠も非常に危ういと思ひますけれども、私は、これは実効性もないし、中高年の雇用不安にこたえるような中身ではないというふうに

思ひますけれども、大臣、いかがですか。
○国務大臣(坂口力君) そこは充分認識が違ひま

すね。
私は、派遣業というのには新しい役割があるというふうに思ひます。これからの新しい社会、例えば男女共同参画社会がこれから進んでい

きまして、そして、育児にいたしましても介護にいたしましても、これからどんどん育児休業、介護休業というのが進んでくる。そういうしますと、そこをだれが一体埋めるのかといへば、それは派遣業の皆さん方に埋めていただく以外に私はないと思ひます。
一年という限定をされた、あるいは半年という限定をされたその中で、適当な人を雇うというこ

とはなかなか難しい。そして、その人がどんな立派な人であつたとしても、半年たてば、一年たてばまた交代をしてもらわなければならぬ。もとの皆さん方をもう一度雇用の現場に戻さなければならぬわけでありまして、そうするとその皆さん方にはまた帰つていただかなければならぬ。それは、半年とか一年という時間をとつて、そしてそれを自身の企業の中でそういう人材を見つけて出すという事はなかなか私には難しいと思ひます。これからの男女共同参画社会の先々において、派遣業というのは大きな役割を私は果たすと考へております。
そして、また中には、そうした生き方をしたい、一つの企業の中で終生勤めるといふ生き方ではなくて、いろいろの職場で勤めたいといふ生き方の人

がふえてきていることもまた事実でございます。こういう人々にもやはり対応していかなければならぬ。
私は、何もこの派遣業で一から十まで、これを全部そういうふうにすることがいいと私は言つておるわけじゃありません。しかし、そういう生き方方も選択肢としてある、その選択肢を広げるといふことが、私は中高年の雇用に対して大きな役割を果たすと思ひます。

したがつて、派遣業を中高年に広げることによつて、そしてすべてが解決するなどというよう

な大それたことは考へておりませんけれども、しかし、現在のように中高年がどこにも行き場がないと言われております中で、やはり選択肢を広げるといふことが大きな支えになることは間違ひないと思ひます。この次第でございます。

○小池晃君 派遣労働というふうな労働のあり方が一つの選択肢なんだと、そういう生き方もあるんだとおっしゃいますけれども、今回の派遣労働の規制緩和について、規制緩和すべきという要求を出しているところは、例えば日本人材派遣協会、経団連、リース事業協会、全国地方銀行協会、こ

ういう経営者団体ですよ。雇う側からの要求が出ています。
ちよつと政府参考人でいいですけども、お聞きしますけれども、中高年労働者の側からは派遣労働の規制緩和、拡大してくれという要求は出ていますか。出ていますら教えていただきたか
○政府参考人(澤田陽太郎君) 私どもにいろいろな方々からいろいろな形の要望が出てくる形を考へますと、ある程度同質の方々が集まつたグループ、団体とか協会とかいう形になるわけでありまして。残念ながら、中高年齢者の方々でそうした派遣労働者を代表する方々の組織とかいうのはないもので、それから、そうした形での要望、意見等はいただいておりませんし、なかなか届けるチャンネルもないんじゃないか、こういうふうと思つております。
○小池晃君 そういう要望なんかないんですよ、労働者の側には。中高年労働者はやはり安定雇用につきたいんですよ。でも、実態として、やはりやむなくもうこういう短時間労働しかないといふことになつていくわけで、自分の生き方として派遣労働を選ばうなんという、そういう実態に私はないと思ひますよ。そこは認識が私、大臣違ひと言ひけれども、大臣の認識の方が私は誤りだと思ひます。
さらにお聞きしたいんですけども、派遣労働

を拡大していけば常用雇用が減少するんじゃないかという危惧が広がっていると。これは私は当然だと思ひますね。

厚生労働省が出している平成十三年版の労働経済の分析、ここでは雇用者の中の常用雇用と臨時雇いの関係についてはどういふふうに記述をしておられますか。

○政府参考人(坂本哲也君) 雇用労働者のうちの常用雇用労働者とそれ以外の臨時雇ひ、日雇ひの労働者の割合でございますけれども、平成十二年で平均しますと約七対一ということになっておりまして、常用以外の労働者の割合が上昇傾向にあるという状況でございます。

その背景をいたしましては、雇用者数の増加がパートタイマーやアルバイト、こういった臨時雇ひによるものでございまして、常用雇用は平成十年から平成十二年まで三年連続で減少をする、こういった弱い動きが続いている、そういった状況があるといふふうに分析をいたしております。

○小池晃君 今、答弁にあつたような実態なんですね。この資料のもとになつてくる総務省統計局の労働力調査、これを見ると、常用雇用は一九九七年から二〇〇〇年までに百三十一万人減少、一方で臨時雇ひは六十二万人増加、まさに常用雇用が臨時雇ひに置きかえられていく実態があるんじゃないかと思ひます。

さらに、常用雇用労働者をどけて派遣労働者が入つていくわけじゃないかといふようなことをおっしゃることがあるんですが、これ本当だろうか。これもちよつと調査結果をお聞きしたいんですけども、厚生労働省がことしの九月三日に出した労働者派遣事業実態調査結果報告、ここでは派遣労働者の受け入れ前に担当していた者の雇用形態について聞いています。この結果、どういふ結果になつていくのか、お示し願ひたいと思ひます。
○政府参考人(澤田陽太郎君) 御指摘の実態調査の内容をかいつまで申し上げますと、派遣労働者の受け入れ前にその業務を担当していた者の雇用形態を調査いたしますと、常用労働者であつた

というのが七三・七％、新規業務のため前任者がいない、これが二三・二％であります。

この七三・七％の解釈であります。一つは、常用労働者が処理していた業務が増加したということが入っておるでしょうし、また事業所内での担当業務の見直し等による場合もここに入りますし、常用労働者が急に離職した場合に次の常用労働者を雇い入れるまでの間つなぎとして派遣労働者を入れるというようなケース、さまざまなケースがこの中に入っているものと考えています。

したがって、この七三・七％という結果が直ちに派遣労働者の受け入れが常用労働者の代替に使われているということを意味するものではないというふうには私どもは考えております。

○小池晃君 いや、今もう都合のいい解釈をするものだなと思いたけり。でも、実態としてこれは明確じゃないですか。だって、派遣労働者が入ってくる業務の受け入れ先がそれまでは常用雇用者が七割を超えているわけですから。常用雇用が派遣労働によって置きかえられることはないというふうにおっしゃいますけれども、実態としては、まさにこういう中で常用雇用が派遣労働によって置きかえられているという実態は私はあると思うんです。

そういう中で、今度三年に延長するということがありますけれども、この三年間に上限を延長するということによって具体的な仕組みがどうなるのかちょっとお聞きしたいんですけれども、企業側の受け入れ形態はこれはどうなるんでしょうか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 派遣労働者の受け入れ期間が一年から三年以内に延びるということになりますと、現在一年の形態で中高年の派遣労働者がいるという仮定をします。そうすると、こうした方々を一年を超えたとから引き続き当該本人を派遣労働者として受け入れるという形が一つであります。それからもう一つのケースは、現在おられる方に一年で帰っていただく、そのかわりその業務について他の中高年労働者を派遣労働

者として受け入れるという、この二つのパターンが出てくると思います。

○小池晃君 要するに、企業の側というのは、中高年の派遣労働者であれば、三年間ずっとやる人の中にはいるでしょうけれども、何人かで三年間つないでいくということも可能になるということですね。

○政府参考人(澤田陽太郎君) はい、そうです。

○小池晃君 ということであれば、結局このやり方でいけば企業にとっては一つのポスト、派遣労働者によって埋めるポストが、これはできるだけ安価で雇用調整もしやすい派遣労働者、これを中高年であれば三年間まで受け入れることができるようになる。逆に労働者の側から見れば、三年間別に、今度は上限が延びるといっても三年雇用される保障ができるというわけではないわけでありまして、次から次へと使い捨てにさせられていくということになる。これはまさにそういう仕組みじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 現在、一年の受け入れ制限の中で派遣労働者として働いている中高年労働者の人から見れば、一年を超えて三年までの間、引き続き安定的にそのなれた仕事を専門性を発揮して、あるいは専門性がないにしても十分能力を発揮して安定的につけるといふメリットは相当あるというふうにご考えておりますし、もう一つは、マクロの観点からいえば、最長三年間の間で受け入れる中高年労働者が途中でかわるにしても、かわった後のところを見ればそれは新たな中高年労働者としての雇用機会の拡大ということになりますので、先生御指摘の点についてはなかなか意見が一致しない面があるかと思っております。

○小池晃君 派遣労働者について、雇用の努力義務の問題をちょっとお聞きしたいんですけれども、これは三年間という上限になったとしても今までどおり雇用の努力義務があるということをお願いする。議院の議論でも御説明されていますけれども、その点についてちょっと説明をしていただきたいんですが。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 派遣法四十条の三というところで優先雇用の努力義務がかかっております。ここにきましては、中高年労働者が一年を超えて三年以内の間で引き続き派遣労働者として受け入れられるという実態が現に出てきた場合に、現行の派遣法本体の規定の効力と申しますか規定の意味がそのまま中高年労働者にも適用されるということとは当然のことでありまして、これは条文にそのように書いてありますし、そのように設計をしておるところであります。

○小池晃君 努力義務についてちょっとお聞きしたいのは、現行の制度のもとでこの努力義務によつてどの程度の効果があったのか、そういう実態調査はされていますか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) その点は現在までの調査では調べておりませんが、今後、先ほどの質疑の中で申しましたように、総合的な実態調査をするという中では調査対象に含めることを考えていきたい、こう思っております。

○小池晃君 派遣労働制度ができて努力義務があるといつても、実態調査もやられていないわけですよ。

しかも、今の話で、一年従事した場合の優先雇用の努力義務が残るんだと、それは法の中にあるんだとおっしゃいますけれども、これは、企業にしてみれば、一年以内の有期雇用にしておけばその努力義務すら全く意味をなさないという実態があるわけですよ。

現に、労働者派遣事業実態調査結果報告では、派遣契約の期間の割合というのは三月未満が六六・一％だ。ほとんどの派遣労働者は実態としては努力義務が適用される前に契約を解除されている、これが私は現状なんじゃないかと思うんですね。

こうした中で、先ほどから中高年の不安定雇用がふえるだけだというふうに言っているんですけども、結局、こうした仕組みでは、今でさえ短い派遣労働者の契約期間がさらに切り詰められてどんどんどんどん使い捨てられる。企業の側は、

中高年であれば三年間同じポストを派遣労働者で埋められる。企業からも要求が出てくるのは、私はそのとおりとかなずけるんですよ。企業にとつてみれば非常に使いやすい制度になる。一方で、中高年の労働者にとっては逆に不安定雇用が拡大する。

私は、改めて今までの議論を踏まえて大臣にお聞きしたいのは、どうしてこういうようなやり方で今深刻な雇用不安にあえいでいる中高年の不安にこたえることができるのか。私は、こういうやり方では逆に不安が強まるばかりだ、そういう改悪だというふうには思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) 先ほど申し上げましたとおり、私は雇用の選択肢というものを大いにふやすことができると思っています。今までの雇用状況だけではありません、今までの雇用慣習の中でしか雇用ができなかった。しかし、こういう選択肢がふえることによって、たとえそれが一年であれ三年であれ、新しい雇用の場につくことのできる場ができるわけがあります。

それは、中にはそれをつなぎとする人もあるでしょう、つなぎにして次のまた新しいステップを考へる人もあるでしょう。しかし、そういう生き方もまた一つの生き方だとそこに割り切る人もいます。少なくとも、現在の雇用慣習の中で、派遣業という新しい勤め方、生き方というものがまだ成熟をいたしていません。それを引き受ける側も十分な知識がないままにやっているということもあります。しかし、これから先、日本の雇用慣行が成熟をしていくにつれて、こうした働き方は多くなっていくことは避けられないと私は思っております。

そういう意味で、私は、その始まりと申しませんか、その始まりを開くものだというふうには思っておりまして、決して私はこのことが高齢者の皆さん、中高年の皆さん方に御迷惑をかけることではないというふうには思っております。選択の問題でございまして、もしも御希望でなければそれは

選択をしなければいけないわけでごいまして、それを選択をしても一時をしのいでいこうという皆さん方にとっては、私はそれはプラスだということに思っています。

○小池晃君 選択だ、選択だとおっしゃるんだけれども、先ほどから紹介している派遣事業実態調査報告を見ると、派遣労働という働き方の選択をした理由で一番多いのは、就職先が見つからなかった、これが二八・八%なんです。就職先が見つかるまでのつなぎとしてという人が一二・三%。本当は常用雇用で働きたいんだけれども、就職先がないからやむなく派遣労働者になつていくという実態が私はあると思うんです。

そういう中で今回のようなやり方をすれば、まさにどんな派遣労働者をふやしていく。それで常用雇用がどんどん切り詰められていく。結局、中高年の将来の雇用不安に対しては、逆にやはり不安を与えるような中身にならざるを得ないんだというふうに思うんです。

それから、現状が果たして法の規定どおり行われているかどうかということも改めて私は聞きたいんですけれども、現行の労働者派遣法では製造業への労働者派遣を除外してきております。この理由について、政府参考人、お示し願いたいと思います。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 現行法体系の中で物の製造業務について適用除外にされている例でございまして、製造業の直接工程で働く労働者が我が国の雇用労働者に占める割合の大きさ、また我が国の労働者の労働条件の決定に与える影響の大きさ、いわゆる構内下請など製造業の製造現場における就業の実情等を考慮したことによるということになっております。

○小池晃君 今回の特例法案でもこの製造業への労働者派遣の除外というのは変わらないわけですね。

○政府参考人(澤田陽太郎君) そのとおりです。○小池晃君 一般論としてお伺いしたいんですけれども、製造業の生産ラインにおいて請負と称し

て受け入れ先が現場での労働者に対する業務の遂行に関する指示その他の管理を行っている場合、これは違法派遣に当たるということになるんでしょうか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 製造業の生産ラインで請負という形でいいますか、称して行われている事業につきましても、注文主の事業所の従業員と混在して注文主の直接その指揮命令を受けて業務に従事しているということであれば、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示というものを厚生労働大臣が出しておりますが、こうした告示等に照らして実態として労働者派遣となつてると判断される場合には違法な労働者派遣事業に該当することになります。

○小池晃君 こんな実態が寄せられたんですよ、私のところに。

三洋電機の大坂の住道工場、ここは形式的に請負契約という形にして実態は派遣労働という実態です。私が聞いている話では、新日本という請負の会社と契約をして三洋電機の工場で働いている労働者、工場内では最終的な指揮命令は三洋の社員がやっていると。製造ラインの一部では三洋の女子社員とこの新日本という会社の社員と一緒に働いている。これはまさに派遣労働そのものである。今の例からいえば違法派遣、偽装請負に当たるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 今初めてお聞きいたしましたので、実態の方を私どもも把握しておりません。したがって、どうかと言われても答弁するだけの材料を持ち合わせておりませんので、お答えしかねるということになります。

○小池晃君 情けない話で、これは朝日新聞の一面に出ているんですよ。あなた方、そんなことも勉強していないんですか。大変なことですよ。このことが朝日新聞の一面で報道されたことをあなたは御存じないんですか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 怠慢と言われるとそうかもしれませんが、私が見ている新聞の版に

おいてはなかったように思います。

○小池晃君 そんな、でたためですよ。朝日新聞の一面にこの問題は取り上げられているんですよ、ちゃんと実例を挙げて、住道工場と名前まで挙がって。

それで、私、ホームページを見たんです、三洋電機の。三洋電機のホームページを見たなら、何を言っているか。住道工場を見学した社長からのメッセージが載っているんですよ。この社長さん、何と言っているかというと、生産現場でも「生産要員も毎月毎月急激に変わる生産量に対応して、派遣社員の人たちでも、「いつでも」「どこでも」「誰でも」生産できるように、作りやすく、作業指導票もビジュアル化されています。」と。これ、三洋電機のホームページを見てください。出ていますよ。

こういうふうに明確に社長が派遣労働だと言っているんですよ、派遣社員だと。これは明らかに違法じゃないですか。どうですか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 社長がホームページ上でおっしゃっていることはそうかもしれませんが、私が、私どもとしては、その実態判断をしなきゃなりませんので、恐縮でございますが、調査をして、その結果必要な対応をとっていききたいと思えます。

○小池晃君 こんな新聞で大々的に報道されたことは、これはすぐに調べるべき問題でしょう。私は、インターネットのホームページで、何か秘密資料を手に入れたわけじゃないんですよ、インターネットを見たなら、これは派遣社員だと認めているんだから。こういうこともきちっと調査もせず、規制もせずに、さらに派遣労働の年数を広げようなんということは私は本当にとんでもない話だ。

派遣労働の期間延長の問題については、新聞報道でも、これは役所にとっても想定外のことだった。これも九月十九日付の朝日新聞でですけども、「二年から三年に延長する労働者派遣法の見直し」が盛り込まれたのは、役所にとっても想定外

だと。「九九年の改正の際に、法改正の影響などを詳しく調査したうえで三年後に見直しを検討するとされた。議論のたたき台となる実態調査すらできていない。」と。

先ほどからいろいろ指摘しているように、派遣労働のいろんな実態について慌ててこの間、この十月に調査をしたり、今いろいろ起こっている問題についてもまともな調査もやられていない。そして、私が指摘したような実態もある。こんな違法派遣がまかり通っているような実態の中で、現状の中で派遣期間を三年に延長するようなことをしたらばますますこの事態が悪化するんじゃないですか。

大臣、どうですか、こういう状況で、将来のあり方をめぐっている議論はあるということはおっしゃったけれども、少なくとも三年前にいろいろ調査する、見直す、それで調査した上で出すと言っていたものを何もやっていない中で、これを一年から三年になし崩し的に延長するようなやり方が私は許されるのかと。このことについて、大臣、お答え願いたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) ですから、先ほどから申し上げておりますように、この部分は特例措置であり、三年の期限をつけたものである、こういうことでございまして、とにかく現状の危機を打開する一つの手段であるというふうに思っています。

派遣業というものが悪の代表であるかのごとく言われますけれども、決してそういう働き方ではない、これからの働き方の中にはこういう働き方もあるということを私たちはそういう信念でもってやっていくわけであります。

○小池晃君 認識が全く私は間違っていると思うんです。

全体で見れば、雇用の統計すべてそうですよ。語っているのは、派遣労働者がどんどんふえて常用雇用が減っているんですよ。そういう現状があるんですよ。その中でこんな規制緩和をしたらますますそういう方向に拍車がかかるでしょうと。次か

ら次へと派遣労働者に置きかえられていっちゃうわけですよ。

しかも、現状を見れば、これはあなた方厚生労働省が四月十三日に出した文書を見ても、「厚生労働省所管行政に係る規制改革要望及びその検討状況」を見ても、これは何と言っているかという、派遣労働の見直しについては、「改正労働者派遣法の施行から日が浅く実態把握もできておらず、加えて、紹介予定派遣の実施状況等も勘案する必要があります」と、派遣期間の在り方については、改正法の施行状況等を踏まえ、施行三年後における制度全体の見直しの検討の中で検討する予定である」と。今すぐできませんということをはっきり言っているんですよ、これを見ても。全く実態調査はできていないんだと。こういう中で派遣労働を三年に延長する今回の法案、私はもう断じて認めるわけにまいりません。

さらに、あとはもう言うだけにとどめますけれども、政府の総合規制改革会議の最終取りまとめの中で、さらにもっと規制を取っ払う、すべての業務に広げる、あるいは派遣期間の上限を撤廃するということまで言われていると。

つまり、こんな中では全く、こんなときに派遣労働の拡大、規制を原則撤廃するような改悪は断じて認められないということを上上げて、私の質問を終わります。

○大脇雅子君 それでは、個別の法案の質問に入ります前に、経済政策、雇用政策の全体的な問題点についてお尋ねをいたします。

まず、規制緩和が始まって、競争政策の積極的な展開を目指してさまざまな政策が展開されてきているのですが、規制緩和のこの間の経済効果をどのように把握しておられるでしょうか。また、地域の空洞化や商店街の閑散化等、マイナス効果も生じておりますが、それがどのようにその経済効果に組み込んで評価されているのか、またそれに伴う失業の予測についてはどのように把握しておられるのか、内閣府の方にお尋ねをいたします。

○政府参考人(岡本保君) 規制改革は、御案内の

ように、競争の進展とか生産性の向上に伴いまして価格や料金が引き下げられます。その結果として、消費者に大きなメリットが伴うわけでございまして、また、新たな産業の創出ということで雇用の拡大などにも経済的に好ましい効果をもたらしていると考えております。

最近の経済効果の分析等では、生産性が上がったとか、あるいは最近、経済財政諮問会議に設置されました雇用拡大専門調査会では、五月にまとめました報告で、今後五年間でサービス部門を中心に構造改革を実行すれば五百三十万人規模の雇用創出が期待できるというような試算も出されております。

しかし同時に、今御指摘でございますように、これまで規制に守られてきた分野等、規制改革によります新規参入が起こった場合に、競争にさらされたら、失業の発生など、ある程度の痛みも伴うことが予想されるところでございます。

もちろん、改革を進めるに当たりましては、移行期間を設けましたり、情報提供に努めるなど、セーフティーネットを適切に整備するなどいたしまして、できるだけ摩擦、そういうものが少ない、防げるというふうな努力をしていかなければいけないと承知をいたしております。

それから、規制改革を進めた場合に失業率がどのくらいという数字は現在出ておりませんが、先般、経済財政諮問会議に提出されました日本経済の再生シナリオというのによりまして、構造改革、規制改革も含めた構造改革を進めた場合には、今後十年間で、実質の経済成長率が平均二分の一、〇・五程度にとどまるものが、構造改革、規制改革も初めとします構造改革を進めていけば、一・五を超える成長が期待できるといような報告も出されております。

○大脇雅子君 そうしますと、当初、経済効果が、どのようなスケールの経済的なカウントがあるのかということを経済企画庁等は出しておられますが、このところは、そういう形では、規制緩和の総合的な効果というのについては数値的には算

定しておられますか。

○政府参考人(岡本保君) これまでの行つてまいりました規制改革の効果につきましては、例えばこの十年間で電気通信業等々代表的なもので生産性が上がったとかいうようなものがございまして、今回のものについて失業率がどうこうという数字はございせん、先ほど申し上げました諮問会議に提出されました再生シナリオというのによりまして、構造改革をやった場合としない場合というもので実質経済成長率が〇・五と一・五というような差が生ずるのではないかと、うような見通しが出されているというものでござい

○大脇雅子君 そういたしますと、その〇・五が一・五ということですが、これは大体何年度を見越してプログラム化されているんでしょうか。

○政府参考人(岡本保君) 何年度といいますが、そのレポートによりまして、構造改革を進めた場合、今後二年度程度の集中調整期間は低い成長にとどまりますが、その後は実質、今後十年間程度の平均的な成長、一カ二分の一程度の成長が見込めるといふようなレポートになっております。また、進まない場合には、この二〇一〇年度までの平均的な経済成長率が二分の一程度にとどまるのではないかといふようになっております。

○大脇雅子君 先ほど五年度で雇用の創出を五百三十万人と言われておりますが、それは何年度を目標にして、現在の達成率はどのくらいになっているのでしょうか。

○政府参考人(岡本保君) これは諮問会議に出されました雇用、サービス業等を中心に今後構造改革を実施していく場合に、今後五年間で五百三十万人程度の規模の雇用創出が期待できるといことを示しております。

○大脇雅子君 そのような大枠の中で、次は労働分野における構造改革、すなわち規制改革の具体的な中身、そして規制改革に対するトータルな基本理念をどのように考えておられるのか、大臣にお尋ねいたします。

○国務大臣(坂口力君) 国際競争が非常に激しくなつてまいりました。こうした中で日本の企業がどのように生き、その中で我々の雇用がどのように確保されていくのか、今までなかなか考えられなかったようなことが次々と起こつてきております。非常に榮枯盛衰は激しいというふうに思っています。こうした大変景気がよくてそして順調にいった企業が来年そのままでいけるかといえ、それはわからないような事態が生まれてきているわけでございます。

こうした変動の激しい中で、日本の経済そして日本の雇用を維持していきまするためには、どういたしまして、その中でいわゆる労働市場システムというものを、これを確立していかなければならぬ。一番大事なことは、この労働市場システムをいかに上上げていくかということがこれから雇用に与りましては大事になってまいりました。

個々の企業、個人個人の雇用がどうかといったその個人の、個々の企業やそこに働く人たちの問題というところではなくて、全体としてこの労働市場システムというものをどうつくっていくかということが非常に大きな役割を果たすようになってきたというふうに思っております。

○大脇雅子君 そのように規制緩和が推進をしていく中で、雇用者の所得は増加するかどうか、それに対する見直しあるいは見直し、そういうものはどのように評価の中に組み込まれているのでしょうか。内閣府の政府参考人の方と大臣にお尋ねします。

○国務大臣(坂口力君) これからどういう方向にこの雇用問題が向かっていくのかということ、現在の経済状況から見ますと予断を許さないところがございますけれども、私たちが心がけていかなければならないのは、先ほど申しました労働市場システムだということでございます。

そして、その中で新しい産業をどう開拓していくかということは、これは新しい雇用をどう創出できるかということにかかってきております

が、これはしかしなかなか簡単なことではございません。お互いに新しい雇用の創出を行いますために新しい産業を育成しといったようなことを私たちは言うわけでございますけれども、たとえ新しい産業を育成いたしましても、それが一年ないし二年先にはもう世界の共通の場にそれがのせられてくるというようなことを考えますと、今まほど手放しでいられるような状況ではないというふうに私は認識をいたしております。

そうしたことを考えますと、やはり政府が一つ一つ大きなプログラムと申しますか、一つ一つの大きなひとつ方向性を示しながら、政府の政策の方向性と、そして雇用というものをよく認識してその方向性を決めていかなければならないと。午前中にも申し上げたとおり、介護なら介護という大きな一つの施策が打ち出されることによりましてそこに多くの雇用の場が広がりました。循環型社会ならば循環型社会を形成するという政府の大きな方針の中で私は大きな雇用の場が広がっていくものというふうに思っておりますので、そうしたやはり方向性というものを政府が明確にしていかなければならない。それとセトの話であると思っておりますのでございます。

○政府参考人(岡本保君) 規制改革の推進につきまして、今、大臣からもお話ございましたように、私も、いわゆるそういう規制改革がどのような効果をもたらすか、あるいはこれからどういふことをやっていく必要があるのかということにつきまして、総理の諮問機関でございます総合規制改革会議等でもいろいろ御議論をいたしております。

そういう御意見を踏まえまして、それを適切に、三カ年計画というものをつくっておりますので、そこに反映をさせていくことによって着実な雇用、それから全体としての経済の発展というものに結びつけていきたいというふうに考えております。

○大脇雅子君 この規制緩和の中で、働く者の立場からいたしますと、企業の収益がアップしたに

もかわらずそれが労働者に分配されていかなければ、そして非常に収益重視の企業が増えて、企業の行動様式が規制緩和の中で変わりつつあるということが指摘されていきます。

そういった点の中で、やはり雇用者の立場に立つたならば生活の基準のアップということを規制緩和や労働市場のシステム作成の中に一つの評価要素として組み込む必要があるのだということを指摘させていただいて、総体としての質問を終わりたいと思います。

内閣府の方はもう質問ございませんので、どうぞ退場してください。

さて、今までさまざまなワークシェアリングの取り組みについて質問がございました。非常に私が注目をさせていただいている発言は、大臣のいわば中期、長期にかけてワークシェアリングを考えていきたいという御主張であり、坂本統括官ですが、がおっしゃったのは、これは男女の働き方を変える、そうした仕事と家庭の両立をするシステムとして考えたいというふうに言われましたこととあります。

今、ワークシェアリングでさまざまな議論が言われておりまして、先日毎日新聞の社説で山路さんという方が、「出発点で肝心なことが抜け落ちていないのか」という指摘があります。非常に長い労働時間、そして年休の取得率がない中で、単なる賃下げをワークシェアリングと呼ぶ事例さえ出てきているんだということに警鐘を鳴らしておられまして、勤務者にだけ痛みを強いることのないワークシェアリングを考えるようにというふうに言われております。

私は、やはり二十一世紀に向けて、日本型ワークシェアリングの導入について、哲学といえますか、理想を持って取り組んでいただきたいということをお願いいたします。それはやはり均等処遇の原則でありまして、時短労働時間によって差別を生まないという原則の確立、雇用形態によるそういう差別を禁止するということと、それから労働条件は賃金を含んで均等に処遇するとい

う原則を立法化する、これをワークシェアリングとセットで考えるということが将来の日本のワークシェアリングのシステムをつくり上げる上で重要な点だと思っておりますが、その点いかがでしょうか。大臣の御意見を伺いたいと思っております。

○国務大臣(坂口力君) 私ぐらいの年齢でございますと、労働時間というのは長ければ長い方がいいみたいなところがございます。いつも常に何かの形で働いているのが一番好ましい状況と考えるがちな世代でございます。しかし、よくよく考えてみれば、そのことがやはり日本の社会というものをいろいろの面でひずみに追いやっていることも私は間違いがないと思っております。

先ほど労働時間の短縮の問題をお挙げになりましたけれども、労働時間の短縮、そして労働時間の差別を生まない、二つをお挙げになりました。これらの問題とセットでということをお主張になりましたけれども、私もそのことに異論はございませんが、ワークシェアリングということを行います前に、今御指摘になりました労働時間の短縮ということができれば、それが一番私は根本ではないかというふうに思っております。

やはり、なかなか変えたい日本の慣習を変えることによって私は新しい時代を日本はつくることとができる。今のようないくどい働けどというような形の中でやっていくのは好ましいことではない。国際競争力の中で時間を短縮することというのは経営者にとりましては大変なことであるというふうに思いますけれども、やはりそうしたことをお互いに行うことによって、その分かち合いをするということによって日本全体が世界の中で生きていく環境をつくるということが大事ではないかというふうに思います。

○大脇雅子君 賃金やあるいはその他の労働条件の均等処遇の原則というものを考えていくということについてはいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) これも大変大事な問題であるというふうに思います。

かということ、これは議論をする余地があると思っております。そしてそれからでないと言えない問題でございますけれども、大きな原則として、方向性として、それはそうした大きな差が生じないようにしていく、そうした中で私たちはお互いのワークシェアリングは考えざるを得ないと思っております。

○大脇雅子君 それでは、雇用状況のさらなる悪化と対策についてお尋ねをいたします。

経済産業省の方にお尋ねをいたしますが、今回、改革先行プログラムに基づく施策として提案されております新事業創出促進法の一部改正案では、人材育成、需要開拓支援等、支援のための施策が盛り込まれておりますが、具体的には内容はどうなるもので、どのような効果を生んでいるのでしょうか。

○政府参考人(西村英俊君) 去る十一月三十日に成立いたしました新事業創出促進法の一部改正におきましては、今後五年間で創業を倍増することの目標を達成するために、人材育成、需要開拓支援等の施策を総合的に推進することを法律上明確にしております。これらの施策の具体的な内容につきましては、従来からの施策に加えまして、十三年度補正予算、十四年度予算要求の中で拡充を図っております。

すなわち、具体的には、まず人材育成施策といたしましては、今年度約二万人を対象に、商工会、商工会議所等による創業塾、創業セミナー等を行っております。来年度は対象人員を倍増、四万人に倍増したいというふうに考えております。また、創業塾のこれまでの実績と効果につきましてでございますが、平成十一年度、十二年度の受講者約八千六百名に対してアンケート調査を行ったところでございますが、回答約二千五百のうち約五割が開業した、または開業準備中となっております。

次に、需要開拓の支援といたしましては、創業者の販路開拓等を後押しいたしますために、創業者の試作品の展示会でありますベンチャーフェア

を開催しております。平成十二年度におきましては約三百社の出展と約一万八千人の来場実績がございます。このうち、出展企業の約二七％が販路開拓を含む他社との事業連携に成功したという成果が得られております。

また、創業者が投資家等に対して事業計画等を発表する場がございますベンチャープラザを全国各地で開催しております。平成十二年度におきましては約二百四十名が事業計画を発表し、約二万二千人の来場実績がございます。このうち、事業計画の発表者の約一三％が販路開拓を含む他社との事業連携に成功したという成果が得られております。

さらに、資金調達の円滑化といたしまして、すぐれた事業計画を有する創業者のリスクへの挑戦を後押しするために、無担保・無保証人、本人保証もなしで国民生活金融公庫の融資を行う新融資制度を創設いたしました。また、創業者への民間金融機関からの資金供給を一層円滑化するため、新事業創出関連保証制度の限度額の引き上げを図っております。

経済産業省といたしましては、これらの施策を積極的に実施することにより、新市場、新産業創出の源となります創業の拡大のために全力を挙げ取り組んでまいります。

○大脇雅子君 それでは、そのような効果の中で、我が国は新しい産業としてどのような分野が将来的に開拓されると考えておられるのでしょうか。

○政府参考人(桑田始君) 我が国経済を牽引しまして、また雇用創出の担い手となります産業は、御承知のように、技術革新でございますとか社会経済構造の変化に対応する形で生まれてくるものと認識しております。

具体的に申し上げますと、少子高齢化社会の進展でございますとか環境制約の高まりということに伴いまして、国民の間には潜在的な需要が健康に対する不安の解消や豊かで居心地のよい空間への消費といったより高度なニーズに変化を促している状況でございます。こういう状況の中にあ

りまして、IT産業に加えまして、バイオ産業、さらに医療、介護等の社会福祉産業、環境関連産業などが今後の雇用創出を担う次代の成長産業になると認識をしております。

こうした新たな成長産業を育成するために、経済構造改革をまず第一に強力に推進をし、民間の経済活動が自由闊達に行われ、国民の潜在的な需要に的確にこたえるイノベーションが創出される環境を整備していくことが必要であると認識しております。

政府といたしましては、産業構造改革・雇用対策本部で先般決定されました総合雇用対策に基づきまして、第一には医療、環境など成長分野の市場拡大に向けた規制・制度改革、第二には開業創業倍増プログラム、第三には大学発ベンチャーの加速化などの技術革新の促進による新事業の創出、第四には民間研究開発の支援などによる産業競争力の強化といった施策を講じてまいることとしております。

以上でございます。

○大脇雅子君 加速的な不況の状況にありまして、現在、IT産業が大量のリストラを推進している様子がマスコミで報じられておりまして、雇用創出を担うことが非常に困難になっているのではないかと。

このIT産業の雇用創出の実情をどのように見えておられるのでしょうか。

○政府参考人(太田信一郎君) お答えいたします。

IT産業におきましては、現在、電子部品を中心とするハード面での業況が悪化しております。各企業、人員削減策を含めた構造改革策を打ち出しているところでございます。一方、現状でもソフトウェア開発等の情報サービス分野は引き続き堅調でございます。各企業におきましては、いわゆるSE、システムエンジニア等を中心に、サービス部門については人員の増強に取り組んでいるところでございます。

ただいま御答弁を申し上げましたように、IT

産業、大変厳しい経営を強いられるところでございますが、当省といたしましては、各企業が選択と集中に基づいて構造改革を行うことにより競争力を高め、IT産業が引き続き我が国経済を支えていく産業であり続けることを強く期待しておりますし、必ずやそうなると思っております。

私ももとしては、今後とも技術開発に関する支援、あるいはIT産業における雇用創出のために必要な人材の育成等の支援を強力に行っていくと考えているところでございます。

○大脇雅子君 やはり、新しい雇用の創出がまさに今の失業時代にとっては非常に大切であろうというふうに思いますので、さらなる努力をお願いしたいと思っております。どうもありがとうございます。

さて、このような状況の中で、新規卒業者、とりわけ女子学生の就職難は超氷河期と形容されて久しい。内定率が七割で推移してきたのですが、高卒の予定者は四割。今言われましたように、新しい事業の創設ということがあっても余りにも厳しいということ、未来に対する失望感を若者に与えていると思えます。

これに対してどのように対処するつもりなのか。学校だけではなくて雇用政策全般の課題ではないかと思えますが、文部科学省と厚生労働省にお尋ねをいたします。

○政府参考人(矢野重典君) 高等学校卒業予定者の就職内定率は、内定が始まります九月から年度末にかけて徐々に上昇していくのが例年の傾向でございます。昨年の場合は三月の末には約九割程度となっておりまして、ただ、御指摘がございましたように、厚生労働省が発表いたしました平成十四年三月高等学校卒業予定者の平成十三年九月末日の就職内定状況は三七・〇％と極めて厳しい状況になっているわけでございまして、私も大変心配をいたしているところでございます。

このような状況を踏まえまして、文部科学省と

いたしましては、本年九月に厚生労働省と共同で、各都道府県教育委員会等に対しまして、高校新卒者の就職支援につきまして、職業安定機関と教育機関との連携による積極的な求人開拓など、一層の取り組みを依頼したところでございます。またあわせて、主要経済団体に対しまして、高校新卒者の求人枠の確保、拡大について特段の配慮をお願いしたところでございます。

さらに、十月には文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会、主要経済団体で構成いたします新規高卒者就職問題懇談会を開催いたしまして、それぞれの立場で求人確保に努めることを確認いたしましたところでございまして、例えばハローワークが中心となつて合同の就職面接会を実施するなどの取り組みが行われているところでございます。

私ももいたしましては、今後とも厚生労働省とも一層の連携、協力を図りながら、一人でも多くの生徒が就職できるように努力をまいりたい、かように考えているところでございます。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 新卒者の厳しい状況は、今、文部科学省から御説明申し上げたとおりであります。私も、新たに職業生活に就いて意欲を持って踏み出そうとしている方の就職が非常に厳しいということはまさに残念でございます。まして、厚生労働省としてその就職に向けて最善の努力を払っていかたいと思っております。

先般、政労使雇用対策会議、それから経営側、労働側、有識者のトップが集ります産業労働懇話会を開催いたしました。その場で坂口厚生労働大臣の方から、特に新卒者、とりわけ高卒者の採用枠の拡大につきまして経営側に強く要請をいたしましたところであります。

地方におきましても、都道府県労働局の幹部が地元の経営者団体、大手企業等々に対しまして求人の要請をしておりますし、安定所におけます学卒求人専任の求人開拓のための推進員、こういうものを総動員いたしまして、求人開拓を今一生懸命進めているところであります。そして、高卒新

卒者対象の就職面接会というものも集中的に開催するということを取り組んでおるところであります。

今後とも、文部科学省ともよく連携を図りながら、一層の努力をしていきたいと思っております。

○大脇雅子君 これまで、例えば在職者の求職活動支援助成金というものと雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金、再就職促進講習給付金等、さまざまな制度が活用されてきたと思いますが、これらの最近の実績はどのようになっているのでしょうか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) ただいま例示されました各種助成金につきまして申し上げますと、まず在職者求職活動支援助成金であります。昨年十月に制度を創設いたしました。本年十月までの実績は、残念ながら三千八百万円ということになっております。それから、雇用調整助成金であります。平成十二年度で二百四十一億円という支給実績になっております。それから、高齢者、障害者等、就職が難しい方々を雇い入れた事業主に支給いたします特定求職者雇用開発助成金につきましては、平成十二年度で八百八十二億円ということになっております。それから、再就職を促進するための講習給付金につきましては、平成十二年度で一億四千六百万円という実績になっております。

○大脇雅子君 これは、達成率というのは一体何%ぐらいになりますか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 在職者求職活動支援金実績、この十月までで三千八百万円と申し上げましたが、十二年度の予算は六十億円を組んでおりました。これでいいますと、達成率は極めて低いということになります。それから、雇用調整助成金でございますが、十二年度予算五百十億円に對しまして、実績が先ほど申しました二百四十一億円ということでありまして、それから、特定求職者雇用開発助成金、十二年度予算一千一億円で對しまして、実績八百八十二億円等々でございます。

○大脇雅子君 再就職はどうですか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 再就職促進講習給付金は、十二年度予算七千八百万円に對して、実績が一億四千六百万円でありました。

○大脇雅子君 そうしますと、この達成率から見ると、これらの助成金の制度というのは効果がどのようにあるのか、あるいは障害として何を考えられているのか、あるいはもう少しどこを直した方がいいのかということについては議論をされておりますか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 助成金の性格によりまして、例えば雇用失業情勢にその支給状況が大きく影響されるものとか、あるいは本来なるべく支給されない方がいいもの、経済状況がよければ発動されないもの等々ございまして一概に申し上げられませんが、この間、雇用保険の各種助成金につきましては重点化を図るということで見直しを進めてまいりました。そして、昨年度から見直しを進めておりますが、この十月からはさらに一段の見直しを進め、必要なものは厚く、効果の薄いものはスリム化するというようなことになっております。

私ども、全体の効果はどうかと問われますと、一定の下支え効果とか、あるいは一定の雇用創出効果があったものと考えておりますが、経済情勢もあるいは企業の経営環境も刻々と変わってまいりますので、不断に助成金のあり方等々は見直しをい、効果的、効率的な助成金の制度を組み、かつ支給実績等々も制度の趣旨に合せて予定と乖離することのないように制度の一段の改善を図っていかたいと、こう思っております。

○大脇雅子君 その助成金制度というものの方向性と経済効果を見定めて有効に活用をしていかなければいけないというふうに思うのですが、この点について、大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 助成金制度、助成金というのはいろいろございすけれども、それらを有効にどう活用するかということが今一番大事なことでございます。限られた助成金でございますか

ら、その使い方が大変大事でございまして、効率的な使い方をしたいかというふうなところを思っております。

したがって、それぞれの地域あるいはそれぞれの人がどのようにそれを有効に使うかということをお私たちがよく見きわめながら、それぞれの制度のさらなる見直しといったものも行っていくかなければならないと思っております。次第でございす。

○大脇雅子君 さて、解雇ルールの検討の必要性について、坂口大臣は既にこの委員会でも御答弁をいただいておりますが、ILO条約、例えば使用者の発意による雇用の終了に関する第五十八号条約、あるいは雇用の促進及び失業に対する保護に関する第六十八号条約、このような条約は早急に批准すべきであると考えますが、日本が批准していない理由はどこにあるのでしょうか。

○副大臣(南野知恵子君) 先生お尋ねのILO第五十八号条約は、使用者の発意によって雇用の終了から労働者を保護することを目的として、そして雇用の終了をさせるに当たっての妥当な理由、それから雇用の終了前または終了後の手続などにつきまして規定しているものと認識いたしております。さらにまた、ILOの第六十八号条約、これは完全雇用、生産的雇用及び職業の自由な選択の促進並びに失業に対する保護のための措置などについて規定したものであると認識いたしております。

それらに關しての先生のお尋ねでございますが、これらの条約につきましては、国内法において規定がないというのが一つの大きなポイントであり、法律の改正をしなければ批准が困難であるというふうな意味も含まれておるわけでございます。例えば、雇用の終了につきましては多様な形態がございます。先生御存じのように、一律に規制するのが可能かどうかということなど、なお問題点がありますのでさらに検討を進めていかねばならないというふうにも思っております。

○大脇雅子君 そのような国内法上の問題がありますが、批准に向けて取り組んでいかれるのでしょうか、どうでしょうか。

○副大臣(南野知恵子君) もう先生の強い御意思がそこら辺にあるのじゃないかなというふうな思われたいと思いますが、いずれにいたしても、解雇ルールの明確化につきましては、現在、労使等関係者の意見を聞きながら御議論をいただいておりますところであり、これらの結論が得られましたらそれを踏まえて検討してまいりたい。例えば労働政策審議会の労働条件分科会、そういうところでもこれらの点について検討を続けていただいているところでございます。

○大脇雅子君 それでは、時間も迫つてまいりましたので、雇用対策臨時特例措置法についてお尋ねいたします。

改正法案を三年間の時限立法とする趣旨はどこにあるのでしょうか。

○副大臣(南野知恵子君) 本年六月に行われました経済財政諮問会議、これで行きまわされたものでございまして、今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針、先生御存じのいわゆる骨太方針、それにおきましては、今後二、三年間の間に不良債権の処理などを進めていくとともに、この期間を日本経済の集中調整期間というふうな位置づけをして、短期間に構造改革を進めるとされてきているところでございす。

現在、雇用失業情勢は厳しさを増していることはもう御承知のとおりでございますが、今後、構造改革の進展などに伴いましてさらに離職者が発生するなど問題が生じ得るということはもう十分に、悲しいことですが、認識していかねばならないのかと思っております。

このために政府といたしましては、総合雇用対策を策定し、補正予算において必要な措置を講ずるとともに、これらの措置のうち法的措置が必要なものにつきましては今後の集中調整期間を視野に、これは三年間でございまして、所要の臨時特例の措置を講ずることといたしまして、本法案を

作成しているところでございます。

また、この法案につきましては御審議の上に速やかに御成立させていただき、補正予算の迅速かつ効果的な執行と相まって国民の雇用不安の払拭に努めてまいりたい、そのように我々念じているところでございますので、どうぞこの御審議を有効にしたいと思っております。

○大脇雅子君 特例法の対象労働者は四十五歳以上の中高年労働者とされており、実は二十代、三十代の若年労働者も再就職が困難な状況は同じではないかと思いますが、この点について四十五歳以上としたことの意味、若年労働者に対してどのような施策をしようとしておられるのか、お尋ねします。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 本法案で派遣期間の延長の対象を四十五歳以上の中高年労働者にした理由でございますが、とりわけ中高年労働者の就職環境が厳しいということで、あらゆる方策を講じて中高年の方々の再就職支援をするということで補正予算等々お願いしているわけであり、その一環として、派遣期間につきましても三年間に限り三年にするということをお願いしているところであり、一方、若年者につきましても、とりわけ若い方につきましては失業率が一〇%を超えるというような状況がございまして、続いてありますが、厳しい状況は変わりないと思っております。

ただ、対策の内容が違つてしかるべきであらうということを考えておりまして、若年者につきましてはとりわけ学卒未就職の方が最近フリーター等々という形で社会的にも話題になるわけですが、こうした方々につきましても実践的な能力開発をぜひしていただくということで、先般の補正予算の中でもトライアル雇用制度というものをお願いし実現したところであります。三月ほど事業主の方に預かっていただいておりますので、実践的な能力開発をしていただく、そうした中で事業主の方と本人との意向が合えば本格的な雇用という形でそこに定着していただく、不幸にしてマッチングしない場合にはもう一回安定所へ戻っていただく

いてまた別の事業場で実践的能力開発をしていただくというようなことでございます。

このほかにも、恒常的なものとして若年者の就職支援ということでございまして、事業主に対しまして求人開拓あるいは就職面接会の開催、さらには学卒者が早い段階から職業意識を形成するように学校と連携した啓発、指導等々に取り組んでいるところでありまして、労働力需給のミスマッチの解消という基本的な命題の中では、この若年者のミスマッチの問題を解消することが将来にわたる日本の人材育成、活力等々の面でも大変大事だと思っております。引き続きいろいろな施策を活用して取り組んでまいりたい、こう思っております。

○大脇雅子君 中高年労働者の職業訓練について給付の拡充の必要性ということが言われておりますが、訓練の受講終了後にその訓練内容をハローワーク所長の受講指示に係らせて延長することによって保障されるのでしょうか。本人の意思に沿った訓練の確保ということが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(酒井英幸君) 複数受講の問題でございますが、複数回やる場合につきましては求人者が求める能力、それから受講者御本人の一回目の訓練への取り組み状況、成果、あるいはさまざまな状況を的確に把握した上で、もう一回やれば就職可能性がさらに高まると見込まれる方に対して対象としていく。求職者の希望も尊重しながら本人の適性あるいは知識状況、経歴、そんなものを十分勘案して、真に必要な訓練受講をしていただくことによつて就職に結びつけていくということでございます。

【委員長退席、理事中島眞人君着席】
もう一つ、じゃ訓練の機会はどうかということでございます。これにつきましては、今般の補正予算におきましてもさらに訓練の量、枠を拡大いたしましたほか、内容につきましても大学あるいは大学院といった高い内容の訓練の機会をさらに

広げるといったことや、さらには事業主さんに受託していただく訓練といったようなことを初めとしたしまして、官民あらゆる教育訓練機会を最大限に活用していくという形で、これまで以上に多様な、効果的な成果が上がるような訓練の機会を確保するというところで取り組んでいるところでございます。そういうようなことによつて一人でも多く就職に結びついていただくということとがねらいであるわけでございます。

○大脇雅子君 それでは、派遣期間を一年から三年に大幅に拡大していくという派遣法の改正についてお尋ねをいたします。

現行の枠組みというのは、就業場所ごとの同一の業務というものを中心にいたしまして、いわば業務単位の規制をしていただけておりますが、高年齢者の派遣の特例を設けることによつてこれは人単位の規制に変質するのではないかと言われて、それが危惧されておりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 御指摘の点でございますが、法案の第四十条の二のところにかかわる問題だと思いますが、この条文をごらんいただければ明白なように、今回も事業所の場所ごとに同一の業務について一年から三年ということ、業務単位の規制から人単位に変わったということ、は全くございまして、同一業務という枠の中で、その下位概念として中高年に限つてというものを臨時特例で設けたということでございます。

○大脇雅子君 この改正案は四十五歳以上の雇用拡大が目的とされておりますが、常用労働者を派遣労働者によつて代替することを促進するということではないかという点は明確にさせていただきたいと思ふのですが、この点は、そのような危惧が現場であるわけですが、いかがお考えですか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 今回の臨時特例法案は、現在あります派遣法の外で時限的につくつております。したがって、その基本的な枠組みはすべて現行派遣法に乗つてやっておりますわけでございます。唯一違ひは中高年に限つて一年を三年にということ、あとはすべて現行法の枠組み

に沿つて制度ができておりますし運用されるということであるので、今回の特例法ができることによつて常用代替が進むとかいうことが新たにオンされるということは制度的にもあり得ない話でございます。

【理事中島眞人君退席、委員長着席】
その問題は、先ほどいろいろ御議論がございましたが、現在の派遣制度についてどう考えるかという点から出てくる議論でありまして、今回の臨時特例法からはそういう議論は出てこないというふうに私は考えております。

○大脇雅子君 例えば、料金徴収の業務に関する労働者派遣におきまして、派遣先がノルマを指示し、ノルマ達成度によつて契約の更新を行っているという事例や、二カ月の契約更新方式による事例などがあるというふう聞いております。こうした派遣は、今回、雇用を確保するために三年の雇用期間が可能となる中高年労働者についてはますます顕著になることが懸念されますが、そのような実情を把握しておられるのでしょうか。あるいはまた、このような事例にはどのように対処されるのでしょうか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 労働者の派遣契約の期間につきましては、平成十一年度の労働者派遣事業報告によつて見ますと、契約期間三カ月未満というものが契約全体の三分の二を占めております。これらの契約につきましては、更新を前提とする契約に限られるものではないというふうに私どもは承知しております。

いずれにいたしましても、労働者派遣契約そのものは派遣元事業主と派遣先の合意により締結されます私契約でございます。これに関しまして派遣法上の、あるいは派遣制度上の規制を設けることは困難であるというふうにご考慮しております。なお、更新の場合でございますけれども、労働者派遣法第二十六条七項の規定に基づきまして、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、派遣契約の締結に際しまして、派遣労働者を特定することはできない仕組みになっておりまして、こう

した観点から、契約の更新が適切に行われているかについて指導監督を行っていくことは可能であります。

今後とも、この二十六条の七項が適切に運用されるように対処していきたいと、こう思っております。

○大脇雅子君 派遣期間が一年から三年に延長されるということになりまして、四十条の三の三年以内の派遣について派遣先事業主の雇入れの努力義務を課しておりますが、本体の派遣法によりますと、努力義務というのは一年というところで発生をするということで、労働者が派遣一年を経過した時点で雇入れを希望した場合には雇入れ努力義務が発生するんだというふうに考えますが、この点はいかがですか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 今回の特例法におきまして第四十条の三の読みかえ後の規定がございます。それによりまして一年以上三年以上以内の期間継続して同一の中高年齢者である派遣労働者を受け入れた派遣先企業が引き続きその労働者を必要とする、雇おうというような場合につきましては、必要な要件を満たせば当該中高年の派遣労働者が希望すれば雇用しなければならぬという仕組みは派遣期間が一年以内の場合と同様でございます。

○大脇雅子君 そうしますと、一年を経過した時点で雇入れ努力義務が発生をしたと、そしてその申し出をしたことを理由に継続就労することを拒否される場合は不当な解約に当たるのではないかと、このことを指摘しておきたいと思っております。

それから、派遣先の決定に際して、派遣先から事前面接を受けさせられたり、履歴書の提出を強要されたり、しかも他社との競合を理由にして一方的に断られるなど、多くの派遣労働者が現行労働者派遣法の二十六条七項に違反する方法で非常に不安定な就業にさらされている実態がございますが、このような実態を把握されておるのでしょうか。紛争解決の実情はどのようなものでしょうか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 平成十三年度の労働者派遣事業実態調査で調査しておりますので、そこを見ますと、履歴書の取り寄せについて、よくある、たまにあるというふうにお答えされた派遣労働者は四三・七％に上っております。また、事前面接の実施についても四七・四％の派遣労働者があつたというふうにお答えしております。この状況は平成九年の調査の時点よりは若干改善されておりますが、まことに残念ながら、なお派遣労働法第二十六条の七項に違反する事例が存在するものと承知しております。

こうした場合につきましては、派遣労働者から苦情等が公共職業安定所に申し立てられた場合について、安定所としては派遣元事業主や派遣先に對しまして是正のための指導等を実施しております。安定所で把握できた事案について申し上げますと、現在、指導中というものを除けば、基本的には指導により改善が図られているものと考えております。

ただ、この派遣法第二十六条七項の違反がまだかなりあるという点につきましては、労働者派遣制度に対する基本的な理解が欠如しているという点に起因することもあり、と考へておりますので、今後とも事案の把握に努める一方、派遣事業制度そのものについての理解を派遣先、派遣元に求め、必要な監督指導はしていきたいと、こう思っております。

○委員長(阿部正俊君) 時間も来ていますので、よろしく願います。

○大脇雅子君 はい。

最後に、派遣労働という言ってみれば安上がりの労働による正規雇用の代替を企業に選択させることにつながるのではないかと、この三年派遣あるいは規制緩和委員会における原則規制解禁について私どもは危惧するわけであります。

えまして、雇用保障を根底から崩すことになる施策ということについて警鐘を鳴らして、私の質問を終わりたいと思っております。

○森ゆうこ君 自由党の森ゆうこでございます。大変お疲れのところ、あともう一時間だけおつき合ってください。よろしく願います。

今までは雇用対策について坂口厚生労働大臣も何度も御答弁されておりますが、量的拡大はあるとしてももう出尽くした、雇用政策の限界であるというふうにおっしゃっております。

特に、助成金制度というのに関しまして、本当に大変きめ細かくありまして、それに関しましては、先ほど大脇委員の方からも経済効果それから実績等について質問がありました。大分合理化が図られているようですけれども、今回の特例のものも含めまして、まず幾つ助成金制度はありますでしょうか。局長にお願いいたします。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 数え方にもよるわけですが、六十一あった助成金を先般三十九まで絞りました。その後十三年度補正予算で若干の助成金のメニューがふえましたので、今は四十台の前半ぐらいの数になっていると考えております。

○森ゆうこ君 本当にきめ細かくいろいろ用意されているということで、ここにいただいたパンフレット、「雇用の安定のために」ということで、これは当省のものですけれども、本当に分厚い資料でして、それで「パンフレットの利用に当たって」という最初のページを見ますと、どの給付金を、「お問い合わせ先」といろいろありまして、何かこれをどうやって使ったらいかがよくわからないんです。せっかく出す助成金ですから、本当に困っている方々これから経営強化を図ろうという中小の企業の方等に早く使っていただくために、今回の特例のものももちろんでございますが、窓口を一本化してアドバイザーを置いてすぐにかかるといふ体制をとるべきだと思いますが、現状はいかがででしょうか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 雇用保険三事業に基づきます各種助成金は物によって大分性格が違

いまして、公共職業安定所による再就職支援の一環として支給するというのがふさわしい助成金もあれば、高年齢者の継続雇用だとか職場定着指導をするために出している助成金などはそれを行っている機関に支給事務をお願いしているとか、助成金の性格によって担当のチャンネルが分かれていくわけでありまして。

これはそういう指導業務あるいは本来業務との関係で必要なものと私どもは理解しておりますが、委員御指摘のように、利用者からすれば、物によってあちこちというのは大変煩雑でございますので、できればワンストップサービスの情報提供なり相談業務を行いたいということで、主要な公共職業安定所にはいわゆる総合相談窓口というものを設けておまして、そこに相談員が座つてあらゆる助成金についての相談、実務的な御指導等々しておるということであります。

そのほかにも、基本的に各種助成金を事業主等によく理解していただくということが大事です。で、安定所まで一々足を運んでいただくだけでなく、インターネットを使いまして、各安定所が独自にホームページを設けていたり、厚生労働省としても全国的にハローワークインターネットサービスでそういう助成金情報を流すとかいうこともやっておりますが、さらに努力をしていきたいと、こう思っております。

○森ゆうこ君 今詳しく御説明ありましたが、助成金を受けるための手続が非常に煩雑だと。それから、役所の出す助成金というのはどうしてもそうなりがちなんです。要するに決算、予算等の関係で、実際にもらえると申してそれを事業に組み込んで助成金の申請をしたら、結果的にその助成金についてはもう希望者が殺到したので希望の半額しか受けられなかったとか、さまたさういう苦情が寄せられておられますけれども、特に申請の手続に關してもっと簡素にするべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 申請の手続あるいは申請に必要な書類等で一番事業主の方が煩雑に

思われておりますのは、私ども、賃金助成という形が多いのですから、実際支払われた賃金の何分の一とかいう形でこれまでやってきたわけです。ところが、その実際に支払われた賃金を証明するには賃金台帳を持つてくるとが大変膨大な手数がかりますので、かなりの助成金につきましてはこの十月一日からかなり事務簡素化をいたしました。

それは、雇用保険の保険料を払うベース、ですから使用者から見ますと総賃金支払い総額と、これをつかまえて、それを労働者の数で割っていわば平均支払い賃金というものを算出して、それをベースに賃金助成をするということで大幅な簡素化を行いました。これは大変事業主の方の負担軽減になるものと思っております。

そのほかにも、例えば今回この法案でお願いしております経営革新を行う中小企業に雇い入れ助成を出すということにしておりますが、その場合も経営革新のための計画を経済産業省の経営革新法に基づいて承認してもらい、私どもには中小企業の雇用管理改善のための計画を都道府県に出して承認してもらい、こういうことになりましたので、その二つの計画を承認するに当たって少しでも事業主の負担が軽減されるように経済産業省と今協議中であります。

そのほかにもいろいろ御指摘の問題がありますので、引き続き簡素化、申請の簡便化に向けて検討はしていきたいと、こう思っております。

○森ゆうこ君　さらに簡素化の方向へという御答弁でしたが、なぜ今までそのように複雑だったのでしょうか。

○政府参考人 澤田陽太郎君　いわば助成金という形で使用者からいただいた保険料を財源に支出しておりますので、いわば厳格な支出をしたいという気持ちがありまして、それは簡素化した後でも変わりませんが、そのために使用者から見れば過大な負担になっていた面があるということをご前からのいろいろな言われていたわけですが、今回かなりの決断をもってやったということでありまして。

ただし、簡素化をしたからといって、その助成金の支給について過誤払いがあったとか不正があったとかいうことがないようなチェックシステムはしっかりとするということは当然のことだと考えております。

○森ゆうこ君　要するに、不正受給を防ぐということだと思っておりますが、もちろん不正受給というのは排除されなければならないと思います。しかし、助成金というものはそもそも公的な支援を求めている人たちに給付されるべきものだと思います。ということとは、そういう申請に関してはやはり簡素でなければ親切ではないと思います。

同じ問題を大臣にお答え願いたいんですが、要するに今までの行政のやり方というのはとにかく行政指導、入り口のところでいろんな規制をかけて、ちょっと話が飛躍し過ぎるかもしれませんが、事業の参入にしろさまざまな業法等で規制をして、その入り口のところできちっとお上の監督のもとに置く、これだけ条件を整えておけば悪いことはしないだろうという形だったと思うんですが、そうではなくて、もう自律、自己責任、規制は緩和して自律、自己責任、そしてそのかわり国民にとっての不利益を働いた者に対しては厳しく罰する、きちっと事後のチェックをする機能をもっと拡充するという方向へ向かわなければならぬと思うんですが、その件に関しては、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君)　正式の答弁としましては、先ほど局長が申しましたように、窓口を強化します、あるいはインターネットを整備いたします、そういうことなんです、正式に申し上げます。ところが、正直申しまして、旧労働省の言葉というのは難しく長いんですね。例えば、緊急地域雇用特別交付金というのは十一字あるわけでありまして、中小企業雇用創出等能力開発助成金というのは十六字あるわけ、なかなか間違わんと言っただけでもこれは大変なことなんです。それで、私も先ほどから考えていたわけですが、もう少し名前だけでもわかりやすい、もう少し

取っつきやすい名前にしないと、二度と再び言う言わないような難しい名前ではなかなか一般の皆さん方に御理解をいただくことは難しいなという気もするんです。

インターネット、確かにやっておりましてありますけれども、インターネットで見ていただくような方は大丈夫なんです、正直申しまして。だけれども、そんな難しいことはしない、一遍見たらわかるという名前で何とか仕事を探したいと思っておみえになる皆さん方に対しては、一体どうするかという問題は確かに私もあると思っております。

これは、そんな易しい名前がうまくつくのかどうか。例えば特別交付金にしまして、私が先ほど言った言葉が当たっているかどうかわかりませんが、きかとも、つなぎ資金とか、それだったらつきなきかというところになってまたおしかりを受けるから私もなかなか言いづらいんですけれども、何かもう少しわかりやすいネーミングで皆さん方に理解をしていただいて、そして窓口で御相談をいただくということが大事なかなというふうには思っております。

余り難しい名前ですと、相談に行きまして、どういう名前のを相談していいかわからないというようなことであります、これもなかなか苦しいのが悪いなというふうにも思っております、私も実は悩んでいるわけですが、そういうことを、先ほど御指摘になりましたように、これからばんだんと自己責任でおやりをいただくかなければならないという時代になってきたわけでありまして、皆さん方に御理解をいただけるようにしていく努力を私たちも懸命にしなければならぬというふうにも思っております。

○森ゆうこ君　先ほどから国民の不安の払拭というふうなお話もありましたので、これにはメディアを活用して、今回これだけの雇用政策を用意しています、気軽に御相談くださいという情報をぜひ流していただきたいと思っております。次に、産業構造改革についてお聞きいたします。

構造改革についての認識を確認したいんですが、特にこの産業構造改革については、雇用の観点からいいますと、現在言われている雇用のミスマッチを解消して新しい成長分野への労働力の円滑な移動をすることだ、そしてその結果として労働生産性が向上するということになると思うんですが、これでよろしいでしょうか。大臣、お答えいただけますか、構造改革について。局長でも結構です。

○政府参考人 澤田陽太郎君　構造改革を進め、産業としてあるいは一國としての労働生産性を高めるという方向はまさにそのとおりだろうと思っております。

○森ゆうこ君　では、労働生産性の向上ということについて伺いたいと思いますが、一たん失業率がかなり低下したものの産業構造改革がスムーズに進んで、結果として労働生産性が非常に向上したという国があると思うんですけれども、その例をお示しく下さい。

○政府参考人 澤田陽太郎君　労働生産性の上昇率を結果的に、例えば一九九〇年から九八年の間で見ますと、その国が構造改革を進めて産業競争力を高め労働生産性が上がったかどうかというところはよくわからない、そこまではうかがい知ることではできませんけれども、例えば中国などは労働生産性上昇率は九〇年から九八年の間で六・一％と非常に高いわけですが、その上位のところを見ますと、例えばシンガポール、韓国、この辺は労働生産性上昇率が高いわけで、この辺の国はいわばITをかなり中心にした産業の競争力を強化したとか規制緩和を進めたとかいう話も聞いております。

北欧などでそうした国があるかどうかという点につきましては、例えばフィンランドなどが九〇年から九八年の間に生産性上昇率が三・〇で世界第十二位とかいう形で若干あるように聞いておりますが、詳細なところまではちょっと把握しかねているところがあります。

○森ゆうこ君　我が国の経済は、最初はキャッチ

アップ型経済と言われて先進諸国のモデルをいわば追っていたわけですが、これからは自分たちのモデルをつくらなきゃいけないと言われておりますが、それでもなおかつ、日本で失われた十年と言われているこの期間にスムーズな産業構造改革を進めた先進事例があるとすれば、それは検証に値するのではないかと思います。

そこで、先ほども申し上げましたが、要するに雇用の観点からは雇用のミスマッチを解消して労働力を円滑に成長分野へ移動するということだと思っておりますが、職業訓練制度について伺います。

労働力の移動をスムーズに行うためには、リストラされた、または非自発的に離職した労働者を成長分野で欲しがる人材になるように再教育する必要があると思いますが、まず雇用のミスマッチについて具体例をお聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(酒井英幸君) うまく答えられるかどうか心配でございますが、よくミスマッチということとされるものの中には年齢のミスマッチ、あるいは賃金のミスマッチ、それから能力のミスマッチということとございまして、いつも我々が大臣の方から能力のミスマッチにたどり着くまでの年齢あるいは賃金のミスマッチというものの対応を急ぐ必要が国会でもいろいろと御答弁があるところでございます。

能力のミスマッチにつきましては、先生、今具体例ということをおっしゃいましたのでございますが、これは非常に産業の動向が、変化が激しゅうございますので、例えばＩＴの訓練をやっておっても簡単なＩＴの知識だけではなかなか再就職には役に立たないとか、あるいはＩＴで就職をしようという場合にもできるだけ高い内容の訓練でなければ事業主さんの方でも雇っていただけないとかいうことは、ごく一例を挙げて申し上げますと、そんなようなことがございます。

ですから、それに対してはできるだけ高いことをお教えできるような、能力開発ができるようなことも我々は考えていかなければならないという

ふうに申し上げることが多うございますけれども、それはそういうようなミスマッチが起こっているからでございます、その辺、いろいろな分野でよく気をつけて取り組まねばならないというふうに思っているところでございます。

○森ゆうこ君　それでは、現在、実際の職業訓練制度でコース別の再就職率というのはどのようになっていますでしょうか。

○政府参考人(酒井英幸君) これは、先生、離職者関係のことを申し上げさせていただきますけれども、トータルでは公共施設でやりました場合の訓練終了時におきます就職率は約六割、民間委託で行っております訓練では四〇%というところでございますが、公共施設で行いましたもので分野別に、同じ訓練終了時でございますけれども、例えば建設業関係では就職率が五六%、製造業系統では六一%、サービス系統では五七%、事務系では六二%、それから介護の関係といった分野では六

七%というようなことでございます。
○森ゆうこ君 今の就職率はたしかサンプル調査だと思えますが、先日、NHKの「あすを読む」という番組だったと思いますが、その中で、個別の就職率に關しまして、例えば先ほど出ましたIT分野での専門職等情報系では非常に少ない、就職率が低い、十数%というのがありました。一方で、サービス系の中でもすぐ使えるもの、例えばビルメンテナンスそしてホテル業などでの職業訓練ではほとんど一〇〇%に近い就職率があるという報告がありました。

この件に関しては、担当官に尋ねましたけれども、厚生労働省の方では把握していらないというお答えでしたが、それでよろしいんですね。

○政府参考人(酒井英幸君) 先生、先ほどの分野別に申し上げました数字は公共施設内における全数調査を分類したものでございます。サンプル調査というよりも全数でございます。

それから、今の先生の御指摘につきましては、先ほどから私は訓練終了時における数字を申し上げ

けておるわけですが、最後までなかなかこれをフォローいたしておらないのが率直なところ実情でございます。終了からしばらくたった時点ではもう少し高くなっている。ですから、その後の状況をできるだけ詳しくフォローするのは必要なことだと思いますので今後その辺は努めたいと思っておりますけれども、御本人のいろんな、回答いただけるかどうかといったようなことも含めまして、そういう問題点もございますこともありまして十分把握し切ってはいないというのが率直なところでございます。

○森ゆうこ君 先に答えを言っていたかもしれませんが、
けれども、本当のつなぎの、失業保険の失業給付
を延長するためのいわばモラルハザードとして職
業訓練が行われるのであれば、本当の意味で目的
としています構造改革、新しい産業分野への円滑
な労働力の移動ということに関してはむしろ阻害
要因になるという場合も考えられるということ

で、今後、職業訓練制度に関しては短期間ではなくて、本当中高年を再教育する、例えば私がＳＥになりたいといったときにそれが可能になるような制度、これは担当官に無理だと言われませんでしたけれども、冗談じゃなく、これが新しい産業分野への労働力の移動じゃないでしょうか。

そういう視点で考えられたいかがかなと思うんですが、大臣に一言、この点についてお願いいたします。

○副大臣(南野知恵子君) 先生はすてきなお仕事を見つけれられたんですね。SEというんですか。
○森ゆうこ君 SE、システムエンジニアです。
○副大臣(南野知恵子君) SEですか。そうですか。じゃ、ぜひ先生、そういう方向を目指していただくのかなと思いますけれども。

先生がお尋ねの、中高年の離職者の再就職を促進する上で必要な職業訓練機会を提供することが重要である、しかも短期間じゃなく長期間やれというようなお話だと思いますけれども、従来より受講者本人の意向というものを大切にしながら、我々ハローワークが就職に当たって真に能力開発

が必要と判断する方に対して、これはただ受講させればいいという問題じゃなく、その人が就職に適切な訓練機会というものをこちらの方で提供してさしあげているというようなこともその中にございます。

また、離職者に対しましては、職業訓練につきまして、従来、先生おっしゃっておられる三カ月とか六カ月の訓練が主でありましたけれども、中高年のホワイトカラーの方々には高度な人材ニーズに対応していただくためにより高度な訓練コースを設ける必要があるということから、大学などにおける一年間の訓練コース、これを来年度から新設するということを検討しており、現在、大学側と協議を行っており、準備を進めているところでございます。

なお一年コースの受講者の選定ということに当たりましては、受講の必要性というもののほかに高度な訓練を受講するための能力または適性、そういったものを厳格に判断する必要があると思います。皆様方の大切な税金を使わせていただくんですから、受講前に試験または面接などを実施することも考えながら、適材適所のお仕事を再度自分の身につけていっていただきたい、そのような願いがございます。

○森ゆうこ君　今後さらに検討をしてほしいと思います。私、その面接のところでいきなりはねられないことを祈りたいと思います。

それで、職業訓練という新しい成長分野に求められる人材の育成ということは、これは中高年だけの問題ではないということで、きょうは文部科学省からおおいでいただいておりますので関連でお聞きしたいと思います。

若年層の失業率の高さかなり深刻だと思えますが、確かにこれは一種の言ってみればわがままという側面もあるという話も聞いたことがあります。若年層でのミスマッチ、失業率の高さという点に関しては何かがお考えでしょうか。

○政府参考人(矢野重典君) 例えでございますが、ただいまの御指摘の点で高卒者、大卒者の就

戦後三年以内の離職率を見ますと、これは平成九年三月の卒業でございしますが、高卒者で四七・五%、大卒者で三一・五%といったような状況にございまして、フリーター、無業者の現状でございしますが、これは平成十三年三月の卒業者で見ますと、高卒者九・八%、十五歳から三十四歳までのフリーターの数が百五十一万人というふうに推定されていると、こういう状況にあるわけでございます。

そういう意味で、高校生、大学生の今申し上げたような厳しい就職状況、あるいは若年者の早期離職、フリーターの問題など、高校生、大学生の就職や進路を取り巻く状況には大変厳しいものがあるわけでございますが、そのため、私もいろいろとしましては、学校教育におきまして望ましい職業観、勤労観あるいは主体的な職業選択能力を育成いたしますとともに、職業に関する知識や技能を身につけていくことが大変大事であろうというふうに考えているわけでございます。

そのため、具体的に申し上げますと、高等学校におきましては、職場体験やインターンシップを通じて、先ほど申し上げました望ましい職業観、勤労観、さらには職業に関する知識、技能、さらには主体的に進路を選択する能力、態度、こうしたものを身につけさせる教育、これをキャリア教育というふうに呼んでいるわけでございますが、こうしたキャリア教育の充実に取り組んでいくことが必要であると考えているところでございます。

また、大学におきましては、学生がしっかりとした職業観を持って自己の能力、適性に応じて適切に職業を選択できるように、インターンシップの導入を初めといたしまして、学生の職業観を幅広く就職指導あるいは就職指導体制の充実に取り組んでいるところでございます。

そういう意味で、今後とも学生生徒に先ほど申し上げておりますような望ましい職業観、勤労観を幅広く、職業に関する能力等を向上させるようにさまざまな施策を通じて努力をしてまいります。

たい、かように考えているところでございます。
○森ゆうこ君 職業観の育成という点はわかりました。

それでは、日本は今後、科学技術創造立国を目指して知識集約型の産業を育成していかなければならないということが構造改革の中でもたしかうたわれているのではないかと思います。その知識集約型の産業で求められる人材とはどのようなものでしょうか。

○政府参考人(矢野重典君) 大変大きなテーマでございまして。

御案内のように、知的創造力が最大の資源でございまして我が国にとり、科学や技術の発展というのは大変大事であるわけでございます。そういう意味で、私どもの立場といたしましては学校における理科教育の充実は大変大事なことで考えているわけでございます。そういう観点に立ちまして、来年度から新しい学習指導要領がスタートするわけでございますけれども、そういう新しい学習指導要領の中では、観察、実験あるいは課題学習などを通じて児童生徒の学ぶ意欲、知的好奇心あるいは探求心を高めて、理科好き、数学好きな児童生徒がふえるように内容の改善を図ったところでございます。

そういう施策を通じて、今後とも私どもの立場といたしましては科学技術、理科教育の充実に努めていきたい、かように考えているところでございます。

○森ゆうこ君 ITの分野で最近非常に急成長したインドについて皆さんも御存じだと思いますが、世界のソフトウェア上位三十二社のうち十七社はインドの企業でございまして、それを支えているのがインドの数学教育であるというふうに伝えられております。

きょう、ここに実物がなくて申しわけないんですが、数学の教科書がこのぐらいの分厚いものでして、特に、私たちは九九をやりますけれども、インドは九、九、八十一で終わらない、九十九掛ける九十九でしたか、九百九十九掛ける九百九十九、二けたか三けたかちよつと忘れて済みませんが、そのような数学教育をやっているということ、で、「インドの数学教科書から学ぶこと」というのが「数学セミナー」にも載っております。

今ほどの答弁では理科教育というふうなお話がありましたけれども、先日、文教科学委員会で行われた学力低下問題ということで指摘されたんですが、新しい指導要領ではさらに授業時間が減るという。それは先進諸国と比べまして、例えば十四歳の総授業時間、OECD諸国の平均が九百五十一に対して日本は八百七十五、そしてさらに来年度からの指導要領では八百七十五。このIT、科学技術創造立国に大変重要だと思われる数学、理科の時間に関しましては、数学についてはアメリカが十六、日本が十二、理科はアメリカが十四、日本が十一。

このような現状についてどう考えられますか。
○政府参考人(矢野重典君) 少し御説明をさせていただきます。新しい学習指導要領のもとでは、平成十四年度から完全学校週五日制が実施されることに伴いまして、全体の授業時数が年間七十時間、これは率でいいますと約七%になるわけでございますが、七%縮減されているわけでございます。教科ごとにこれを見ますと、例えば中学校においては数学で一八%、理科で八%縮減されることになるわけでございます。

これは説明いたしますと長くなるわけでございますけれども、私も、こういうふうな授業時数の構成をとった指導要領でございしますが、これは、ねらいといたしましては、児童生徒の学習意欲を向上させるとともに、知識を真に身につけたものとする、そういう観点に立ちまして、全員が一律に学ぶべき内容は厳選いたしますけれども、その厳選をしたところに生じてまいりますゆとりを活用いたします。新たに総合的な学習の時間を導入いたしますと、あるいは選択教科を大幅にふやすといったようなことを行った結果であるわけでございます。そういう意味で、今回の新しい学習指導要領は、学習意欲などを含めた総合的な

学力、そういう意味では新しい学力観だと思いますけれども、総合的な学力を向上させようという、そういうねらいで構成されているものでございします。

なお、今、数学、理科の国際的な時間数の比較をなさいましたけれども、これも細かく御説明申し上げますと時間を要するわけでございますが、私どもといたしましては、数学や理科の授業時数は見かけは先ほど申し上げたような形で縮減いたしますけれども、それにかわって新たに総合的な学習の時間、これは週三時間でございます。また、選択教科というものが大幅にふえるわけでございます。そういう大幅に新しく導入された総合的な学習の時間やあるいは選択教科というものが確保されているわけでございますので、実質的に数学や理科に充てることの時間はそういう意味で確保されていることを加味して国際比較をする場合にはやるべきであろうと思っております。

そういうふうな比較をいたしますれば、新しい学習指導要領におきまして、理科、数学の授業時数は先進諸国と比べて遜色のないレベルにあるものというふうに考えているところでございます。

○森ゆうこ君 いずれにせよ、生物をやっているお医者さん、生物を高校でやったことがない医学部の学生とか物理を高校でやったことがない工学部の学生というものが実際に今いるわけですし、きょうは初等中等教育の担当の方ですが、何にも資源のない国で、あるのは人材だけ、そして本当に知識集約型の新しい産業構造に改革していくためにはならない日本にとって、産業界から教育に関して、もちろん私も先ほど申し上げました中高年の再教育に関しても同じですけれども、産業界からも警鐘が發せられているというのを指摘して、今の問題は終わります。どうもお疲れさまでした。

ということ、次にワークシェアリングについて私なりに少し問題点をお聞きしたいと思っております。

ワークシェアリングについて、まだモデル等も決まっていない、急に浮上してきたお話だということでごいまして、私としては、このワークシェアリングによって労働者の受ける賃金がどのような影響を受けるのか、そしてこれが日本の高コスト構造を改革する手だてになるのかという労使双方の立場に立ったそれぞれの試案というものがありませんかという質問をさせていただきまして、その点についてお答えはなかつたわけですから。

そこで、いただいた回答、ワークシェアリングが賃金に与える影響については、労働時間の短縮に伴う賃金の取り扱いを個々の企業の労使でどのように決めるか、賃金を削減するとしても何時間短縮するのとか等によって異なるものです、このため標記の試算はございませんので御理解いただきますようお願い申し上げますという回答があつたんですけれども、ワークシェアリングが本当にこの雇用問題を抜本的に解決する一つの手だてになるかどうかは別として、とりあえずこの厳しい状況の中でわらにもする思いでございますか、幾つかモデルをつくって試算をされてみるのもいいのではないかと思うんですが、その点についてお答えをお願いいたします。

○国務大臣(坂口力君) 先ほどから、ワークシェアリングにつきましては、これは分け方にもよりますけれども、四つなり五つなりタイプを分けることができるという話がございました。あるいはもつと違った分け方があるのかもしれない。しかし、それぞれのタイプの中で、このタイプを採用したらこういうことになるのではないかと、御指摘のように将来像と申しますか、そうしたことにつきましてやはり少し議論を重ねて明らかにしていかなければならないというふうに私も思います。

今はしかしそこまで至っておりません。ようやくにしようというタイプのワークシェアリングがあるかという選別、そうしたところを行った段階のところでごいしますので、御指摘のような内容

に踏み込んだものをひとつこれからつくって、こういうタイプを選んだらこうなるということがお互いの認識として一致できるようにしていかなければならないと私も考えております。

○森ゆうこ君 今後、いろいろな働き方が選択できる、その選択肢を広げること、これが重要だと先ほど大臣が御答弁になりました。

いろいろな働き方を選択する、選択できるということに関しては、次に社会保障制度の問題に移りたいんですけれども、多様な働き方をカバーできる社会保障制度、大臣も基本的にもう根本からシステム自体を考え直すべきときだというふうにおっしゃっていらつしやいます、まず最初に派遣社員それからパートなどの正規雇用者以外の現状について、その年金等についてどう把握されていますでしょうか、お願いいたします。局長、お願いいたします。

○政府参考人(辻哲夫君) パートにつきましては、年金、医療保険も今は同じでございますけれども、適用の仕組みの現状について御説明申し上げます。

現在、厚生年金適用事業所で働いている一般的な就労状況に比較いたしますと、大体四分の三以下ぐらいの就労時間ないしは労働日数ではない方々につきましては、まず厚生年金は適用されません。そしてまた、収入のある方々の中で、さまざまな収入のある方々がいるわけでございますけれども、百三十万円未満となりますといわゆる厚生年金あるいは健康保険の被扶養者となつてしまつた。

そういう今の適用基準がありますことから、百三十万未満の収入の方、あるいは通常の就労者の四分の三未満の就労状況の方、こういう方々というのは厚生年金が適用されないといった形で、パートの方々の適用が狭いのではないかと、ところが今問題になっておまして、恐らく派遣労働の場合におきまして、就労時間が短いという方々につきましてはこの厚生年金、健康保険の適用がなされにくい状況にあるといったことが指摘

されております。

○森ゆうこ君 それでは、大臣にお尋ねいたします。

派遣の社員は身分が不安定でなるべく正社員になるのが望ましいとの考え方が一方で先ほどからも主張されていますが、これからの日本の国際社会への生き残り、それから多様な生き方、男女共同参画、さまざまなことを考えたときに、必ずしもそうでなければならぬというように考え方である必要はないと私は考えます。その点についていかがお考えでしょうか。

そしてもう一つ、その正社員、それから派遣、パートと多様な働き方のそれぞれの形態の雇用を選択したか社会保障の点で有利であるとか不利であるという差が生ずるのはやはりおかしい。これからはそのようないろいろな働き方を選択できる社会という方向に移っていくとすれば、どのような働き方を選択したとしてもきちんと社会保障が受けられるという制度に変えていかなければいけないと思うんですが、その点について大臣のお考えをお願いいたします。

○国務大臣(坂口力君) この派遣業というのが生まれてからまだ日が浅いわけでございますので、これからこの派遣業ということがもう少しここに競争原理も働き、そして立派な一つの働き方の場所として定着することを期待いたしているわけでございます。現在の状況を見ました場合に、あるいはまだそこまで至っていないのかもしれないし、そしてまた競争原理も十分に働いていないのかもしれない。これらの点を今後改善していく必要があるというふうに思っております。

先ほど私は質問をさせていただきました皆さん方にも御答弁をいたしておりますが、この派遣業で働く働き方というのは一つの働き方であつて、決して終身雇用と上下をつけるべき立場にはないというふうに思っている次第でございます。ただ、ここに働く人たちが他の終身雇用の皆さんやあるいはまたパートで働く皆さんと比較をした場合に社会保障その他の面で非常に不利益を受けると

いうようなことであつてはいけないというふうに思いますから、そこはどうしても見直しを行い、そしてこの皆さん方にも十分な安全ネットが張れるような形にしていかなければならないというふうに思っているわけでございます。

先ほど局長の方からも若干答弁がございましたが、現在、医療保険につきましては、派遣をされている皆さん方が次へ移りますときに、その間があき過ぎますと、現在のところでございますと健康保険から国民健康保険になり、また次に勤めますと組合健保ですか、あるいは政管健保かもわかりませんけれども、組合健保に変わるといふふうに変つていかなきゃならないというふうなことがありましてこれはなかなか複雑でございますし、手続等も面倒くさいというふうなことでしばらくの間掛けないと。もうそこが一つの谷間になつてしまふというふうなことになるわけでございますので、そうしたことをなくするという意味で、この派遣業の皆さん方一つ一つの組合をつくつていただいて、そして健康保険につきましても、そこに入つていただきたら若干のそこに、一つのAという会社に勤めておみえになつて、そしてそこが終了して次に移るまでの間が例えば十日とか二週間とかというふうなことがあつたといたしましても一つの健康保険で継続をしてくれるようにしていくというふうなことが今議論をされているところでございます、そうしたことをあらゆる社会保障の中で取り組みながら、この派遣業の中で働く皆さん方にもこたえていくような体制をとらなければならぬと考えているところでございます。

○森ゆうこ君 私の友達に社会保険労務士の資格を持つて独立した人がいるんですが、物すごく繁盛しています、すばらしい事務所に入つて、もう仕事がたくさんあつてしようがないと。なぜかといいますと、この社会保障制度というのが、その友達が言うには、専門家のおれでもわかんねえというぐらい複雑だと。いろいろな場面に、いろいろな立場の人たちに対応できるように継ぎはぎ

止に関する請願(第七八〇号)(第七八一号)(第七八二号)(第七八三号)(第七八四号)(第七八五号)(第七八六号)(第七八七号)(第七八八号)(第七八九号)(第七九〇号)(第七九一号)(第七九二号)(第七九三号)(第七九四号)(第七九五号)(第七九六号)(第七九七号)(第七九八号)(第七九九号)

一、パート労働者の時間給引上げ等労働者のためのルールの確立に関する請願(第八〇〇号)(第八〇一号)(第八〇二号)(第八〇三号)(第八〇四号)(第八〇五号)(第八〇六号)(第八〇七号)(第八〇八号)(第八〇九号)(第八一〇号)(第八一一号)(第八一二号)(第八一三号)(第八一四号)(第八一五号)(第八一六号)(第八一七号)(第八一八号)(第八一九号)

一、医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願(第八二〇号)(第八二一号)(第八二二号)(第八二三号)(第八二四号)(第八二五号)(第八二六号)(第八二七号)(第八二八号)(第八二九号)(第八三〇号)(第八三一号)(第八三二号)(第八三三号)(第八三四号)(第八三五号)(第八三六号)(第八三七号)(第八三八号)(第八三九号)

一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第八四〇号)(第八四一号)

一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第八四二号)(第八四三号)(第八四四号)(第八四五号)(第八四六号)

一、雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願(第八七〇号)

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第八七一号)(第八七二号)

一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第八七三号)(第八七四号)

一、介護保険、医療保険及び年金制度の緊急な

改善に関する請願(第八七五号)(第八七六号)

一、安心して暮らせる老後を保障するための年金制度の改善に関する請願(第八七七号)(第八七八号)

一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第八七九号)

一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第八八八号)

一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第八八九号)

一、病院薬剤師の人員配置基準の改善等に関する請願(第八九〇号)

一、医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願(第九一六号)(第九一七号)(第九一八号)(第九一九号)(第九二〇号)(第九二一号)(第九二二号)(第九二三号)(第九二四号)(第九二五号)(第九二六号)(第九二七号)(第九二八号)(第九二九号)(第九三〇号)(第九三一号)(第九三二号)(第九三三号)(第九三四号)(第九三五号)

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第九三六号)(第九三七号)(第九三八号)

一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第九三九号)

一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第九四〇号)(第九四一号)(第九四二号)(第九四三号)(第九四四号)(第九四五号)(第九四六号)

一、雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願(第九四九号)

第六一一号 平成十三年十一月十六日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜

本的な整備強化に関する請願
請願者 大阪府枚方市出口五ノ二〇ノ一五 藤本泰子
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六一二号 平成十三年十一月十六日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 札幌市北区屯田三条五ノ一四ノ七 金子登美子
紹介議員 峰崎 直樹君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六一三号 平成十三年十一月十六日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 宮城県多賀城市東田中二ノ二六ノ六 熊谷睦子
紹介議員 岡崎トミ子君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六一四号 平成十三年十一月十六日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 埼玉県越谷市野島三二 石井節子
紹介議員 佐藤 泰三君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六一五号 平成十三年十一月十六日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 名古屋市名東区猪高町上杜字井堀 二五ノ一 平野照子
紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六一六号 平成十三年十一月十六日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜

本的な整備強化に関する請願
請願者 佐賀市本庄町大字本庄一 佐賀大学 生活協同組合理事長 三原信一
紹介議員 岩永 浩美君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六一七号 平成十三年十一月十六日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 佐賀市神野東四ノ一〇ノ五 佐賀県 医療生活協同組合理事長 愛野浩生
紹介議員 陣内 孝雄君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六一九号 平成十三年十一月十六日受理
最低保障年金制度の創設等に関する請願
請願者 名古屋市市中村区稲葉地町二ノ三五 川岸節子外三百六十七名
紹介議員 井上 哲士君
この十数年、政府は年金について保険料の引上げと給付の切下げを行ってきた。一方で、国民年金の保険料が高額なため保険料を納めることができず、六十五歳以上の無年金者は約五十五万人に上り、また、今後九百万人以上が無年金者や低額の年金受給者になると推計されている。このような中、六十一・六十五歳に対する特別支給の老齢厚生(共済)年金のうち、定額部分については既に支給開始年齢が段階的に六十五歳まで引き延ばされ、報酬比例部分についても平成二十五年から支給開始年齢が段階的に六十五歳まで引き延ばされることとなっている。高齢者が低い年金受給額に對して過重な介護保険料・利用料、医療費の自己負担に苦しんでいる中、政府は社会保障費を削減するだけでなく、年金についても保険料の引上げやその受給額に対する課税を強化しようとしている。

ついで、次の措置を採らねばならない。
一、年金制度を抜本的に改革し、全額国庫負担に

よる「最低保障年金制度」を創設し、無年金者及び低額の年金受給者をなくすこと。
二、前項の改革が実現するまでの間、次のことを緊急に実施すること。
1 国民年金（基礎年金）に対する国庫負担割合を直ちに三分の一から二分の一に増額すること。また、早急に全額国庫負担とすること。
2 無年金者及び低額の年金受給者に対し基礎年金における国庫負担相当額を支給すること。

3 連続して行われた年金制度の改悪を次のように元に戻し、改善を図ること。
(一) 公的年金の支給開始年齢を原則六十歳とすること。
(二) 厚生（共済）年金における賃金スライドと、これに相当する国民年金の加算を従来どおり実施すること。
(三) 厚生（共済）年金における報酬比例部分の五割削減は行わないこと。
(四) 保険料を引き上げないこと。年金に対する課税を強化しないこと。

三、年金支給額の五分分に相当する巨額の積立金については、年金制度改善のために計画的に活用すること。
第六二〇号 平成十三年十一月十六日受理
最低保障年金制度の創設等に関する請願
請願者 東京都大田区仲六郷一ノ一〇ノ一
ノ六〇六 小池敏哉外三百六十八名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第六二二号 平成十三年十一月十六日受理
最低保障年金制度の創設等に関する請願
請願者 千葉市花見川区花見川七ノ一一ノ一
一〇五 五十嵐良外三百六十七名
紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。
第六二二号 平成十三年十一月十六日受理
最低保障年金制度の創設等に関する請願
請願者 神戸市長田区長楽町四ノ一ノ六
合田幸平外三百六十七名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第六二三号 平成十三年十一月十六日受理
最低保障年金制度の創設等に関する請願
請願者 名古屋瑞穂区太田町三ノ二六
下山修二外三百六十七名
紹介議員 岩佐 惠美君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第六二四号 平成十三年十一月十六日受理
最低保障年金制度の創設等に関する請願
請願者 東京都八王子市みなみ野一ノ一一
ノ三ノ四〇六 多田小波外三百六十七名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第六二五号 平成十三年十一月十六日受理
最低保障年金制度の創設等に関する請願
請願者 愛知県常滑市新開町四ノ五八
久田恵子外三百六十七名
紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第六二六号 平成十三年十一月十六日受理
最低保障年金制度の創設等に関する請願
請願者 北海道茅部郡鹿部町字本別五二九
ノ七七 小野田進一外三百六十七名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第七部 厚生労働委員会会議録第十一号 平成十三年十二月四日【参議院】

第六二七号 平成十三年十一月十六日受理
最低保障年金制度の創設等に関する請願
請願者 東京都日野市程久保八ノ三二ノ一
永沢千恵子外三百六十七名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第六二八号 平成十三年十一月十六日受理
最低保障年金制度の創設等に関する請願
請願者 茨城県鹿嶋市大小志崎一、五二四
ノ七 山田道明外三百六十七名
紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第六二九号 平成十三年十一月十六日受理
最低保障年金制度の創設等に関する請願
請願者 東京都世田谷区桜新町二ノ二六ノ八
石田崇外三百六十七名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第六三〇号 平成十三年十一月十六日受理
最低保障年金制度の創設等に関する請願
請願者 埼玉県大里郡寄居町末野一、五二
三ノ四 中島一外三百六十七名
紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第六三一号 平成十三年十一月十六日受理
最低保障年金制度の創設等に関する請願
請願者 広島市安芸区矢野南三ノ九ノ四
石原孝次外三百六十七名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第六三二号 平成十三年十一月十六日受理
最低保障年金制度の創設等に関する請願
請願者 横浜市戸塚区上倉町一、七五四
ノ五 南雲徳一外三百六十七名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。
第六三三号 平成十三年十一月十六日受理
最低保障年金制度の創設等に関する請願
請願者 名古屋千種区霞ヶ丘一ノ七ノ三
伊藤志寿子外三百六十七名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第六三四号 平成十三年十一月十六日受理
最低保障年金制度の創設等に関する請願
請願者 広島市安佐南区緑井二ノ八ノ六
横田小百合外三百六十七名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第六三五号 平成十三年十一月十六日受理
最低保障年金制度の創設等に関する請願
請願者 神奈川県伊勢原市板戸一四一ノ四
加藤智恵子外三百六十七名
紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第六三六号 平成十三年十一月十六日受理
最低保障年金制度の創設等に関する請願
請願者 岡山市玉柏二、二四四ノ一 猪股
忠彦外三百六十七名
紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第六三七号 平成十三年十一月十六日受理
最低保障年金制度の創設等に関する請願
請願者 横浜市保土ヶ谷区川島町一、四〇
四ノ五ノ三〇三 杉野太郎外三百六十七名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

四一

第六三八号 平成十三年十一月十六日受理
最低保障年金制度の創設等に関する請願

請願者 群馬県渋川市川島一ノ五六八 飯塚良一外三百六十七名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第六三九号 平成十三年十一月十六日受理
公費負担の拡充による医療制度の改革等に関する請願

請願者 奈良県高市郡高取町下土佐二八五ノ七 原田一広外四十六名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六四〇号 平成十三年十一月十六日受理
公費負担の拡充による医療制度の改革等に関する請願

請願者 東京都葛飾区堀切三ノ五ノ二 笹原恵子外四十六名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六四一号 平成十三年十一月十六日受理
公費負担の拡充による医療制度の改革等に関する請願

請願者 東京都中野区野方一ノ四四ノ六 吉田公夫外五十名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六四二号 平成十三年十一月十六日受理
公費負担の拡充による医療制度の改革等に関する請願

請願者 兵庫県小野市大開町四一五ノ四〇 藤原章外四十六名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六四三号 平成十三年十一月十六日受理
公費負担の拡充による医療制度の改革等に関する請願

請願者 東京都世田谷区松原五ノ二ノ八 杉村優一外四十六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六四四号 平成十三年十一月十六日受理
公費負担の拡充による医療制度の改革等に関する請願

請願者 東京都江東区大島五ノ五ノ八 菅谷清外四十六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六四五号 平成十三年十一月十六日受理
公費負担の拡充による医療制度の改革等に関する請願

請願者 埼玉県草加市手代町五二ノ一 馬場衛外四十六名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六四六号 平成十三年十一月十六日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 沖縄県浦添市字西原四八〇 横田眞利子

紹介議員 大田 昌秀君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六四七号 平成十三年十一月十六日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 和歌山市太田四三〇ノ七わかやま 市民生活協同組合理事長 尾添仁外千六十一名

紹介議員 世耕 弘成君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六四八号 平成十三年十一月十六日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 愛知県豊橋市多米中町一ノ二ノ一 神原和子

紹介議員 木保 佳文君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六五三号 平成十三年十一月十六日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 仙台市青葉区一番町四ノ一ノ一 斎藤まち子

紹介議員 渡辺 孝男君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六五四号 平成十三年十一月十九日受理
保育・児童保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 群馬県藤岡市中栗須乙六五二 清水一外九百九十九名

紹介議員 八田ひろ子君

共働き家庭が増加し少子化が進行する中、保育所に対する要望が高まっているが、仮に保育所に入所できたとしても、子供の発達を保障する保育が受けられない状況にある。また、働く父母の労働環境は年々悪化していることから、延長保育や夜間・休日保育への要求も高まっている。こうした不十分な保育行政体制の中、ベビーホテルが急増し、痛ましい事故が頻発している。政府は「待機児童ゼロ作戦」として、仕事と子育ての両立支援施策を打ち出しているが、これは規制緩和や保育事業を営利の対象とする企業参入によるものであり、効率化の名の下に公立の保育所の統廃合や民営化が進むだけでなく、保育の水準や質の低下などによる保育制度の後退が懸念されている。このため、児童福祉法や「子どもの権利条約」の理念に基づき、国の責任による保育施策の抜本的改善が必要である。

善が必要である。

ついては、国及び自治体の公的責任により安定的な保育・子育て施策が行われるよう、次の事項について実現を図らねばならない。

一、国及び自治体の責任により保育・児童保育制度を拡充するとともに、予算を大幅に増額すること。

二、待機児童を解消するため、緊急に保育所整備計画を作成し、保育所の新設・増設を行うこと。

三、営利企業の参入や「つめこみ保育」を助長するような規制緩和を行わず、職員の配置・施設などの最低基準を抜本的に改善すること。

四、保育料を大幅に引き下げ、父母の負担を軽減すること。

五、職員の増員と労働条件の改善により、延長保育、乳児保育、地域の子育て支援などを安定的に実施できるようにすること。

六、過疎地域における子供の保育を保障するため、特別対策を講ずること。

七、認可外保育施設に対し、市町村が児童福祉法に基づき保育の実施義務を果たせるよう、予算を計上すること。

八、児童保育専用の施設（室）と専任指導員が常時、複数・常勤で配置されるよう最低基準を明確にし、財政措置を講ずること。

九、乳幼児医療費を無料にすること。

十、仕事と子育てが両立できるよう、労働時間の短縮などの施策を改善すること。

第六五六号 平成十三年十一月十九日受理
乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 川崎市川崎区藤崎四ノ九ノ一 園田順子外千四百四十四名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六五七号 平成十三年十一月十九日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜

本的な整備強化に関する請願

請願者 愛媛県松山市宮田町一三三愛媛県生活協同組合連合会会長 濱本幸紀

紹介議員 福本 潤一君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六五八号 平成十三年十一月十九日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 和歌山市太田四三〇ノ七 長谷川真知子

紹介議員 大江 康弘君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六五九号 平成十三年十一月十九日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 仙台市泉区八乙女四ノ二ノ二みやぎ生活協同組合理事長 芳賀唯史

紹介議員 市川 一朗君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六六〇号 平成十三年十一月十九日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 岡山市福田六三四 荒木操子

紹介議員 日笠 勝之君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六六一号 平成十三年十一月十九日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 仙台市青葉区本町二ノ二ノ七宮城県労働者福祉協議会会長 菊地忠勝

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六六二号 平成十三年十一月十九日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 さいたま市浦和仲町二ノ一四ノ一

紹介議員 山根 隆治君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六六三号 平成十三年十一月十九日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 さいたま市根岸一ノ五ノ五 金子隆之

紹介議員 高野 博師君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六六四号 平成十三年十一月十九日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 大阪府交野市星田八ノ一ノ一四

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第六六五号 平成十三年十一月十九日受理

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 静岡県浜松市高塚町一、〇二七ノ二〇 中村光男

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第七〇八号 平成十三年十一月十九日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 京都市西京区大原野西境谷町二ノ四ノ七ノ一〇二 熊田万理子外八

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七〇九号 平成十三年十一月十九日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 宮崎県延岡市南一ヶ岡六ノ五ノ一〇 橋口利子外八百五十六名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七一〇号 平成十三年十一月十九日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 秋田県横手市横手町上真山六ノ一六 小川コト外八百四十九名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七一一号 平成十三年十一月十九日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 愛知県新城市庭野字東萩野四六ノ一四 永田義春外八百四十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七一二号 平成十三年十一月十九日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 愛知県額田郡幸田町菱池細井五五ノ一 小田茂外八百四十九名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七一三号 平成十三年十一月十九日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 佐賀県佐賀郡大和町大字久池井一、〇七五ノ六 成富光子外八百四十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 大阪府羽曳野市誉田三ノ二四ノ一六 楓晋外八百四十九名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七一五号 平成十三年十一月十九日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 北海道北広島市栄町二ノ七ノ一 原口嘉明外八百四十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七一六号 平成十三年十一月十九日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 栃木県佐野市犬伏下町二、二九七ノ三 町田順一外八百四十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七一七号 平成十三年十一月十九日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 岩手県水沢市宇高屋敷三七五ノ六 菅原正人外八百四十九名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七一八号 平成十三年十一月十九日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 愛媛県今治市北鳥生町一ノ三ノ七 七 松原彌子外八百四十九名

紹介議員 大門史紀君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七一九号 平成十三年十一月十九日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 埼玉県桶川市下日出谷七ノ一二 高橋莊二外八百四十九名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七二〇号 平成十三年十一月十九日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 奈良県生駒郡斑鳩町龍田西四ノ六

ノ七 木村昌治外八百四十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七二二号 平成十三年十一月十九日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 横浜市区茅ヶ崎南一ノ三ノ九

ノ九〇六 島崎肇外八百四十九名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七二三号 平成十三年十一月十九日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 愛知県豊橋市向山西四ノ一一

伊藤昭彦外八百四十九名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七二三号 平成十三年十一月十九日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 高知県香美郡野市町西野五〇六ノ

一三 西野勇人外八百四十九名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七二四号 平成十三年十一月十九日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 山形市富の中三ノ五ノ一二 皆川

久子外八百四十九名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七二五号 平成十三年十一月十九日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 大阪府岸和田市松風町七ノ一ノ六

〇二 新城賢外八百四十九名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七二六号 平成十三年十一月十九日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 宮崎市大塚町正市五、五九〇ノ一

ノ四〇一 迫田美樹外八百四十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七二七号 平成十三年十一月十九日受理

子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 和歌山市津秦二ノ三 広瀬安子

外八百四十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七二八号 平成十三年十一月十九日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 大阪市東住吉区中野一ノ四ノ二五

西山政男外三千四十六名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第七二九号 平成十三年十一月十九日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 仙台市宮城野区新田四ノ二四ノ一

九ノ三〇三 移川晃世外三千四十六名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第七三〇号 平成十三年十一月十九日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 名古屋市熱田区伝馬二ノ一四ノ一

〇 早川広夫外三千四十六名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 東京都大田区東糀谷一ノ八ノ一八

ノ四〇六 浦野章外三千四十六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第七三二号 平成十三年十一月十九日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 静岡県藤枝市青葉町一ノ二三ノ九

柴田順外三千四十六名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第七三三号 平成十三年十一月十九日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 東京都大田区羽田五ノ七ノ六 出

川史夫外三千四十六名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第七三三三号 平成十三年十一月十九日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 兵庫県西宮市東山台三ノ三ノ四

百道仁彦外三千四十六名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第七三四号 平成十三年十一月十九日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 北海道滝川市東町五ノ二ノ三七

小松香織外三千四十六名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第七三五号 平成十三年十一月十九日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 東京都大田区東糀谷一ノ八ノ一八

ノ四〇六 浦野章外三千四十六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 東京都大田区東糀谷一ノ八ノ一八

ノ四〇六 浦野章外三千四十六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第七三六号 平成十三年十一月十九日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 千葉県柏市布施新町四ノ一六ノ一

四 加藤猛士外三千四十六名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第七三七号 平成十三年十一月十九日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 川崎市川崎区貝塚二ノ七ノ一三

土屋祐一外三千四十六名

紹介議員 大門史紀君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第七三八号 平成十三年十一月十九日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 さいたま市上木崎八ノ一二ノ一三

内田勇治外三千四十六名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第七三九号 平成十三年十一月十九日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 佐賀県唐津市西旗町一ノ二八 今

井進外三千四十六名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第七四〇号 平成十三年十一月十九日受理
乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 横浜市神奈川区反町二ノ一四ノ三
鈴木厚外三千四百六十六名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第七四一号 平成十三年十一月十九日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 静岡市岳美一ノ一ノ二三ノ三〇
三 山崎章子外三千四百六十六名

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第七四二号 平成十三年十一月十九日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 神戸市東灘区魚崎北町六ノ一ノ一
一 市田恭子外三千四百六十六名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第七四三号 平成十三年十一月十九日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 佐賀市鍋島町大字蠣久九八ノ一
古賀和子外三千四百六十六名

紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第七四四号 平成十三年十一月十九日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 大阪府岸和田市神須屋町七九 木
下良博外三千四百六十六名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第七四五号 平成十三年十一月十九日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 岡山県玉野市東高崎二七ノ九 竹
原徹外三千四百六十六名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第七四六号 平成十三年十一月十九日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 山梨県甲府市東光寺三ノ七ノ一一
小林美加子外三千四百六十六名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第七四七号 平成十三年十一月十九日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 福岡市博多区博多駅前二ノ二〇ノ
一ノ四F 小屋松万博

紹介議員 弘友 和夫君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第七四八号 平成十三年十一月十九日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市本町一ノ二四ノ一
山崎寛一郎外二百二十六名

紹介議員 佐藤 泰三君
この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第七五一号 平成十三年十一月二十日受理

医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法による救済対象者の拡大に関する請願

請願者 京都市上京区西陣聖天町二六ノ二
〇一 巽依子外一万五百四十七名

この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第七五二号 平成十三年十一月二十日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 福岡市博多区博多駅前二ノ二〇ノ
一ノ四F 押川智子

紹介議員 舩添 要一君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第七五三号 平成十三年十一月二十日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 岐阜県各務原市鷺沼各務原町一ノ
四ノ一 坪内英生

紹介議員 山下八洲夫君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第七五四号 平成十三年十一月二十日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 川崎市中原区井田三ノ七ノ三一
尾山陽子

紹介議員 齋藤 勁君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第七五五号 平成十三年十一月二十日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 名古屋市中東区猪高町上社字井堀
二五ノ一 別所明美

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第七五六号 平成十三年十一月二十日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡多良見町化屋名
一、八六三ノ一長崎県学校生活協

同組合理事長 福井宏治外一名

紹介議員 松谷蒼一郎君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第七五七号 平成十三年十一月二十日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都国立市青柳三ノ三ノ六 佐
藤真由美

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第七五六号 平成十三年十一月二十日受理

病院薬剤師の人員配置基準の改善等に関する請願

請願者 埼玉県行田市渡柳一、〇五五ノ三
松本恵外九千二百五十五名

紹介議員 小池 晃君
病院薬剤師は医師・看護婦とともに医療の担い
手である。医薬品に関係する医療事故が多発する
中、患者に対する医薬品情報の提供など薬剤師の
果たすべき社会的役割は高まっている。このよう
な中、平成十年十二月に旧厚生省は病院薬剤師の
人員配置基準を「外来は処方せん七十五枚に一名、
一般病棟は入院患者七十八に一名、療養型病床
群・特例許可老人病棟及び精神病院・結核病院で
は入院患者百五十人に一名」に変更した。これは
医療現場の実態に合わない低水準であり、この結
果、薬剤師の人員削減が進み、残された薬剤師は
労働強化を余儀なくされている。このままでは調
剤過誤など医療事故を招きかねない事態となつて
いる。

ついては、病院薬剤師が医療の充実と医薬品に
関する責任を負い、チーム医療の一員としての役
割を担うため、本年度末の見直しに当たっては次
の事項について実現を図られたい。

一、病院薬剤師の人員配置基準は、「入院患者三
十人又はその端数を増すごとに一人、外来は外
来処方せん四十枚又はその端数を増すごとに一
人」とすること。

二、薬品情報業務、注射薬の混合調製、製剤、医薬品試験、医薬品補給管理、医薬品購入、臨床試験（治験）業務、院内感染対策・事故防止対策等に参画する薬剤師の人員配置数については別途算定すること。

三、右記の人員配置基準を実現するため、病院薬剤師の業務に適正な診療報酬を保障すること。

第七六七号 平成十三年十一月二十日受理

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市若草一ノ一〇ノ六 社団法人栃木県視覚障害者福祉協会 会長 山本弘

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第七六八号 平成十三年十一月二十日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都新宿区北山伏町一ノ一一 吉田庸子

紹介議員 近藤 剛君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第七六九号 平成十三年十一月二十日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 千葉県市川市大野町二ノ六六一 石田晶子

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第七七〇号 平成十三年十一月二十日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 福岡市博多区博多駅前二ノ二〇ノ一ノ四F 岡崎広子

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第七七一号 平成十三年十一月二十日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 山梨県甲府市落合町五九ノ二 米山けい子

紹介議員 奥石 東君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第七七二号 平成十三年十一月二十日受理

保育・児童保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都東久留米市野火止三ノ四ノ六ノ五〇一 鈴木朋子外八百六十九名

紹介議員 田嶋 陽子君

この請願の趣旨は、第六五四号と同じである。

第七七四号 平成十三年十一月二十日受理

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 千葉県四街道市四街道一ノ九ノ三 社団法人千葉県視覚障害者福祉協会 会長 室岡正司

紹介議員 倉田 寛之君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第七七五号 平成十三年十一月二十日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 千葉県松戸市中根長津町一二 中村道雄

紹介議員 倉田 寛之君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第七七六号 平成十三年十一月二十日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 福井市宝永三ノ三ノ一 岸上喜昭

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第七七九号 平成十三年十一月二十一日受理

保育制度の改善及び充実に関する請願

請願者 東京都渋谷区神宮前五ノ五三ノ一 社会福祉法人日本保育協会理事長 上村一外七十二万二千三百八十九名

紹介議員 斎藤 十朗君

一、保育所職員の人材確保対策を推進すること。

二、保育所の整備を推進すること。

三、保育料の基準を改善すること。

四、新エンゼルプランに基づく事業を推進すること。

第七八〇号 平成十三年十一月二十一日受理

介護保険制度の改善及び医療費負担増の中止に関する請願

請願者 大阪府豊中市上野東一ノ二三ノ三 三上達夫外四千三百六十七名

紹介議員 井上 哲士君

介護保険制度には、利用料や保険料が払えない、必要なサービスを受けられない、ヘルパーが移動するための交通費が支払われないなど、依然として実態に合わない矛盾や問題点が多く、制度の改善は急務となっている。中でも女性は高齢期が長く、わずかな年金で暮らしている者もいることから、制度の改善を求める女性の声は取り分け切実である。また、政府は医療制度改革として老人医療費の上限を設定し、その枠内に医療費を抑制することにより、国民の負担を増やそうとしている。ついで、だれもが安心して活用できる介護保険制度と医療制度にするため、次の事項について実現を図りたい。

一、低所得者に対する介護保険料及び利用料を減額又は免除すること。

二、身体介護と家事援助を区別せず、賃金・労働条件の最低基準を設定することにより、介護へ

ルバーの労働条件を改善すること。

三、高齢者の医療費について更なる負担増を行わないこと。サラリーマン健保本人の負担を現行の二割から三割へ引き上げないこと。

第七八一号 平成十三年十一月二十一日受理

介護保険制度の改善及び医療費負担増の中止に関する請願

請願者 兵庫県加古川市上荘町都台一ノ一六ノ一 平野慶八郎外四千三百七十二名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第七八〇号と同じである。

第七八二号 平成十三年十一月二十一日受理

介護保険制度の改善及び医療費負担増の中止に関する請願

請願者 青森市新田二ノ五ノ七ノ二〇五 村井美絵子外四千三百六十七名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第七八〇号と同じである。

第七八三号 平成十三年十一月二十一日受理

介護保険制度の改善及び医療費負担増の中止に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市浜田町四ノ一三ノ一 斎藤多喜雄外四千三百六十七名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第七八〇号と同じである。

第七八四号 平成十三年十一月二十一日受理

介護保険制度の改善及び医療費負担増の中止に関する請願

請願者 三重県伊勢市宇治浦田二ノ二ノ二六 山内恭子外四千三百六十七名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第七八〇号と同じである。

第七八五号 平成十三年十一月二十一日受理
介護保険制度の改善及び医療費負担増の中止に
する請願

請願者 兵庫県川西市久代六ノ二ノ三ノ八
一一 榎本雄介外四千三百六十七
名

紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第七八〇号と同じである。

第七八六号 平成十三年十一月二十一日受理
介護保険制度の改善及び医療費負担増の中止に
する請願

請願者 兵庫県三木市緑が丘町東三ノ一二
ノ九 山口武外四千三百六十七名

紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第七八〇号と同じである。

第七八七号 平成十三年十一月二十一日受理
介護保険制度の改善及び医療費負担増の中止に
する請願

請願者 岐阜県大垣市綾野町三、五〇四ノ
二七 犬飼紀美代外四千三百六十
七名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第七八〇号と同じである。

第七八八号 平成十三年十一月二十一日受理
介護保険制度の改善及び医療費負担増の中止に
する請願

請願者 兵庫県姫路市勝原区宮田二九八ノ
一〇 神田隆彦外四千三百六十七
名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第七八〇号と同じである。

第七八九号 平成十三年十一月二十一日受理
介護保険制度の改善及び医療費負担増の中止に
する請願

請願者 兵庫県姫路市城北本町一五ノ二九

ノ四〇四 松本三枝外四千三百六
十七名
紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第七八〇号と同じである。

第七九〇号 平成十三年十一月二十一日受理
介護保険制度の改善及び医療費負担増の中止に
する請願

請願者 北海道網走市南十四条西三ノ一
高橋啓子外四千三百六十七名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第七八〇号と同じである。

第七九一号 平成十三年十一月二十一日受理
介護保険制度の改善及び医療費負担増の中止に
する請願

請願者 埼玉県所沢市上安松九一七ノ五
伊藤法子外四千三百六十七名

紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第七八〇号と同じである。

第七九二号 平成十三年十一月二十一日受理
介護保険制度の改善及び医療費負担増の中止に
する請願

請願者 岐阜県大垣市島町四六九 北島彰
外四千三百六十七名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第七八〇号と同じである。

第七九三号 平成十三年十一月二十一日受理
介護保険制度の改善及び医療費負担増の中止に
する請願

請願者 三重県伊勢市常盤一ノ一四ノ八
中川浩子外四千三百六十七名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第七八〇号と同じである。

第七九四号 平成十三年十一月二十一日受理
介護保険制度の改善及び医療費負担増の中止に
する請願

する請願
請願者 静岡県浜松市笠井新田町二〇四ノ
二 町田明子外四千三百六十七名

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第七八〇号と同じである。

第七九五号 平成十三年十一月二十一日受理
介護保険制度の改善及び医療費負担増の中止に
する請願

請願者 北海道北広島市東共栄一ノ一七ノ
一 矢野達雄外四千三百六十七名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第七八〇号と同じである。

第七九六号 平成十三年十一月二十一日受理
介護保険制度の改善及び医療費負担増の中止に
する請願

請願者 大分県竹田市大字君ヶ園一、一六
五ノ二 佐藤初恵外四千三百六十
七名

紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第七八〇号と同じである。

第七九七号 平成十三年十一月二十一日受理
介護保険制度の改善及び医療費負担増の中止に
する請願

請願者 大阪府池田市旭丘二ノ一四ノ二〇
渡壁芳美外四千三百六十七名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第七八〇号と同じである。

第七九八号 平成十三年十一月二十一日受理
介護保険制度の改善及び医療費負担増の中止に
する請願

請願者 神戸市北区日の峰五ノ一四ノ七〇
九 大西誠司外四千三百六十七名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第七八〇号と同じである。

第七九九号 平成十三年十一月二十一日受理
介護保険制度の改善及び医療費負担増の中止に
する請願

請願者 埼玉県春日部市南三ノ五ノ一三
西村勲外四千三百六十七名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第七八〇号と同じである。

第八〇〇号 平成十三年十一月二十一日受理
パート労働者の時間給引上げ等労働者のための
ルールの確立に関する請願

請願者 大阪府西淀川区花川一ノ一四ノ二
七 竹本文雄外七百八十七名

紹介議員 井上 哲士君
長引く不況の下、パートや臨時雇用の労働者の
賃金は極めて低く、生活が困難な状況にあるため、
時間給を引き上げるとともに、正規労働者との「均
等待遇」が求められている。また、現行の最低賃
金制では地域間格差が大きいことから、最低賃金
の時間額の引上げとともに地域間格差の是正や下
請単価の引上げが必要である。一方、失業者問題
も深刻な状況が続いているが、主な原因が企業に
よるリストラ・人員削減にあることは明らかである。
このため、「整理解雇の四要件」を含む解雇
規制に関する法律の制定とともに、企業組織の変
更などに際しては本人の同意を必要とする旨の労
働者保護に関する法律の整備が求められている。
さらに、我が国の労働者は長時間の労働を強い
られている上にサービス残業もいまだ解消されて
いないことから、使用者に対し実労働時間を正確に
掌握する時間管理を義務付けるなど、サービス残
業をなくすために実効性ある措置を講ずる必要が
ある。

ついては、次の事項について実現を図りたい。
一、パートタイム労働者などの時間給の引上げ及
び正規労働者との「均等待遇」を実現すること
もに、現行の最低賃金を改善すること。
二、企業による一方的な解雇を規制するための法
律を制定すること。

三、サービス残業をなくすとともに、時間外労働の上限を設定することにより労働時間を短縮すること。

第八〇一号 平成十三年十一月二十一日受理
パート労働者の時間給引上げ等労働者のための
ルールの確立に関する請願

請願者 福島県郡山市富田町字逆池北四五
ノ一九〇 小林勝彦外七百八十八
名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第八〇〇号と同じである。

第八〇二号 平成十三年十一月二十一日受理
パート労働者の時間給引上げ等労働者のための
ルールの確立に関する請願

請願者 秋田県横手市朝日が丘三ノ六ノ六
達林ヨシエ外七百八十七名

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第八〇〇号と同じである。

第八〇三号 平成十三年十一月二十一日受理
パート労働者の時間給引上げ等労働者のための
ルールの確立に関する請願

請願者 山口県宇部市大字際波七八一ノ六
青木伸一外七百八十七名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第八〇〇号と同じである。

第八〇四号 平成十三年十一月二十一日受理
パート労働者の時間給引上げ等労働者のための
ルールの確立に関する請願

請願者 山梨県甲府市羽黒町九一六ノ五
萩原毅外七百八十七名

紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第八〇〇号と同じである。

第八〇五号 平成十三年十一月二十一日受理
パート労働者の時間給引上げ等労働者のための

ルールの確立に関する請願

請願者 東京都練馬区田柄四ノ一ノ二 井
出和子外七百八十七名

紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第八〇〇号と同じである。

第八〇六号 平成十三年十一月二十一日受理
パート労働者の時間給引上げ等労働者のための
ルールの確立に関する請願

請願者 神戸市東灘区魚崎北町四ノ四ノ一
五 木佐木恵子外七百八十七名

紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第八〇〇号と同じである。

第八〇七号 平成十三年十一月二十一日受理
パート労働者の時間給引上げ等労働者のための
ルールの確立に関する請願

請願者 青森県弘前市大富町九ノ五 須藤
京子外七百八十七名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第八〇〇号と同じである。

第八〇八号 平成十三年十一月二十一日受理
パート労働者の時間給引上げ等労働者のための
ルールの確立に関する請願

請願者 石川県金沢市栗崎町三ノ一六九
長谷川茂外七百八十七名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第八〇〇号と同じである。

第八〇九号 平成十三年十一月二十一日受理
パート労働者の時間給引上げ等労働者のための
ルールの確立に関する請願

請願者 茨城県土浦市中高津二ノ九ノ二五
藤代ひさ子外七百八十七名

紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第八〇〇号と同じである。

第八一〇号 平成十三年十一月二十一日受理

パート労働者の時間給引上げ等労働者のための
ルールの確立に関する請願

請願者 三重県上野市三田一、五二八 山
口昭子外七百八十七名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第八〇〇号と同じである。

第八一一号 平成十三年十一月二十一日受理
パート労働者の時間給引上げ等労働者のための
ルールの確立に関する請願

請願者 埼玉県桶川市末広三ノ六ノ四 萩
原利治外七百八十七名

紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第八〇〇号と同じである。

第八一二号 平成十三年十一月二十一日受理
パート労働者の時間給引上げ等労働者のための
ルールの確立に関する請願

請願者 和歌山県西牟婁郡白浜町堅田三四
〇ノ一〇一 堀口真美代外七
百八十七名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第八〇〇号と同じである。

第八一三号 平成十三年十一月二十一日受理
パート労働者の時間給引上げ等労働者のための
ルールの確立に関する請願

請願者 横浜市中区茅ヶ崎中央一三ノ一
六ノ四〇二 中尾保子外七百八十
七名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第八〇〇号と同じである。

第八一四号 平成十三年十一月二十一日受理
パート労働者の時間給引上げ等労働者のための
ルールの確立に関する請願

請願者 静岡県藤枝市本郷四、五九三 種
本良彦外七百八十七名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第八〇〇号と同じである。

第八一五号 平成十三年十一月二十一日受理
パート労働者の時間給引上げ等労働者のための
ルールの確立に関する請願

請願者 岡山市大元二ノ八ノ二〇 横田恵
美外七百八十七名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第八〇〇号と同じである。

第八一六号 平成十三年十一月二十一日受理
パート労働者の時間給引上げ等労働者のための
ルールの確立に関する請願

請願者 群馬県前橋市上小出町一ノ二五ノ
一七 五十嵐理紗外七百八十七名

紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第八〇〇号と同じである。

第八一七号 平成十三年十一月二十一日受理
パート労働者の時間給引上げ等労働者のための
ルールの確立に関する請願

請願者 大阪府豊中市宮山町四ノ三ノ八
山田温江外七百八十七名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第八〇〇号と同じである。

第八一八号 平成十三年十一月二十一日受理
パート労働者の時間給引上げ等労働者のための
ルールの確立に関する請願

請願者 香川県観音寺市柞田町乙二、五二
〇ノ一 松本康男外七百八十七名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第八〇〇号と同じである。

第八一九号 平成十三年十一月二十一日受理
パート労働者の時間給引上げ等労働者のための
ルールの確立に関する請願

請願者 長野県南安曇郡穂高町北穂高一、
九六七 松尾茂丸外七百八十七名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第八二〇号 平成十三年十一月二十一日受理
医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願
請願者 名古屋市中区要町二ノ二三 酒
井正夫外六百八十七名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第八二二号 平成十三年十一月二十一日受理
医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願
請願者 東京都杉並区高円寺南三ノ三八ノ
一三ノAノ六 矢野なおみ外三千
三百三十二名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第八二二号 平成十三年十一月二十一日受理
医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願
請願者 新潟市小西二ノ一七ノ五 帆船
志津子外六百八十七名
紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第八二三号 平成十三年十一月二十一日受理
医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願
請願者 山形県酒田市千日町一ノ一 洪
谷智枝子外六百八十七名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第八二四号 平成十三年十一月二十一日受理
医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願
請願者 山形県酒田市千日町一ノ一 洪
谷智枝子外六百八十七名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

請願者 静岡市中田二ノ九ノ三 福田哲久
外六百八十七名
紹介議員 岩佐 惠美君
この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第八二五号 平成十三年十一月二十一日受理
医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願
請願者 千葉市稲毛区稲毛一ノ八ノ一八ノ
三ノ三〇二 堀井初枝外六百八十
七名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第八二六号 平成十三年十一月二十一日受理
医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願
請願者 大阪府西淀川区野里一ノ一ノ二
三ノ四〇二 津村健一外六百八十
七名
紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第八二七号 平成十三年十一月二十一日受理
医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願
請願者 山形県天童市老野森二ノ二ノ二三
安喰美代子外六百八十七名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第八二八号 平成十三年十一月二十一日受理
医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願
請願者 埼玉県春日部市南二ノ四ノ一四
竹沢由記夫外三千三百二十八名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第八二九号 平成十三年十一月二十一日受理
医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願
請願者 山形県鶴岡市三瀬乙二三 石塚
永子外六百八十七名
紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第八三〇号 平成十三年十一月二十一日受理
医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願
請願者 千葉県茂原市本納一、六九一ノ四
岩間鈴子外六百八十七名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第八三一号 平成十三年十一月二十一日受理
医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市岩曾町一、三七八
ノ四八ノ一〇五 吉野古太郎外六
百八十七名
紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第八三二号 平成十三年十一月二十一日受理
医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願
請願者 東京都千代田区飯田橋一ノ七ノ六
関玲子外六百八十七名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第八三三号 平成十三年十一月二十一日受理
医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願
請願者 神奈川県秦野市千村二六七ノ五
黒川和幸外六百八十七名
紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第八三四号 平成十三年十一月二十一日受理
医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願
請願者 愛知県大府市吉川町五ノ一九九
福井義一外六百八十七名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第八三五号 平成十三年十一月二十一日受理
医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願
請願者 山形県鶴岡市大字中山字中坪四三
ノ一六 佐藤鉄夫外六百八十七名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第八三六号 平成十三年十一月二十一日受理
医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願
請願者 山形県最上郡真室川町大字川ノ内
三、〇九二ノ二 高橋悟外六百八
十七名
紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第八三七号 平成十三年十一月二十一日受理
医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願
請願者 大阪府東大阪市日下町六ノ六ノ二
五 荒木妙子外六百八十七名
紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第八三八号 平成十三年十一月二十一日受理
医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願
請願者 和歌山県古座五三八ノ三三 井上

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第八三九号 平成十三年十一月二十一日受理

医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願

請願者 群馬県前橋市下中町二七ノ一
大橋久美子外六百八十七名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第八四〇号 平成十三年十一月二十一日受理

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 千葉市中央区白旗三ノ五ノ五千葉
市視覚障害者協会会長 岡田正平

紹介議員 倉田 寛之君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第八四一号 平成十三年十一月二十一日受理

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 東京都板橋区板橋二ノ一ノ一三ノ三〇六 藤井亮輔外百十三名

紹介議員 沢 たまき君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第八四二号 平成十三年十一月二十一日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都羽村市緑ヶ丘三ノ二ノ三ノ五

紹介議員 近藤 剛君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第八四三号 平成十三年十一月二十一日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都杉並区方南二ノ二三ノ九ノ一、〇〇二 平田寿子

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第八四四号 平成十三年十一月二十一日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 茨城県水戸市三ノ九ノ一ノ四二
ノ六F茨城県学校生活協同組合理事長 藤井彰

紹介議員 小林 元君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第八四五号 平成十三年十一月二十一日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都稲城市平尾三ノ一ノ一 早川寿子

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第八四六号 平成十三年十一月二十一日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 広島県沼隈郡内海町口三、四一〇
ノ二 渡辺多紀子

紹介議員 柳田 稔君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第八四七号 平成十三年十一月二十一日受理

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願

請願者 徳島県板野郡藍住町勝瑞字正喜地
六二ノ一六 佐藤正外二百四十九名

紹介議員 高橋紀世子君

雇用・失業情勢が深刻さを増す中、全国の公共職業安定所には求職者があふれ、また、労働基準

監督署、雇用均等室には相談者・申告者が急増している。大幅な業務量の増大により職員も限界を超えつつあり、現状のままでは雇用の安定や労働条件の改善等に対する行政サービスの大幅な低下を招きかねない。今必要なことは、労働者・国民、事業主の要望に迅速かつ適切に対応するために、国の責任を明確にした施策と行政機能の充実、職員の増員等による労働行政体制の整備・強化を図ることである。また、そのためには職業安定行政、労働基準行政、雇用均等行政の連携を強化し、総合的労働相談や情報公開を推進するとともに、都道府県労働局を拡充・強化する必要がある。

については、次の事項について実現を図りたい。
一、現下の雇用・失業情勢の深刻化に伴う労働行政の需要増大等に対応するため、緊急に職員の増員等による労働行政の体制整備を行うこと。
二、労働者の雇用の確保・安定と労働条件の維持・向上を図るため、左記の観点から職員の増員等によって労働行政各分野の体制整備を行うこと。
1 中高年齢労働者・障害者・若年労働者の雇用促進を始めとして、勤労国民の雇用・失業保障の確立と職業能力開発の推進など行き届いた行政サービス確保のため、必要な職業安定行政の体制整備を行うこと。
2 勤労国民の労働条件、命と健康を守る監督行政、労働安全衛生行政、労災補償行政の充実を図るため、必要な労働基準行政の体制整備を行うこと。
3 雇用・就業における真の男女平等の実現と、仕事と家庭の両立支援対策のための雇用均等行政の充実と必要な体制整備を行うこと。
4 総合的労働相談や情報公開等を推進するとともに、職業安定行政、労働基準行政、雇用均等行政の連携を強化することにより、分野を超えた横断的な行政課題を充実させるほか、地域の実情に応じた施策を実施するため

に、都道府県労働局の体制整備を行うこと。

第八七一号 平成十三年十一月二十一日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 福岡市東区青葉七ノ一ノ一一 吉川房子外二千二十四名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第八七二号 平成十三年十一月二十一日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 茨城県水戸市石川一ノ四、〇〇二
ノ三〇 田山賀教外九百九十九名

紹介議員 藤井 俊男君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第八七三号 平成十三年十一月二十一日受理

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 愛知県豊橋市東松山町三七七社会福祉法人愛知県盲人福祉連合会会長 彦坂和夫

紹介議員 木俣 佳丈君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第八七四号 平成十三年十一月二十一日受理

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 和歌山市府中九四九ノ二三 鈴木敏美外二百六十名

紹介議員 鶴保 庸介君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第八七五号 平成十三年十一月二十一日受理

介護保険、医療保険及び年金制度の緊急な改善に関する請願

請願者 長野県小諸市柏木五四四 佐藤い

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第八七六号 平成十三年十一月二十一日受理
介護保険、医療保険及び年金制度の緊急な改善に
関する請願

請願者 福島県白河市字池下三八ノ一〇六
小林修一外九千六百二十名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第八七七号 平成十三年十一月二十一日受理
安心して暮らせる老後を保障するための年金制度
の改善に関する請願

請願者 東京都練馬区桜台四ノ三九ノ一二
大槻昌一外二千九十三名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第八七八号 平成十三年十一月二十一日受理
安心して暮らせる老後を保障するための年金制度
の改善に関する請願

請願者 京都市山科区音羽伊勢宿町三二ノ
六六 横井長四郎外二千九十三名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第八七九号 平成十三年十一月二十一日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜
本的な整備強化に関する請願

請願者 兵庫県西宮市南郷町二ノ五 綿野
孝子
紹介議員 辻 泰弘君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第八八八号 平成十三年十一月二十一日受理
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に
関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 兵庫県西宮市門戸荘一七ノ三五ノ
三〇一 大田黒康則外百七十七名
紹介議員 辻 泰弘君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第八八九号 平成十三年十一月二十一日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜
本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都新宿区下落合二ノ二三ノ一
三 奈良佳代子
紹介議員 鈴木 寛君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第八九〇号 平成十三年十一月二十一日受理
病院薬剤師の人員配置基準の改善等に関する請願

請願者 静岡県小笠郡大須賀町横須賀一、
〇七八ノ一 石川茂外八千四百八
十四名
紹介議員 沢 たまき君
この請願の趣旨は、第七六六号と同じである。

第九一六号 平成十三年十一月二十二日受理
医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善
に関する請願

請願者 奈良県五條市居伝町二五一 坂上
清文外二千二百二十二名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第九一七号 平成十三年十一月二十二日受理
医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善
に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺南五ノ一七ノ
三 藤沢貞子外二千三百三十六名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第九一八号 平成十三年十一月二十二日受理
医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善
に関する請願

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第九一九号 平成十三年十一月二十二日受理
医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善
に関する請願

請願者 奈良県桜井市粟殿六四七ノ二 高
見淳外二千二百二十二名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第九二〇号 平成十三年十一月二十二日受理
医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善
に関する請願

請願者 静岡県浜北市根堅一、九九一ノ三
久保田しづ江外二千二百二十二名
紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第九二一号 平成十三年十一月二十二日受理
医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善
に関する請願

請願者 東京都練馬区南田中四ノ二〇ノ七
原美弥子外二千二百二十二名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第九二二号 平成十三年十一月二十二日受理
医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善
に関する請願

請願者 滋賀県彦根市南川瀬町一、三七九
ノ一四 中森悦子外二千二百二十二
名
紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第九二三号 平成十三年十一月二十二日受理
医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善
に関する請願

請願者 北海道富良野市北の峰町一四ノ二
五 高橋秀雄外二千二百二十二名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第九二四号 平成十三年十一月二十二日受理
医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善
に関する請願

請願者 東京都府中市朝日町二ノ三ノ一
柳井孝之外二千二百二十二名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第九二五号 平成十三年十一月二十二日受理
医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善
に関する請願

請願者 千葉県松戸市栄町三ノ一四七ノ一
一 横田明久外二千二百二十二名
紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第九二六号 平成十三年十一月二十二日受理
医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善
に関する請願

請願者 東京都三鷹市牟礼四ノ一四ノ二
水上和雄外二千二百二十二名
紹介議員 大門美紀史君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第九二七号 平成十三年十一月二十二日受理
医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善
に関する請願

請願者 埼玉県新座市畑中三ノ二ノ一九
小林愛実外二千二百二十二名
紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第九二八号 平成十三年十一月二十二日受理

医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願

請願者 奈良県磯城郡川西町結崎五五 増

井勝美外二千二百二十二名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第九二九号 平成十三年十一月二十二日受理

医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願

請願者 横浜市旭区上白根町七九五ノ六ノ

一ノ五〇五 西郷八郎外二千二百二十二名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第九三〇号 平成十三年十一月二十二日受理

医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願

請願者 愛知県額田郡幸田町大草南川後五

〇ノ一 伊藤祐司外二千二百二十二名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第九三二号 平成十三年十一月二十二日受理

医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願

請願者 鳥取県米子市旗ヶ崎五ノ一六ノ七

岡村英治外二千二百二十二名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第九三三号 平成十三年十一月二十二日受理

医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願

請願者 山口県新南陽市千代田町二ノ二

ノ二〇四 玉木和秀外二千二百二十二名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第九三三三号 平成十三年十一月二十二日受理

医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願

請願者 大阪市生野区生野西一ノ一七ノ一

三 奥田徳之外二千二百二十二名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第九三四号 平成十三年十一月二十二日受理

医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願

請願者 高知市鴨部二ノ二二ノ二二 岡村

誠賢外二千二百二十二名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第九三五号 平成十三年十一月二十二日受理

医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願

請願者 群馬県前橋市広瀬町二ノ三四ノ四

ノ四〇四 山中恵美子外二千二百二十二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第九三六号 平成十三年十一月二十二日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 東京都文京区湯島二ノ四ノ四 華

表曉外二千名

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第九三七号 平成十三年十一月二十二日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 群馬県沼田市材木町一、三二六ノ

五 大木林次外九百九十九名

紹介議員 小林 元君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第九三八号 平成十三年十一月二十二日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 京都市北区西賀茂北川上町七三

井上智之外七十五名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第九三九号 平成十三年十一月二十二日受理

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 静岡市馬淵三ノ一ノ三一 多々

良友彦

紹介議員 海野 徹君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第九四〇号 平成十三年十一月二十二日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 群馬県前橋市大手町三ノ九ノ九

八田直樹

紹介議員 入澤 肇君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第九四一号 平成十三年十一月二十二日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第九四二号 平成十三年十一月二十二日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 鳥根県松江市西津田一ノ一〇ノ四

〇 齋藤康雄

紹介議員 景山俊太郎君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第九四三三号 平成十三年十一月二十二日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 さいたま市根岸一ノ五ノ五 川島

朝子

紹介議員 池口 修次君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第九四四号 平成十三年十一月二十二日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 広島市西区三滝本町二ノ八ノ一〇

岡田千里

紹介議員 柏村 武昭君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第九四五号 平成十三年十一月二十二日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 愛知県岡崎市大平町榎田二七 牛

田清博

紹介議員 鈴木 政二君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第九四六号 平成十三年十一月二十二日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 青森市新城市平岡二一〇ノ四三

三浦雅子

紹介議員 山崎 力君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第九四九号 平成十三年十一月二十二日受理
雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願

請願者 東京都世田谷区経堂四ノ二ノ七
佐藤冬樹外四百三十五名

紹介議員 小宮山洋子君
この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

十二月三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、新業の早期承認に関する請願(第九五三号)
一、小規模通所授産施設の運営費の改善等成人障害者施策の拡充に関する請願(第九七四号)

一、国立病院及び療養所における看護職員を増員等に関する請願(第九七五号)
一、待機児童解消施策の緊急な強化等保育制度の改善に関する請願(第九七六号)

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第九七七号)(第九七八号)
一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第九七九号)

一、介護保険、医療保険及び年金制度の緊急な改善に関する請願(第九八〇号)
一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第九八一号)(第九八二号)(第九八三号)(第九八四号)(第九八五号)(第九八六号)(第九八七号)(第九八八号)(第九八九号)(第九九〇号)(第九九一号)(第九九二号)(第九九三号)(第九九四号)

一、雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願(第九九五号)(第九九六号)(第九九七号)
一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置に関する請願(第一〇五〇号)

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第一〇六一号)(第一〇六二号)(第一〇六三号)(第一〇六四号)(第一〇六五号)(第一〇六六号)(第一〇六七号)(第一〇六八号)(第一〇六九号)(第一〇七〇号)(第一〇七一号)(第一〇七二号)(第一〇七三号)(第一〇七四号)(第一〇七五号)(第一〇七六号)(第一〇七七号)(第一〇七八号)(第一〇七九号)

一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第一〇八〇号)(第一〇八一号)(第一〇八二号)(第一〇八三号)(第一〇八四号)(第一〇八五号)(第一〇八六号)(第一〇八七号)(第一〇八八号)(第一〇八九号)(第一〇九〇号)(第一〇九一号)(第一〇九二号)(第一〇九三号)(第一〇九四号)(第一〇九五号)(第一〇九六号)(第一〇九七号)(第一〇九八号)(第一〇九九号)(第一一〇〇号)

一、介護保険の緊急改善に関する請願(第一一〇二号)(第一一〇三号)
一、保育・児童保育予算の大幅増額等に関する請願(第一一〇四号)

一、新業の早期承認に関する請願(第一一〇五号)
一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第一一〇六号)(第一一〇七号)

一、医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願(第一一三六号)
一、医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願(第一一三七号)

一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第一一三八号)(第一一三九号)(第一一四〇号)
一、雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願(第一一四二号)

一、小規模通所授産施設の運営費の改善等成人障害者施策の拡充に関する請願(第一一四三号)

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第一一五二号)
一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第一一五三号)(第一一五四号)(第一一五五号)(第一一五六号)(第一一五七号)(第一一五八号)(第一一五九号)(第一一六〇号)

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第一一六六号)
一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第一一六六号)(第一一六七号)

一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第一一六八号)(第一一六九号)(第一一七〇号)(第一一七一号)(第一一七二号)(第一一七三号)(第一一七四号)(第一一七五号)(第一一七六号)(第一一七七号)(第一一七八号)(第一一七九号)

一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第一一八〇号)(第一一八一号)(第一一八二号)(第一一八三号)(第一一八四号)(第一一八五号)(第一一八六号)(第一一八七号)(第一一八八号)(第一一八九号)(第一一九〇号)(第一一九一号)(第一一九二号)(第一一九三号)(第一一九四号)(第一一九五号)(第一一九六号)(第一一九七号)(第一一九八号)(第一一九九号)(第二〇〇〇号)

一、介護保険の緊急改善に関する請願(第二〇〇二号)(第二〇〇三号)
一、保育・児童保育予算の大幅増額等に関する請願(第二〇〇四号)

一、新業の早期承認に関する請願(第二〇〇五号)
一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第二〇〇六号)(第二〇〇七号)

一、医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願(第二〇一六号)(第二〇一七号)(第二〇一八号)(第二〇一九号)(第二〇二〇号)

一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第二〇二二号)
一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第二〇二三号)(第二〇二四号)(第二〇二五号)(第二〇二六号)(第二〇二七号)(第二〇二八号)(第二〇二九号)(第二〇三〇号)(第二〇三一号)(第二〇三二号)(第二〇三三号)(第二〇三四号)(第二〇三五号)(第二〇三六号)

一、十五歳未満の子供による臓器提供を可能とするための臓器移植法の改正に関する請願(第二〇三七号)
一、雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願(第二〇三八号)

一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第二〇四八号)(第二〇四九号)
一、医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願(第二〇五〇号)

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第二〇五二号)
一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第二〇五三号)(第二〇五四号)(第二〇五五号)(第二〇五六号)(第二〇五七号)(第二〇五八号)(第二〇五九号)(第二〇六〇号)

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第二〇六六号)
一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第二〇六六号)(第二〇六七号)

一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第二〇六八号)(第二〇六九号)(第二〇七〇号)(第二〇七一号)(第二〇七二号)(第二〇七三号)(第二〇七四号)(第二〇七五号)(第二〇七六号)(第二〇七七号)(第二〇七八号)(第二〇七九号)

一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第二〇八〇号)(第二〇八一号)(第二〇八二号)(第二〇八三号)(第二〇八四号)(第二〇八五号)(第二〇八六号)(第二〇八七号)(第二〇八八号)(第二〇八九号)(第二〇九〇号)(第二〇九一号)(第二〇九二号)(第二〇九三号)(第二〇九四号)(第二〇九五号)(第二〇九六号)(第二〇九七号)(第二〇九八号)(第二〇九九号)(第二一〇〇号)

一、介護保険の緊急改善に関する請願(第二一〇二号)(第二一〇三号)
一、保育・児童保育予算の大幅増額等に関する請願(第二一〇四号)

一、新業の早期承認に関する請願(第二一〇五号)
一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第二一〇六号)(第二一〇七号)

一、医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願(第二一〇六号)(第二一〇七号)

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第二一〇六号)(第二一〇七号)

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第二一〇六号)(第二一〇七号)

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第二一〇五二号)
一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第二一〇五三号)(第二一〇五四号)(第二一〇五五号)(第二一〇五六号)(第二一〇五七号)(第二一〇五八号)(第二一〇五九号)(第二一〇六〇号)

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第二一〇六六号)
一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第二一〇六六号)(第二一〇六七号)

一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第二一〇六八号)(第二一〇六九号)(第二一〇七〇号)(第二一〇七一号)(第二一〇七二号)(第二一〇七三号)(第二一〇七四号)(第二一〇七五号)(第二一〇七六号)(第二一〇七七号)(第二一〇七八号)(第二一〇七九号)

一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第二一〇八〇号)(第二一〇八一号)(第二一〇八二号)(第二一〇八三号)(第二一〇八四号)(第二一〇八五号)(第二一〇八六号)(第二一〇八七号)(第二一〇八八号)(第二一〇八九号)(第二一九〇号)(第二一九一号)(第二一九二号)(第二一九三号)(第二一九四号)(第二一九五号)(第二一九六号)(第二一九七号)(第二一九八号)(第二一九九号)(第二二〇〇号)

一、介護保険の緊急改善に関する請願(第二二〇二号)(第二二〇三号)
一、保育・児童保育予算の大幅増額等に関する請願(第二二〇四号)

一、新業の早期承認に関する請願(第二二〇五号)
一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第二二〇六号)(第二二〇七号)

一、医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願(第二二〇六号)(第二二〇七号)

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第二二〇六号)(第二二〇七号)

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第二二〇六号)(第二二〇七号)

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第二二〇六号)(第二二〇七号)

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第二二〇六号)(第二二〇七号)

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第二二〇六号)(第二二〇七号)

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第二二〇六号)(第二二〇七号)

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第二二〇六号)(第二二〇七号)

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第二二〇六号)(第二二〇七号)

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第二二〇六号)(第二二〇七号)

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第二二〇六号)(第二二〇七号)

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第二二〇六号)(第二二〇七号)

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第二二〇六号)(第二二〇七号)

一、医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願(第二一三七号)
一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第二一三八号)(第二一三九号)(第二一四〇号)

一、保育・児童保育予算の大幅増額等に関する請願(第二一四二号)
一、雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願(第二一四二号)

一、小規模通所授産施設の運営費の改善等成人障害者施策の拡充に関する請願(第二一四三号)

第九五三号 平成十三年十一月二十六日受理
新業の早期承認に関する請願

請願者 群馬県前橋市広瀬町三ノ二ノ五
山崎文昭外六百六十一名

紹介議員 今井 澄君
社会保障費の増大が大きな問題となっている中、諸外国においても認められている標準治療薬が我が国においても速やかに承認されれば、国民の健康の向上に有益であり、経済的でもある。ICH(日米EU医薬品規制調和国際会議)での合意などを受けて、厚生労働省は医薬品の承認審査の迅速化を推進しているが、諸外国に比べ立ち遅れていることから、更なる改善が求められている。ついでには、世界的標準治療薬として認められている新薬を速やかに承認するとともに、新薬の審議体制の充実を図られたい。

第九七四号 平成十三年十一月二十六日受理
小規模通所授産施設の運営費の改善等成人障害者施策の拡充に関する請願

請願者 滋賀県長浜市鳥羽上町七五八
北村正子外九百九十九名

紹介議員 広中和歌子君
社会福祉基礎構造改革の一環として、平成十二

年に社会福祉事業法が社会福祉法と改められたことに伴い、社会福祉法人及び通所授産施設制度の認可要件が緩和されるとともに、小規模通所授産施設制度が創設された。これにより、法内施設への移行条件が緩和されたが、多くの問題が残されている。例えば一般の通所授産施設との公費支弁における格差である。知的障害者通所授産施設の場合、一施設当たり年額約五千八十万円（二十名定員、特甲地）が支弁されているが、ほぼ同規模の小規模通所授産施設に対しては年額約千百万円であり、四倍以上の格差が生じている。また、平成十五年より施設利用方式が措置制度から利用契約制度へ移行するが、法定施設が設置されていない自治体が全体の約六割に上る現状では、利用先の確保や利用者の選択権の行使などが制限されるおそれがある。このため関連施設の絶対数を増やすことが必要となっている。さらに、全国に約五千五百箇所ある小規模作業所が直ちに小規模通所授産施設に移行することは難しいことから、引き続き有効な施策を講ずる必要がある。

ついては、次の措置を採らねばならない。

一、小規模通所授産施設制度の運営費及び施設整備費等を二十人以上の通所授産施設と同等の水準にすること。また、小規模社会福祉法人の運営対象事業については地域生活関連の各種事業全体を対象とすること。小規模作業所に対する国庫補助金制度の改善・拡充を図ること。

二、利用契約制度への移行に当たっては、公費支弁水準を低下させないこと。また、利用者の選択性を高めるための関連社会資源の増大を図ること。

三、障害者施設制度・体系を再編すること。特に重度・重複障害者を対象とした通所型施設制度の創設、精神障害やてんかん、高次脳機能障害、アルコール・薬物依存の人々に対応した社会福祉施設制度の拡充を図ること。

四、グループホーム及び福祉ホームなどの生活の場に対する補助金を増額すること。

五、安心した地域生活が営めるよう、介護及び権

利擁護制度の充実を図り、特に所得保障制度については障害基礎年金制度の改革を中心として大幅な拡充を図ること。

第九七五号 平成十三年十一月二十六日受理
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 千葉県佐倉市井野一、一二四須田淳子外四百九十九名

紹介議員 田中和歌子君

国立病院及び療養所における看護婦の配置は他の公的病院に比べ非常に少なく、夜間は約五十人の患者に対し看護婦一人の看護体制となつてい

る。そのため容体が急変した患者が出た場合は、もう一人の看護婦が数千人の患者に対応することになり、患者の安全が脅かされる状態となつてい

る。相次ぐ医療事故の背景にはこうした深刻な看護婦不足がある。一方、他の公的病院の多くは医療の複雑化・高度化に対応するため、三人以上の夜勤体制を採っている。

ついては、医療事故を防止し安全で行き届いた医療・看護を行うため、次の措置を採らねばならない。

一、医療の複雑化・高度化に対応できるよう、国立病院及び療養所における看護職員の増員を図ること。

二、国立病院及び療養所の夜勤体制を他の公的病院並みの三人以上に強化すること。

三、看護婦一人当たりの夜勤回数を月八回以内とする。

第九七六号 平成十三年十一月二十六日受理
待機児童解消施策の緊急な強化等保育制度の改善に関する請願

請願者 東京都台東区蔵前四ノ一ノ一〇西村良樹外五十四万四千二百二十

二名

紹介議員 吉村剛太郎君

一、子育て家庭における経済的負担を軽減すること。

二、現行の児童福祉法における保育制度を堅持すること。

三、待機児童を解消するための緊急特別施策を強化すること。

四、保育内容の向上を図り、保育所の機能を改善・強化すること。

五、新エンゼルプランに盛り込まれた施策を完全

に実施すること。

六、子育て中の働く親に対する労働条件を整備すること。

七、過疎地域における保育所に対する振興策を実施すること。

第九七七号 平成十三年十一月二十六日受理
乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 愛知県小牧市東新町五二 友松芳朗外二千一名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第九七八号 平成十三年十一月二十六日受理
乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 宮崎市高千穂通二ノ二〇一 定永正明外千六百五十名

紹介議員 福岡 瑞穂君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第九七九号 平成十三年十一月二十六日受理
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 広島市安佐北区口田南三ノ一五〇二五ノ三〇 村井一文外二百十九

名

紹介議員 柳田 稔君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第九八〇号 平成十三年十一月二十六日受理

介護保険、医療保険及び年金制度の緊急な改善に関する請願

請願者 東京都品川区平塚三ノ三ノ一一島田清外四十九名

紹介議員 小川 敏夫君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第九八一号 平成十三年十一月二十六日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 群馬県桐生市相生町一ノ一一一

中嶋源治

紹介議員 入澤 肇君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第九八二号 平成十三年十一月二十六日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 広島市中区舟入川口町二ノ六ノ二〇五 杉原澄子

紹介議員 亀井 郁夫君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第九八三号 平成十三年十一月二十六日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町三ノ四ノ二二

中出浩

紹介議員 山下 英利君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第九八四号 平成十三年十一月二十六日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 大分市青崎一ノ九ノ三五 加藤明

江

紹介議員 仲道 俊哉君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第九八五号 平成十三年十一月二十六日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 愛媛県松山市朝生田町三ノ一

二えひめ生活協同組合理事長 大川耕三

紹介議員 関谷 勝嗣君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第九八六号 平成十三年十一月二十六日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 長野市稲田一ノ三〇ノ一〇 岩野はつみ

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第九八七号 平成十三年十一月二十六日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 長野県小諸市八幡町二ノ二〇七

中村富美香

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第九八八号 平成十三年十一月二十六日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 新潟市曾野木二ノ二三ノ二五 山本一哲

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第九八九号 平成十三年十一月二十六日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 島根県松江市西津田一ノ一〇ノ四

〇 鎌田意男

紹介議員 青木 幹雄君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第九九〇号 平成十三年十一月二十六日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 宮崎市吉村町北原甲一、四七五ノ

四 喜田久美子

紹介議員 小斉平敏文君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第九九一号 平成十三年十一月二十六日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 大分市青崎一ノ九ノ三五 池山ます子

紹介議員 後藤 博子君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第九九二号 平成十三年十一月二十六日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 長野県松本市里山辺一、七七六ノ

一 江原まゆみ

紹介議員 野沢 太三君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第九九三号 平成十三年十一月二十六日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都新宿区北山伏町一ノ一一

牛越京子

紹介議員 小川 敏夫君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第九九四号 平成十三年十一月二十六日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 富山市願海寺四五六ノ一一 山知勇

紹介議員 野上浩太郎君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第九九五号 平成十三年十一月二十六日受理

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願

請願者 宮崎市中西町一五 橋本秀樹外

千二百六十七名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第九九六号 平成十三年十一月二十六日受理

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願

請願者 横浜市金沢区泥亀一ノ二八ノAノ

四〇二 橋本教善外四百九十九名

紹介議員 齋藤 勁君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第九九七号 平成十三年十一月二十六日受理

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願

請願者 さいたま市上木崎三ノ六ノ一 橋本則外四百二十三名

紹介議員 沢 たまき君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第一〇〇七号 平成十三年十一月二十六日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 長野県飯田市東中央通り三、二四

四 高柳紀子

紹介議員 吉田 博美君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇〇八号 平成十三年十一月二十六日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 福島県会津若松市東千石一ノ二ノ

一三 篠田恵子

紹介議員 佐藤 雄平君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇〇九号 平成十三年十一月二十六日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 三重県津市桜橋二ノ一四二三重県

学校生活協同組合理事長 前島徳男

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇一〇号 平成十三年十一月二十六日受理

病院薬剤師の人員配置基準の改善等に関する請願

請願者 長野市合戦場一ノ一〇四ノ一 久保田岳外三千四百五十一名

紹介議員 沢 たまき君

この請願の趣旨は、第七六六号と同じである。

第一〇一一号 平成十三年十一月二十六日受理

新薬の早期承認に関する請願

請願者 東京都世田谷区等々力三ノ二八ノ

二一ノ一〇三 梶原泉外百六十名

紹介議員 川橋 幸子君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第一〇一二号 平成十三年十一月二十六日受理

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願

請願者 新潟市河渡新町二ノ四七ノ二〇

四 渡辺正勝外千八百十名

紹介議員 川橋 幸子君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第一〇一四号 平成十三年十一月二十六日受理

介護保険、医療保険及び年金制度の緊急な改善に関する請願

請願者 東京都品川区荏原四ノ二ノ八

紹介議員 下市忠雄外三十九名
緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第五十六号と同じである。

第一〇一五号 平成十三年十一月二十六日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 東京都八王子市南大沢五ノ三ノ三
ノ三〇五 相澤美沙子
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇一六号 平成十三年十一月二十六日受理
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願
請願者 大阪市東淀川区井高野二ノ三ノ一
七 古石広幸外五百九十名
紹介議員 西川きよし君
この請願の趣旨は、第二十六号と同じである。

第一〇一七号 平成十三年十一月二十七日受理
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願
請願者 神戸市須磨区道正台一ノ一ノ三ノ二
二〇一 金田俊典外百十名
紹介議員 朝日 俊弘君
この請願の趣旨は、第二十六号と同じである。

第一〇一八号 平成十三年十一月二十七日受理
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願
請願者 東京都北区王子本町一ノ一ノ二二
林幸男
紹介議員 鈴木 寛君
この請願の趣旨は、第二十六号と同じである。

第一〇一九号 平成十三年十一月二十七日受理
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願
請願者 東京都北区王子本町一ノ一ノ二二
林幸男
紹介議員 鈴木 寛君
この請願の趣旨は、第二十六号と同じである。

第一〇二〇号 平成十三年十一月二十七日受理
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願
請願者 長野市柳原二、一三三ノ八 坂本
隆久外二百五十七名
紹介議員 今井 澄君
この請願の趣旨は、第二十六号と同じである。

第一〇二二号 平成十三年十一月二十七日受理
医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願
請願者 愛知県江南市赤童子町南山一七六
ノ三ノA 浅野安郎外四千一名
紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第一〇二三号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 東京都東久留米市南町四ノ三ノ四
一 浅利かおる
紹介議員 小川 敏夫君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇二四号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 滋賀県大津市京町三ノ四ノ二二
大田勝司
紹介議員 河本 英典君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

請願者 東京都新宿区高田馬場一ノ一〇ノ
三三三 時任基清
紹介議員 橋本 聖子君
この請願の趣旨は、第二十六号と同じである。

第一〇二五号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 秋田県南秋田郡天王町天王字上北
野一〇八ノ八 櫻田光治
紹介議員 金田 勝年君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇二六号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 神奈川県海老名市杉久保一、七〇
五ノ六ノ九〇四 塚原百合子
紹介議員 松 あきら君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇二七号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 京都市南区吉祥院石原上川原町一
ノ二 山本祐司
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇二八号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 石川県金沢市泉野出町一ノ七ノ六
柴原ひろみ
紹介議員 岩本 莊太君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇二九号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 岐阜県各務原市鵜沼各務原町一ノ
四ノ一 杉山千里
紹介議員 松田 岩夫君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇三〇号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 長野県須坂市相森町二、〇七七
寺澤知津子
紹介議員 中島 啓雄君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇三一号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 福島市上町一ノ一三 加賀谷友吉
紹介議員 太田 豊秋君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇三二号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 山口県宇部市野原二ノ二ノ九〇ノ
七 山岡智恵子
紹介議員 福島啓史郎君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇三三号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 岐阜県各務原市鵜沼各務原町一ノ
四ノ一 杉山千里
紹介議員 松田 岩夫君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

本的な整備強化に関する請願
請願者 東京都渋谷区渋谷三ノ二九ノ八
藤岡武義
紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇二五号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 秋田県南秋田郡天王町天王字上北
野一〇八ノ八 櫻田光治
紹介議員 金田 勝年君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇二六号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 神奈川県海老名市杉久保一、七〇
五ノ六ノ九〇四 塚原百合子
紹介議員 松 あきら君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇二七号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 京都市南区吉祥院石原上川原町一
ノ二 山本祐司
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇二八号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 石川県金沢市泉野出町一ノ七ノ六
柴原ひろみ
紹介議員 岩本 莊太君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇二九号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 岐阜県各務原市鵜沼各務原町一ノ
四ノ一 杉山千里
紹介議員 松田 岩夫君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇三〇号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 長野県須坂市相森町二、〇七七
寺澤知津子
紹介議員 中島 啓雄君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇三一号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 福島市上町一ノ一三 加賀谷友吉
紹介議員 太田 豊秋君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇三二号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 山口県宇部市野原二ノ二ノ九〇ノ
七 山岡智恵子
紹介議員 福島啓史郎君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇三三号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 岐阜県各務原市鵜沼各務原町一ノ
四ノ一 杉山千里
紹介議員 松田 岩夫君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 京都市中京区烏丸夷川東南角西九
軒町二九一ノ二F 末川千穂子
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇三〇号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 長野県須坂市相森町二、〇七七
寺澤知津子
紹介議員 中島 啓雄君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇三一号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 福島市上町一ノ一三 加賀谷友吉
紹介議員 太田 豊秋君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇三二号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 山口県宇部市野原二ノ二ノ九〇ノ
七 山岡智恵子
紹介議員 福島啓史郎君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇三三号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 岐阜県各務原市鵜沼各務原町一ノ
四ノ一 杉山千里
紹介議員 松田 岩夫君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇三四号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 岐阜県各務原市鵜沼各務原町一ノ
四ノ一 杉山千里
紹介議員 松田 岩夫君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇三三号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 岐阜県各務原市鵜沼各務原町一ノ
四ノ一 杉山千里
紹介議員 松田 岩夫君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇三四号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 岐阜県各務原市鵜沼各務原町一ノ
四ノ一 杉山千里
紹介議員 松田 岩夫君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇三四号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 岐阜県各務原市鵜沼各務原町一ノ
四ノ一 杉山千里
紹介議員 松田 岩夫君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇三四号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 岐阜県各務原市鵜沼各務原町一ノ
四ノ一 杉山千里
紹介議員 松田 岩夫君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 高知市薊野九二一ノ一 西森文男
紹介議員 平野 貞夫君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇三三十五号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 岐阜県各務原市鶴沼各務原町一ノ四ノ一 水谷光由
紹介議員 平田 健二君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇三三六号 平成十三年十一月二十七日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都新宿区北山伏町一ノ一 赤松滋子
紹介議員 小宮山洋子君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇三七七号 平成十三年十一月二十七日受理
十五歳未満の子供による臓器提供を可能とするための臓器移植法の改正に関する請願

請願者 宮城県気仙沼市古町三ノ三三 熊谷安光外四千七百二十六名
紹介議員 愛知 治郎君
この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第一〇三八八号 平成十三年十一月二十七日受理
雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市蓬川町三六一ノ一 二ノ二七 松本政代外六百九十二名
紹介議員 朝日 俊弘君
この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第一〇四八号 平成十三年十一月二十八日受理
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 東京都北区桐ヶ丘一ノ二二 阿部 正文外七十名
紹介議員 今泉 昭君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一〇四九号 平成十三年十一月二十八日受理
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 東京都豊島区東池袋五ノ五二ノ一 〇ノ七〇三 鈴木彰外二百四十五名
紹介議員 川橋 幸子君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一〇五〇号 平成十三年十一月二十八日受理
医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願

請願者 名古屋市名東区極楽二ノ六〇 浅野晴義外四千一名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第一〇五一号 平成十三年十一月二十八日受理
乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 名古屋市千種区徳川山町三ノ六九 杉藤徹志外二千一名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一〇五二号 平成十三年十一月二十八日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 仙台市青葉区一番町四ノ一ノ三協同組合日専連仙台理事長 高橋確
紹介議員 愛知 治郎君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇五三三号 平成十三年十一月二十八日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都渋谷区渋谷三ノ二九ノ八 清水廉
紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇五四四号 平成十三年十一月二十八日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都渋谷区渋谷三ノ二九ノ八 中野勲
紹介議員 統 訓弘君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇五五五号 平成十三年十一月二十八日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 山口県下関市長府逢坂町二ノ四九 長谷川高子
紹介議員 林 芳正君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇五六六号 平成十三年十一月二十八日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都渋谷区渋谷三ノ二九ノ八 齊藤千恵
紹介議員 田嶋 陽子君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

紹介議員 神本美恵子君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇五八八号 平成十三年十一月二十八日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都渋谷区渋谷三ノ二九ノ八 中野理恵子
紹介議員 川橋 幸子君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇五九九号 平成十三年十一月二十八日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市御幸本町四、六八 〇ノ一七 佐藤美保子
紹介議員 築瀬 進君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇六〇号 平成十三年十一月二十八日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 名古屋市名東区猪高町上社字井堀 二五ノ一 宇江道子
紹介議員 大塚 耕平君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇六五五号 平成十三年十一月二十八日受理
乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 岡山市平井三ノ一、〇〇三ノ一二 小林駿一郎外九百九十九名
紹介議員 若林 秀樹君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇六六六号 平成十三年十一月二十八日受理
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 札幌市中央区北二条西二ノ一九ノ

一ノ四F 出羽靖雄外二百六十五名

紹介議員 小川 勝也君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一〇六七号 平成十三年十一月二十八日受理

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 横浜市南区別所六ノ九ノ二〇 黒木正外四百七十八名

紹介議員 松 あきら君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一〇六八号 平成十三年十一月二十八日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都新宿区北山伏町一ノ一一 荻原二美外一名

紹介議員 若林 秀樹君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇六九号 平成十三年十一月二十八日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 長野県更級郡上山田町上山田二、三〇七ノ二 若林とみ子

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇七〇号 平成十三年十一月二十八日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都渋谷区渋谷三ノ二九ノ八 北村洋

紹介議員 遠山 清彦君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇七一号 平成十三年十一月二十八日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜

本的な整備強化に関する請願

請願者 名古屋市長東区猪高町上杜字井堀 二五ノ一 野崎陽子

紹介議員 鈴木 政二君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇七二号 平成十三年十一月二十八日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 香川県高松市新北町一四ノ一七 岡田広代

紹介議員 山内 俊夫君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇七三号 平成十三年十一月二十八日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 高知県南国市篠原一九〇ノ三 北岡徹

紹介議員 田村 公平君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇七四号 平成十三年十一月二十八日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都渋谷区渋谷三ノ二九ノ八 小松寿子

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇七五号 平成十三年十一月二十八日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都千代田区六番町一五ノ六F 日和佐信子外二名

紹介議員 小宮山洋子君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇七六号 平成十三年十一月二十八日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都日野市平山二ノ三二ノ一五 遠田和子外一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇七七号 平成十三年十一月二十八日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都渋谷区渋谷三ノ二九ノ八 亀田篤子

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇七八号 平成十三年十一月二十八日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 広島市安佐南区長東西一ノ三六ノ二二ノ一 牛尾清彦

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇七九号 平成十三年十一月二十八日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 宮崎県児湯郡川南町大字平田二、三七六ノ二 藤代結香

紹介議員 上杉 光弘君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一〇八〇号 平成十三年十一月二十八日受理

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 東京都港区芝五ノ一八ノ一ノ七二 八 黒岩龍市外六百四十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一〇八一号 平成十三年十一月二十八日受理

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 静岡市馬淵一ノ一七ノ二八 萩原善次郎

紹介議員 榎葉賀津也君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一〇八二号 平成十三年十一月二十八日受理

医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 青森県弘前市取上二ノ一七ノ一七 花田修外千四百三十一名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇八三号 平成十三年十一月二十八日受理

医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 さいたま市日進町一ノ四〇ノ二二 宮原弘之外千四百四十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇八四号 平成十三年十一月二十八日受理

医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 札幌市南区石山四六ノ五ノ六 遊佐学外千四百三十一名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇八五号 平成十三年十一月二十八日受理

医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 東京都杉並区上荻二ノ四〇ノ一五 小西晶外千四百三十一名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇八六号 平成十三年十一月二十八日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 東京都大田区西馬込二ノ一〇ノ一
七 中野砂緒里外千四百三十一名
紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇八七号 平成十三年十一月二十八日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 東京都新宿区西新宿三ノ一〇ノ二
下山信夫外千四百三十一名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇八八号 平成十三年十一月二十八日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 神戸市中央区御幸通四ノ一〇
鶴岡正紀外千四百三十一名
紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇八九号 平成十三年十一月二十八日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 北海道北広島市高台町五ノ七ノ六
小田切幹雄外千四百三十一名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇九〇号 平成十三年十一月二十八日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 群馬県藤岡市上戸塚五七ノ一 大
槻晴夫外千四百三十一名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇九一号 平成十三年十一月二十八日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡栗山村湯西川七四二
ノ四 川添日登志外千四百三十一
名
紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇九二号 平成十三年十一月二十八日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 東京都町田市原町田二ノ二九ノ一
六 石岡和博外千四百三十一名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇九三号 平成十三年十一月二十八日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 仙台市青葉区本町二ノ一八ノ二二
大槻崇人外千四百三十一名
紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇九四号 平成十三年十一月二十八日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 青森県八戸市吹上三ノ九ノ三九
佐藤朋義外千四百三十一名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇九五号 平成十三年十一月二十八日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 青森県十和田市赤沼字下平二六三
ノ二二四 宮本肇外千四百三十一
名
紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

請願者 横浜市南区榎町一ノ三二 栗原憲
一外千四百三十一名
紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇九六号 平成十三年十一月二十八日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 愛知県幡豆郡吉良町荻原八三ノ七
春島勝博外千四百三十一名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇九七号 平成十三年十一月二十八日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市長田町三ノ一〇ノ三
〇二 齊藤利彦外千四百三十一名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇九八号 平成十三年十一月二十八日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 青森市松森二ノ八ノ一一 神智恵
子外千四百三十一名
紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇九九号 平成十三年十一月二十八日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 青森県十和田市赤沼字下平二六三
ノ二二四 宮本肇外千四百三十一
名
紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一一〇〇号 平成十三年十一月二十八日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 長野県上田市市中野七ノ一 岩下
民江外千四百三十一名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 青森県南津軽郡平賀町柏木町字藤
山二四ノ一 小田桐幸江外千四百
三十一名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一一〇一号 平成十三年十一月二十八日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 長野県上田市市中野七ノ一 岩下
民江外千四百三十一名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一一〇二号 平成十三年十一月二十八日受理
介護保険の緊急改善に関する請願

請願者 青森市石江高間二三九 佐藤俊子
外四千五百六十六名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第一一〇三号 平成十三年十一月二十八日受理
介護保険の緊急改善に関する請願

請願者 熊本県山鹿市大字石一八六ノ一
猿渡瑞恵外四千五百六十六名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第一一〇四号 平成十三年十一月二十八日受理
保育・児童保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 広島市安佐北区落合南四ノ八ノ四
〇 中佐古里恵外千名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第六五四号と同じである。

第一一〇五号 平成十三年十一月二十八日受理
新業の早期承認に関する請願

請願者 千葉県流山市市野谷四七四 浅岡 歩外百六十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第一一〇六号 平成十三年十一月二十八日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 東京都墨田区太平二ノ三ノ四ノ二

〇五 森高志外四千名

紹介議員 山下八洲夫君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一一〇七号 平成十三年十一月二十八日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 さいたま市宮本二ノ八ノ四六 小

森谷勲外二千九百七十七名

紹介議員 榛葉賀津也君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一一三六号 平成十三年十一月二十八日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 福井市大町清水畑一〇二ノ七 佐

藤徹外八千三百九十名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一一三七号 平成十三年十一月二十八日受理

医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願

請願者 さいたま市新開一ノ一四ノ七 田

中秀子外五百一名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第一一三八号 平成十三年十一月二十八日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜

本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都渋谷区渋谷三ノ二九ノ八

天野晴元

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一一三九号 平成十三年十一月二十八日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜

本的な整備強化に関する請願

請願者 福井市宝永三ノ三ノ一 山内利朝

紹介議員 松村 龍二君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一一四〇号 平成十三年十一月二十八日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜

本的な整備強化に関する請願

請願者 静岡市鷹匠二ノ一三ノ四 石川太

茂津

紹介議員 榛葉賀津也君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一一四一号 平成十三年十一月二十八日受理

保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都調布市東つじヶ丘三ノ五

三ノ六 渋谷弘外八百四十八名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第六五四号と同じである。

第一一四二号 平成十三年十一月二十八日受理

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行

政体制の緊急整備に関する請願

請願者 富山県中新川郡上市町正印六五一

山本紀美子外四百七十九名

紹介議員 谷林 正昭君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第一一四三号 平成十三年十一月二十八日受理

小規模通所授産施設の運営費の改善等成人障害

者施策の拡充に関する請願

請願者 千葉県八千代市八千代台北一七ノ

一七ノ一六 田村春香外九百九十

九名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第九七四号と同じである。